

# 遺族附加年金事業「ささえ」

定年年齢の延長に伴い、平成18年1月1日～昭和44年1月2日生まれの「長期療養収入補償制度」にご加入いただいている方は補償対象期間は、60歳から65歳に変更になります。そのため保険料も変更になります。

**もしも… や、まさか!? は突然やってくるもの…**



「ささえ」は組合員同士で助け合う制度です！

## ● 手ごろな掛金で充実した保障

相互扶助のしくみで運営されており、掛金がお手ごろです。

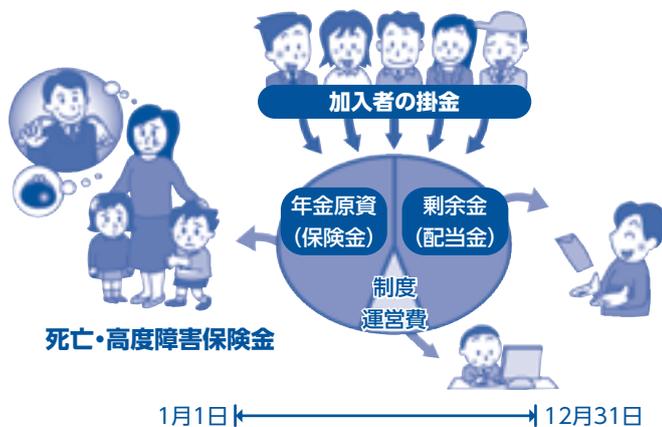
## ● 請求の手続きが安心・迅速

ご請求の際は、香川県庁消費生活協同組合が窓口となり、お手続きをしっかりとサポートします。

さらに！

## ● 配当金で実質負担を軽減

年に1回、収支計算を行ない、剰余金は配当金として還付します。



年1回

## 配当金として加入者に還付

ささえ・ささえロング・就業不能サポート・新医療保障<医療保障>は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返します。実質的な負担は軽減されます。(ささえ・ささえロング・就業不能サポート・新医療保障<医療保障>以外には配当金はありません。)

配当金額は加入者数、支払保険金額の多寡によって異なります。

病氣・ケガに備える制度もございます！  
詳細はパンフレットをご確認ください！

申込書のお取扱いについて

- 新規加入・申込内容を変更される場合は、制度推進員または香川県庁消費生活協同組合へご提出ください。(申込書のご提出がない場合は自動継続となります。)
- 郵送によるご提出の場合は、申込締切日までに香川県庁消費生活協同組合へご提出ください。
- 保険期間途中での変更(脱退含む)は、原則できません。申込締切日までに申込書にてお手続きください。

「健康情報活用商品」には **健活** のマークがついています。



- 【契約概要】・【注意喚起情報】はP9～15に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。
- 本パンフレット「健康情報活用商品について」の内容を必ずご確認ください。

申込締切日

令和5年9月22日(金)

責任開始期  
(加入日)

令和6年1月1日(月)

【契約者】 香川県庁消費生活協同組合



万一の備え

## ささえ

年金払特約付半年払保険料併用特約付子ども特約付団体定期保険【生命保険】

- ◎死亡、所定の高度障害を保障します。
- ◎保険金を一時金または年金で受け取ることができます。
- ◎配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)



万一の備え

## ささえロング

年金払特約付障害特約付新・団体定期保険【生命保険】

- ◎死亡、所定の高度障害を保障します。
- ◎保険金を一時金または年金で受け取ることができます。
- ◎配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)



病気・ケガへの備え

## 先進型医療サポート

家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】

- ◎病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払します。



就業不能への備え

## 就業不能サポート

特定精神障害給付特約付初期支援給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】

- ◎病気やケガで働けない場合(就業不能状態)を保障します。
- ◎入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保障します。

健活



重い病気への備え

## 重病克服支援制度

健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)付、7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】

- ◎7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害を保障します。
- ※特約の付加により保障内容が異なります。
- ◎余命6カ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。(リビング・ニーズ特約)
- ◎健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。

## ご加入いただける方

本人	配偶者	子ども
生協組合員 (生協組合員の出向先所属である警察、教育委員会事務局、 県立学校のプロパー職員および嘱託、臨時職員を除く)で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方) <sup>*1</sup>	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方) <sup>*1</sup>	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 <sup>注*</sup>

[年齢は令和6年1月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

生協組合員 (生協組合員の出向先所属である警察、教育委員会事務局、 県立学校のプロパー職員および嘱託、臨時職員を除く)で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方) <sup>*1</sup>	(ご加入いただけません)	(ご加入いただけません)
---	--------------	--------------

[年齢は令和6年1月1日現在の満年齢です。]

生協組合員 (生協組合員の出向先所属である警察、教育委員会事務局、 県立学校のプロパー職員および嘱託、臨時職員を除く)で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方)	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方)	22歳6カ月までの方 <sup>注*</sup>
---	------------------------------------	--------------------------

[年齢は令和6年1月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

生協組合員 (生協組合員の出向先所属である警察、教育委員会事務局、 県立学校のプロパー職員および嘱託、臨時職員を除く)で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方	(ご加入いただけません)	(ご加入いただけません)
--	--------------	--------------

[年齢は令和6年1月1日現在の満年齢です。]

生協組合員 (生協組合員の出向先所属である警察、教育委員会事務局、 県立学校のプロパー職員および嘱託、臨時職員を除く)で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は71歳6カ月までの方) <b>注1</b>	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は71歳6カ月までの方)	(ご加入いただけません)
---	------------------------------------	--------------

[年齢は令和6年1月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

掲載ページ

P.23

P.63

P.67

P.69

P.73

はじめに

遺族附加年金制度「ささえ」の概要

契約概要

注意喚起情報

健康情報活用商品について

ささえ

ささえロング

先進型医療サポート

就業不能サポート

重病克服支援制度

新医療保障

医療プラン

ライフガード(主)

ライフガード(特)

長期療養収入補償制度

短期休職補償制度

健康づくりサポート

ご注意ください



病気・ケガへの備え



三大疾病・介護等への備え



重い病気への備え



ケガ・日常生活上のリスクへの備え



ケガ・日常生活上のリスクへの備え

## 商品の名称

### 新医療保障

#### 医療保障

短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】

#### 充実プラン

医療保険【損害保険】

### 医療プラン

疾病入院特約(2001)付代理請求特約[Y]付集団扱無配当定期保険(Ⅱ型)【生命保険】

### ライフガード(主)

天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険(青年アクティブ型)【損害保険】

### ライフガード(特)

天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険(総合補償型)【損害保険】

## 商品の特長

#### <医療保障>

- ◎病気やケガによる入院を保障します。
- ◎配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)

#### <充実プラン>

- ◎病気やケガにより所定の手術を受けた場合、保障します。
- ◎三大疾病・所定の生活習慣病・女性疾病の場合、上乘せして保障します。
- ◎所定の要介護状態になった場合、一時金を給付します。

- ◎病気による継続して5日以上入院、所定の手術などを保障します。
- ◎三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院は、支払日数無制限です。

- ◎急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- ◎日常生活における様々なリスクに対応します。

- ◎急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- ◎ケガの他、住宅内生活用動産も補償します。

## ご加入いただける方

本人	配偶者	子ども
生協組合員 (生協組合員の出向先所属である警察、教育委員会事務局、 県立学校のプロパー職員および嘱託、臨時職員を除く)で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方 <sup>※2</sup> <b>注1</b>	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方 <sup>※2</sup>	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 <sup>注☆</sup>

[年齢は令和6年1月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

生協組合員(生協組合員の出向先所属である警察、教育委員会事務局、県立学校のプロパー職員および嘱託、臨時職員を除く)で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)	本人の配偶者で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)	(ご加入いただけません)
---	--	--------------

[年齢は令和6年1月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

生協組合員(生協組合員の出向先所属である警察、教育委員会事務局、 県立学校のプロパー職員および嘱託、臨時職員を除く)で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は71歳6カ月までの方) <b>注1</b>	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は71歳6カ月までの方)	(ご加入いただけません)
---	------------------------------------	--------------

[年齢は令和6年1月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

生協組合員(生協組合員の出向先所属である警察、教育委員会事務局、 県立学校のプロパー職員および嘱託、臨時職員を除く)で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方) <sup>注●</sup> <b>注1</b>	本人の配偶者で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方) <sup>注●</sup>	本人の子どもで、2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 <sup>注●</sup>
---	--	--

[年齢は令和6年1月1日現在の満年齢です。]

生協組合員(生協組合員の出向先所属である警察、教育委員会事務局、 県立学校のプロパー職員および嘱託、臨時職員を除く)で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方) <sup>注●</sup>	(ご加入いただけません)	(ご加入いただけません)
---	--------------	--------------

[年齢は令和6年1月1日現在の満年齢です。]

掲載ページ

P.79

P.80

P.83

P.85

P.87

はじめに

遺族附加年金制度「ささえ」の概要

契約概要

注意喚起情報

健康情報活用商品について

ささえ

ささえロング

先進型医療サポート

就業不能サポート

重病克服支援制度

新医療保障

医療プラン

ライフガード(主)

ライフガード(特)

長期療養収入補償制度

短期休職補償制度

健康づくりサポート

ご注意いただきたいこと



長期休職  
への備え

## 長期療養収入補償制度

精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険  
【損害保険】

- ◎病気やケガによる長期療養時の所得を補償します。
- ◎入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。

ご加入いただける方		
本人	配偶者	子ども
生協組合員(生協組合員の出向先所属である警察、教育委員会事務局、県立学校のプロパー職員および嘱託、臨時職員を除く)で、17歳を超え64歳6カ月までの方	(ご加入いただけません)	(ご加入いただけません)

[年齢は令和6年1月1日現在の満年齢です。]

P.89



休職  
への備え

## 短期休職補償制度

天災補償特約付所得補償保険【損害保険】

- ◎病気やケガによる療養時の所得を補償します。
- ◎入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。
- ◎保険期間中に就業不能が発生しなかった場合、保険料の20%を返れいします。

本人	配偶者	子ども
生協組合員(生協組合員の出向先所属である警察、教育委員会事務局、県立学校のプロパー職員および嘱託、臨時職員を除く)で、17歳を超え64歳6カ月までの方	(ご加入いただけません)	(ご加入いただけません)

[年齢は令和6年1月1日現在の満年齢です。]

P.91



健康増進

## 健康づくりサポート

健康づくりサポート

- ◎健康増進に役立つ情報を提供します。
- ◎楽しいオリジナルメニューをいつでもどこでもご家族でご利用いただけます。

ご加入いただける方についてはP93をご覧ください。

P.93

### その他ご加入にあたっての 注意事項

- 配偶者・子どもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・子どものみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者・子どもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同内容にて加入となります。
- 新医療保障<充実プラン>のみのご加入はできません。新医療保障<医療保障>と同額にてご加入ください。
- 親介護特約(新医療保障<充実プラン>)について、親のみのご加入はできません。本人の親は本人の新医療保障<充実プラン>とセットで、配偶者の親は配偶者の新医療保障<充実プラン>とセットでご加入ください。

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。

注☆：子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

注●：ただし、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

### 新医療保障<充実プラン>

### 本人・配偶者の親

## 親介護特約

本人および配偶者の戸籍上の実父母(養父母を除く)で、40歳6カ月を超え80歳6カ月までの方

[年齢は令和6年1月1日現在の満年齢です。]



ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。  
申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。

P.12



健康情報活用商品については、毎年の健康診断結果をお知らせいただく必要があります。  
本パンフレット「健康情報活用商品について」の内容を必ずご確認ください。

P.17

### 注1

- 重病克服支援制度、新医療保障<医療保障>、ライフガード(主)、医療プラン、健康づくりサポートへの加入はそれぞれ「ささえ」への加入が条件です。
- ライフガード(特)はライフガード(主)加入者のみのお取扱いとなります。
- 新医療保障<充実プラン>のみのご加入はできません。新医療保障<医療保障>と同額にてご加入ください。

※1：退職後継続の場合は80歳6カ月までの方

※2：退職後継続の場合は69歳6カ月までの方

### 【退職後継続について】

- ・現在加入制度かつ現在加入保険金額以下のコースのみ加入可能です。
- ・退職者専用コースは保険料に加えて月額300円の制度運営費が必要となります。(「ささえ」本人のみ)

はじめに

掲載  
ページ

遺族附加年金制度「ささえ」の概要

契約概要

注意喚起情報

健康情報活用商品について

ささえ

ささえロング

先進型医療サポート

就業不能サポート

重病克服支援制度

新医療保障

医療プラン

ライフガード(主)

ライフガード(特)

長期療養収入補償制度

短期休職補償制度

健康づくりサポート

ご注意ください

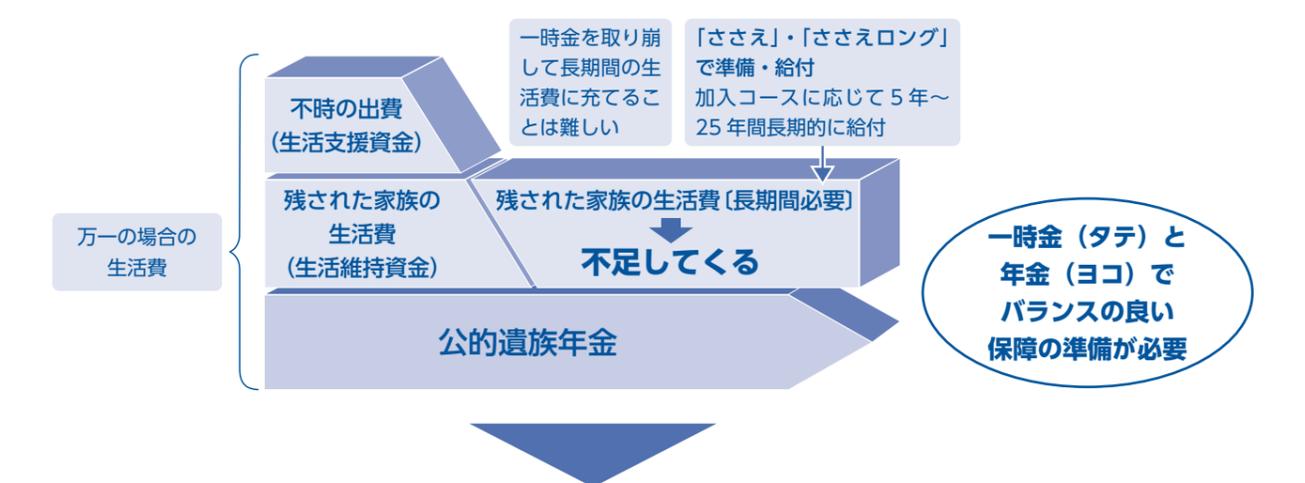
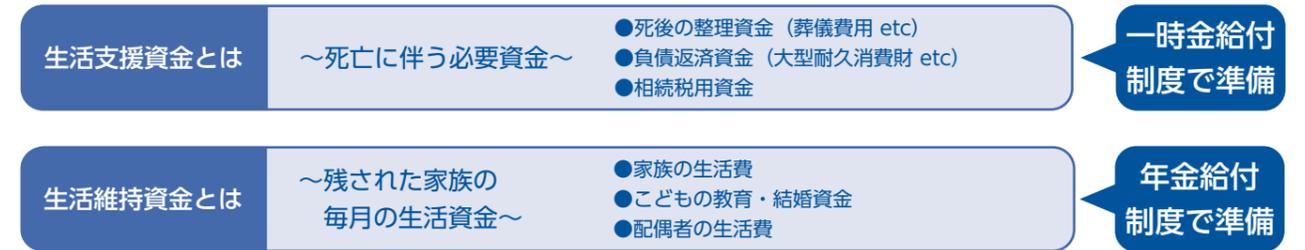
# 遺族附加年金制度「ささえ」の概要



年齢は満年齢です。

## 必要保障額の考え方

組合員に万一(死亡・高度障害)の場合、生活を立て直す「一時金(生活支援資金)」とその後の「家族の生活費(生活維持資金)」が必要となります。



## 公的遺族年金の現状



【参考】各年齢毎の必要生活費と公的障害年金(障害等級1級の場合)				【参考】必要生活費の試算について			
年齢	障害時必要生活費	公的障害年金	不足する必要生活費	年齢	遺族必要生活費	公的遺族年金	不足する必要生活費
18~30歳	約 25.5万円	約 13.1万円	約 12.4万円	18~30歳	約 12.7万円	約 2.9万円	約 9.8万円
31~35歳	約 33.6万円	約 18.0万円	約 15.6万円	31~35歳	約 23.7万円	約 10.9万円	約 12.8万円
36~40歳	約 39.9万円	約 20.0万円	約 19.9万円	36~40歳	約 29.9万円	約 14.0万円	約 15.9万円
41~45歳	約 45.2万円	約 20.8万円	約 24.4万円	41~45歳	約 33.9万円	約 14.5万円	約 19.4万円
46~50歳	約 48.3万円	約 22.7万円	約 25.6万円	46~50歳	約 36.2万円	約 15.6万円	約 20.6万円
51~55歳	約 50.6万円	約 21.8万円	約 28.8万円	51~55歳	約 37.9万円	約 12.9万円	約 25.0万円
56~60歳	約 48.8万円	約 23.3万円	約 25.5万円	56~60歳	約 27.0万円	約 12.8万円	約 14.2万円

※令和3年度地方公務員給与の実態(総務省)に基づいた当社試算  
※実際の受取額は所得額や家族構成等により異なります。

## 契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここではささえ・ささえロング・ライフガード(主)・ライフガード(特)・新医療保障<医療保障>・先進型医療サポート・就業不能サポート・医療プラン・新医療保障<充実プラン>・重病克服支援制度・短期休職補償制度・長期療養収入補償制度について記載しております。

### 1 商品の仕組み

この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。

保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。

なお、加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

### 2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)や保険料

#### 主な保障内容

保障内容(保険金額・給付金額、付加された特約)は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

ささえ	P.23	ささえロング	P.63	先進型医療サポート	P.67
就業不能サポート	P.69	重病克服支援制度	P.73	新医療保障<医療保障>	P.79
新医療保障<充実プラン>	P.80	医療プラン	P.83	ライフガード(主)	P.85
ライフガード(特)	P.87	長期療養収入補償制度	P.89	短期休職補償制度	P.91

※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

#### 保険料【控除方法】

毎月の給与から控除します。(初回は1月から)※「ささえ」の半年払掛金は12月、6月の賞与から控除します。(初回は12月から)

### 3 配当金

配当金の対象となる商品(下記以外の商品は無配当保険ですので、配当金はありません。)

ささえ	ささえロング	就業不能サポート	新医療保障<医療保障>
-----	--------	----------	-------------

ささえ・ささえロング・新医療保障<医療保障>・就業不能サポートは、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

### 4 脱退による返れい金、満期返れい金

この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。

### 5 引受保険会社

(事務幹事) 明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1  
明治安田損害保険株式会社 本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

#### 【ささえ】

明治安田生命保険相互会社 日本生命保険相互会社  
太陽生命保険株式会社

上記保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお引受保険会社等は変更されることがあります。

#### 【ささえロング】[新医療保障<医療保障>] [先進型医療サポート] [就業不能サポート] [医療プラン] [重病克服支援制度]

明治安田生命保険相互会社

#### 【短期休職補償制度】[長期療養収入補償制度]

明治安田損害保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社

#### 【ライフガード(主)】[ライフガード(特)] [新医療保障<充実プラン>]

明治安田損害保険株式会社

## 注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここではささえ・ささえロング・ライフガード(主)・ライフガード(特)・新医療保障<医療保障>・先進型医療サポート・就業不能サポート・医療プラン・新医療保障<充実プラン>・重病克服支援制度・短期休職補償制度・長期療養収入補償制度について記載しております。

### 1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について



保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

#### 高度障害保険金の事例

約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

#### 入院給付金(保険金)の事例

責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合

- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金(保険金)をお支払いできません。

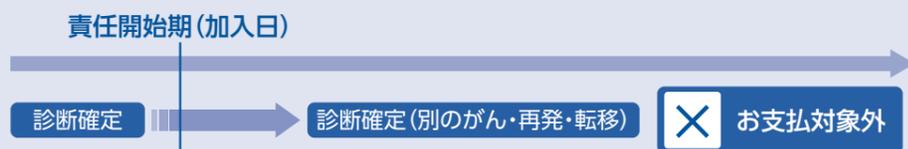


#### 特定疾病保険金の事例

生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限り、」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知らされていない場合でもお支払いできません。



#### 解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
    - 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
    - 責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など
- 保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。 P.96

#### 補償の重複について(損害保険)

既に同種の保険商品等のご契約がある場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。補償の重複に関する詳細は参照ページをご確認ください。 P.114

### 2 告知内容について



ご注意

- ◎ 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といたします。
- ◎ 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- ◎ 正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

#### ご加入を希望される商品の告知の有無についてご確認ください。

- ご加入いただける方の詳細は「はじめに」P.1をご参照ください。
- 【ささえ・ささえロング・新医療保障<医療保障>・先進型医療サポート・就業不能サポート・医療プラン・新医療保障<充実プラン>・重病克服支援制度・長期療養収入補償制度】  
STEP1・2へお進みください。
- 【短期休職補償制度】  
STEP1・2へお進みください。なお、職業・職務に関する告知もありますので、申込書でご確認ください。
- 【ライフガード(主)・ライフガード(特)】  
就業状態・健康状態に関する告知は不要です。職業・職務に関する告知がありますので、申込書でご確認ください。

#### STEP 1

まずは「申込日(告知日)現在」の就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

#### 本人

##### 現在の就業状態

病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

#### 配偶者・子ども・[本人・配偶者の親]

##### 現在の健康状態

医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。  
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

STEP つぎに、加入する商品ごとに

2 過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

本人・配偶者・子ども

ささえ ささえロング	重病克服支援制度 ●7大疾病保障特約 ●がん・上皮内新生物保障特約	新医療保障<医療保障> 先進型医療サポート 就業不能サポート 医療プラン 新医療保障<充実プラン>	短期休職補償制度 長期療養収入補償制度
過去12カ月以内の健康状態 申込日(告知日)より起算して過去12カ月以内に、別表①記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。	過去3カ月以内の健康状態 申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。	過去5年以内の健康状態 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表①記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。  重病克服支援制度の「がん・上皮内新生物保障特約」は、以下のとおりであることをご確認ください。 現在までの健康状態 申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。	過去2年以内の健康状態 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。

本人・配偶者の親

親介護特約

現在までの健康状態	公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことはありません。
過去5年以内の健康状態	●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、別表②記載の病気、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことはありません。(注)「治療」には指示・指導を含みます。 ●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に高血圧を原因とする入院をしたことはありません。

別表①	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
別表②	心筋こうそく、脳卒中(脳出血、脳こうそく、くも膜下出血)、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋委縮性側索硬化症、知的障害、精神病、統合失調症

<ささえ・ささえロング・新医療保障<医療保障>・先進型医療サポート・就業不能サポート・医療プラン・重病克服支援制度の場合>  
企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

<医療プラン・重病克服支援制度の場合>  
引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

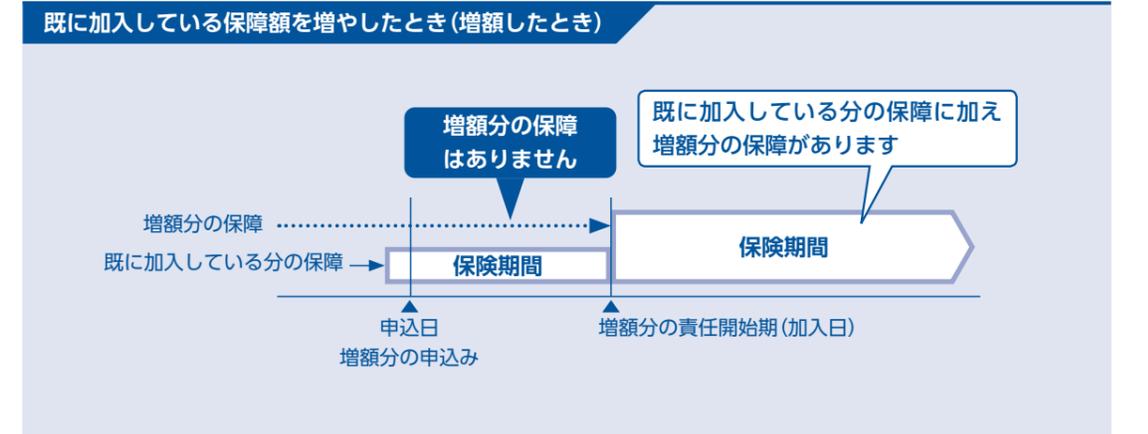
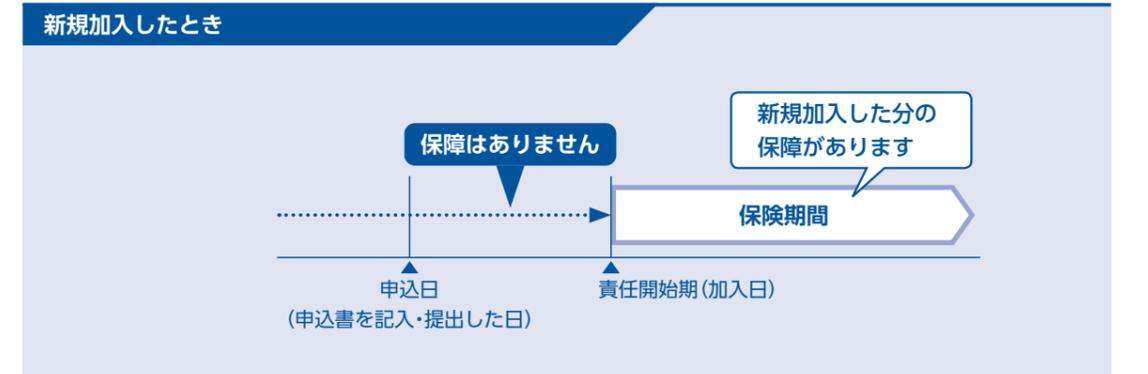
告知内容に関するお問い合わせ【生命保険・損害保険 共通】

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320  
受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

3 責任開始期(加入日)について

お申込みいただいた保障が初めて開始する時点責任開始期(加入日)といい、下記の通り、責任開始期(加入日)は申込日(申込書を記入・提出した日)とは異なります。  
なお、この保険の責任開始期(加入日)は、表紙に記載しています。

高度障害保険金、給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。



<ささえ・ささえロング・新医療保障<医療保障>・先進型医療サポート・就業不能サポート・医療プラン・重病克服支援制度の場合>

◎ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期(加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

## 4 保険金・給付金の請求について

- ◎保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。  
お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- ◎保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- ◎被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- ◎死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

## 5 その他の注意事項

### お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

### ご照会・ご相談窓口等

- 指定紛争解決機関  
この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会(生命保険)・一般社団法人日本損害保険協会(損害保険)です。
  - 生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構  
引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(生命保険)・損害保険契約者保護機構(損害保険)に加入しています。
- 上記、および制度内容等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 **P.116**

告知に関してのご照会先は、参照ページをご確認ください。 **P.14**

# 健康情報活用商品について

該当商品名称 重病克服支援制度

本パンフレット内で、「健康情報活用商品」には **健活** のマークがついています。

このページは、本パンフレットの「契約概要・注意喚起情報」の内容に加え、「健康情報活用商品」の「健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)」(以下、「CB特約」)において、特にご注意いただきたい事項をまとめております。

「CB特約」では、加入者の健康診断結果に応じて、一部保険料のキャッシュバックをうけられる場合があります。キャッシュバックの判断基準となるランクの判定のためには、保険契約者(以下、団体)を通じて毎年の健康診断結果をお知らせいただく必要があります。

健康診断結果の提出がない場合やその情報の取扱いに同意いただけない場合は、健康診断結果の如何を問わず、キャッシュバックの対象となりません。**必ず、以下の内容をご確認ください。**

## 対象商品

以下の商品のうち、本パンフレット内で **健活** のマークがついているものが対象です。

商品名		保険期間
主契約	特約	
無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)	7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約	1年
無配当医療保険	-	
無配当定期保険(Ⅱ型)	-	

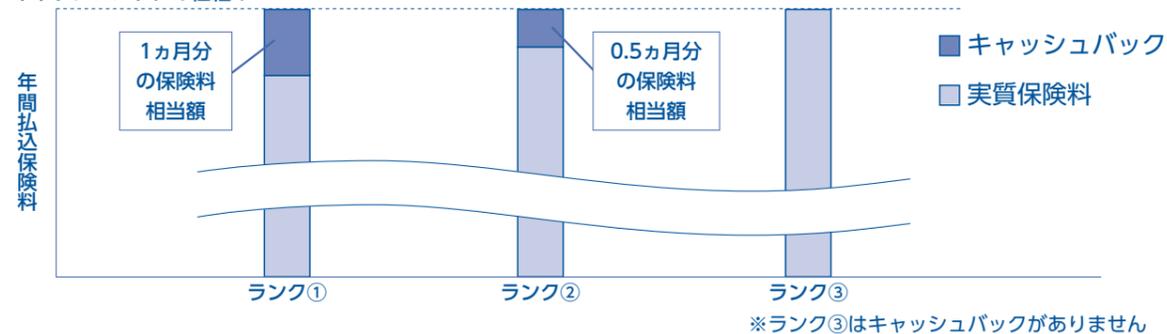
## 対象者

加入対象区分：本人・配偶者・退職者

## 「CB特約」の概要

- 各加入者の健康診断の結果をポイント化して「ランク」を判定し、保険期間(1年)満了後、「ランク」に応じて保険料の一部をキャッシュバック(※)することで、加入者の「健康に向けた前向きな活動」を応援します。
- CB特約は、加入者が健康診断結果の提出について同意した場合に付加され、その後、以下のいずれかに該当しない限り継続して付加されます。
  - 加入者が健康診断結果の提出についてあらたに不同意の申し出をしたとき
  - 加入者が健康情報活用商品を脱退したとき
  - 団体がCB特約を継続しなかったとき
  - 保険会社がCB特約の取扱いを停止したとき

<キャッシュバックの仕組み>



## 保険料

特約の付加に対する保険料は必要ありません。

## キャッシュバックの支払いについて

「ランク」に応じ、以下の金額がキャッシュバックされます。

<ランクによるキャッシュバック割合>

ランク	キャッシュバック割合
ランク①	主契約および対象の特約の保険料 1ヵ月分相当額 <sup>(注)</sup>
ランク②	主契約および対象の特約の保険料 0.5ヵ月分相当額 <sup>(注)</sup>
ランク③	なし

(注) 保険期間満了時の保険料をもとに算出します。

保険期間中に減額があった場合は減額後の保険料とし、特約が消滅した場合は特約分の保険料は含みません。

- キャッシュバックの支払いには、保険期間満了時までの主契約および対象特約の保険料が払い込まれていることが必要です。
- 詳細については「ご契約のしおり 特約」をご覧ください。

## 「ランク」の判定方法について

以下3段階で「ランク」の判定を行ないます。

【第1段階】健康診断の結果をもとに健診項目ごとの「健診結果区分」(A～D)を判定します。

(表1-1) 40歳未満

健診項目		健診結果区分					
		A	B	C	D		
必須項目	基礎	BMI(kg/m <sup>2</sup> ) <sup>(※1)</sup>	18.5～24.9	15.0～18.4 25.0～29.9	30.0～34.9	14.9以下 35.0以上	
		血圧 <sup>(※2)</sup>	収縮期(mmHg)	129以下	130～139	140～159	160以上
	拡張期(mmHg)		84以下	85～89	90～99	100以上	
	尿	尿糖	(-)	(±)以上			
尿蛋白		(-)	(±)	(+)	(2+)以上		
任意項目	血液	脂質(中性脂肪) <mg/dL>	30～149	150～299	300～499	29以下 500以上	
		肝機能 <sup>(※3)</sup>	GPT(ALT) <U/L>	30以下	31～40	41～50	51以上
			γ-GT(γ-GTP) <U/L>	50以下	51～80	81～100	101以上

(表1-2) 40歳以上

健診項目		健診結果区分				
		A	B	C	D	
必須項目	基礎	BMI(kg/m <sup>2</sup> ) <sup>(※1)</sup>	18.5～24.9	15.0～18.4 25.0～29.9	30.0～34.9	14.9以下 35.0以上
		血圧 <sup>(※2)</sup>	収縮期(mmHg)	129以下	130～139	140～159
	拡張期(mmHg)		84以下	85～89	90～99	100以上
	尿	尿蛋白	(-)	(±)	(+)	(2+)以上
血液	脂質(中性脂肪) <mg/dL>		30～149	150～299	300～499	29以下 500以上
		肝機能 <sup>(※3)</sup>	GPT(ALT) <U/L>	30以下	31～40	41～50
	γ-GT(γ-GTP) <U/L>		50以下	51～80	81～100	101以上
	糖代謝 <sup>(※4)</sup>	HbA1c(%)	5.5以下	5.6～5.9	6.0～6.4	6.5以上
血糖<mg/dL>		99以下	100～109	110～125	126以上	

## 【第2段階】健診項目ごとの「健診結果区分」(A～D)をポイント換算します。

(表2-1) 40歳未満

		男性				女性			
		A	B	C	D	A	B	C	D
必須項目	BMI <sup>(※1)</sup>	30	20	0	0	30	20	10	0
	血圧 <sup>(※2)</sup>	30	20	10	0	30	10	0	0
	尿糖	30	0	—	—	30	0	—	—
	尿蛋白	30	20	0	0	30	20	10	0
項目任意	脂質	10	0			10	0		
	肝機能 <sup>(※3)</sup>	(※5)				(※5)			

(表2-2) 40歳以上

		男性				女性			
		A	B	C	D	A	B	C	D
必須項目	BMI <sup>(※1)</sup>	30	20	10	0	30	10	0	0
	血圧 <sup>(※2)</sup>	30	20	10	0	30	20	10	0
	尿蛋白	30	20	0	0	30	20	0	0
	脂質	30	20	10	0	30	10	0	0
	肝機能 <sup>(※3)</sup>	30	20	10	0	30	10	0	0
	糖代謝 <sup>(※4)</sup>	30	10	0	0	30	20	0	0

- (※1) 提出された健康診断の結果にBMIの記載がない場合でも、体重および身長に記載があるときは、BMIは体重<kg>÷(身長<m>)<sup>2</sup>で計算するものとします。小数点第二位以下の端数が生じる場合には、端数を四捨五入します。
- (※2) 収縮期血圧および拡張期血圧の両方の結果が提出されていることを要します。収縮期血圧と拡張期血圧が異なる「健診結果区分」(A～D)となる場合は、「ポイント」(30～0)が低い方の「健診結果区分」(A～D)とします。
- (※3) GPT(ALT)およびγ-GT(γ-GTP)の両方の結果が提出されていることを要します。GPT(ALT)とγ-GT(γ-GTP)が異なる「健診結果区分」(A～D)となる場合は、「ポイント」(30～0)が低い方の「健診結果区分」(A～D)とします。
- (※4) HbA1cまたは血糖のいずれかの結果が提出されていることを要します。HbA1cと血糖の両方の結果が提出された場合は、HbA1cの結果により「健診結果区分」(A～D)および「ポイント」(30～0)を判定します。
- (※5) 40歳未満は、脂質・肝機能の「健診結果区分」がともにA判定の場合のみ「ポイント」(10)を加算します。

## 【第3段階】健診項目ごとのポイントを合計し、「ランク」を判定します。

(表3-1) 40歳未満

ランク①	ランク②	ランク③
120ポイント以上	110ポイント	100ポイント以下

(表3-2) 40歳以上

ランク①	ランク②	ランク③
170ポイント以上	150～160ポイント	140ポイント以下

## その他(留意事項)

- 「ランク」の判定にあたっては、(表1-1)(表1-2)に記載の年齢ごとの必須項目をすべて受診していることを要します。
- 健康診断は、法令(労働安全衛生法等)に基づく医師による健康診断、自発的に受診した医師による健康診断等をいい、人間ドックや明治安田生命保険相互会社(以下、「保険会社」)があらかじめ認めた検査機関で受診した検査等も含みません。
- 加入者が団体に健康診断結果を提出した場合でも、団体から所定の様式を用いて期限内に保険会社に提出されなかったときには、その加入者は「ランク③」として取扱います。
  - ※健康診断の受診日は、保険期間満了日の前24ヵ月以内であることを要します。(勤務先の実施する健康診断の時期の変更等のやむを得ない理由により受診日がこの期間外となったと保険会社が認めた場合は、受診日が保険期間満了日の前24ヵ月以内である健康診断とみなします。)
  - ※「ランク」の判定に使用する年齢は、加入者が健康診断を受診した日の後、最初に到来する3月31日時点での加入者の満年齢によります。ただし、3月31日に受診した場合には、その受診時の満年齢によります。なお、誕生日が4月1日の場合、当該3月31日が属する年の前年の4月1日時点の満年齢によるものとします。「加入資格」や「保険料(掛金)」で使用している年齢とは異なります。

## 健康診断に関する情報の提出と取扱いの同意について

- 「C B 特約」は、ランクの判定のために、加入者の健康診断に関する情報(以下、「健診情報」)を明治安田生命保険相互会社(以下、「保険会社」)に提出する必要があります。

- 健診情報は、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等の医療保険者が保有している場合や、医療保険者と保険契約者(以下、「団体」)が共有している場合等があります。
- いずれの場合も、健診情報は団体から保険会社へ提出いただくことを条件としています。
- 加入者個人から直接保険会社へ提出いただくことはできませんが、団体が加入者個人から健診情報を収集することを当社所定の方法を活用しサポートする場合があります。

- 健診情報の取扱いにかかる重要事項について、次の「**健診情報の取扱いについて**」に記載をしております。

「**健診情報の取扱いについて**」に同意いただけない加入者は、健診情報の結果の如何を問わず**ランク③**となります。(ランク③の場合、キャッシュバックの対象となりません。)

「**加入申込書兼告知書**」において同意を求めるのは以下の事項です。

### 健診情報の取扱いについて

#### 1. 健診情報の提出およびランクの通知

- 団体が、加入者の健診情報のうち、＜別表＞記載の内容を、保険会社へ提出すること
- 団体と健診情報保有者(医療保険者等)が異なる場合は、健診情報保有者が、＜別表＞記載の内容を団体へ提出し、団体が、その情報を保険会社へ提出すること
- 団体が、加入者の健診情報を求める主旨・目的を健診情報保有者へ通知すること
- 保険会社が、団体から提出を受けた健診情報をもとに判定した各加入者のランク(ランク①～③のいずれに該当しているか)を、団体へ通知すること

＜別表：提出に同意する健診情報＞

- 健康診断受診日
- BMI(身長・体重)、血圧(収縮期・拡張期)、尿糖、尿蛋白、脂質(中性脂肪)、肝機能(GPT・γ-GT)、糖代謝(HbA1c・血糖)

#### 2. 健診情報の利用目的

- 保険会社が、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、「ランクの判定」「団体への統計レポートの提供」「加入者に対する健康関連情報等の提供」「医事研究・統計」「その他保険に関連・付随する業務」のために利用すること

#### 3. 健診情報と告知の別

- 保険会社は、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、保険契約の加入・増額時の告知としては取り扱わないこと  
したがって、保険会社は、提出を受けた健診情報にもとづいて告知義務違反を問うことはありません。
- 保険会社は、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、保険契約の加入・増額時の査定や保険金等の支払いの査定に利用しないこと  
したがって、保険会社が、保険契約の加入・増額時の査定や保険金等の支払いの査定時において、告知義務違反の事実が記載された健診情報を受領していた場合であっても、「加入申込書兼告知書」において正しく告知がなされなかったものは告知義務違反とし、契約の解除をする場合があります。

#### 4. 他の生命保険契約での健診情報の取扱いとの相違

- 加入者と保険会社の間に、複数の生命保険契約(加入者が被保険者となる契約)がある場合、本パンフレットで「健康情報活用商品」とされている契約(以下、「本契約」)と、それ以外の契約とでは健診情報の利用目的・告知に関する取扱いが異なること

- 本契約で利用する健診情報は、団体から保険会社へ提出された健診情報です。  
保険会社が個人との間で締結している契約(以下、「個人契約」)において、本契約の加入者が被保険者となっており、保険会社に直接健診情報を提出していた場合でも、その健診情報は、本契約では使用いたしません。
- 個人契約において提出された健診情報が、個人契約の加入・増額時の告知として取り扱われる場合でも、本契約においては、告知としての取扱いはいたしません。

#### 5. 団体が加入者から健診情報を収集する際のサポート機能

- 保険会社は、「団体が加入者から健診情報を収集する際のサポート機能」(以下、「健診情報収集のサポート機能」)を、団体に提供すること
- 健診情報収集のサポート機能を利用した場合、保険会社は、所定の期間外および「みんなのMYポータル」機能以外での健診情報は受け付けないこと

＜健診情報収集のサポート機能について＞

- ①保険会社は、「みんなのMYポータル」を通じ、加入者に対し、健診情報のうちランク判定に必要な項目の数値等・画像の登録を求める。この場合、保険会社は、団体からの依頼を受け、加入者に対して、＜別表＞記載の項目の数値等および、加入者の氏名、医療機関名等が記載された健康診断結果の画像を所定の期間内に登録するよう求める場合がある(「みんなのMYポータル」登録アドレスにメール送信)
- ②保険会社は、所定の期間中、未登録・不備等が解消されない場合、複数回督促メールの送信を行なう
- ③保険会社は、所定の期間中に不備等が解消されない情報を除き、加入者が登録した健診情報の数値等と画像を照合し、当該データを団体に提供する。なお、保険会社は、当該データを、団体からの健診情報提出後、他の用途には転用することはせず、速やかに廃棄する
- ④団体は当該データをもとに保険会社に健診情報を提出する



## 保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金として受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

## 【現職者専用コース】

		本人							
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
A1	18～27歳 (H8.7.2～H18.7.1)	2,850	25	10.5	3,170	1,150	25	25.5	1,279
	28～35歳 (S63.7.2～H8.7.1)	2,890	25	10.7	3,215	1,110	25	24.7	1,235
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	2,790	20	12.6	3,030	1,210	20	32.8	1,314
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	3,110	20	14.0	3,377	890	20	24.1	966
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	2,440	15	14.3	2,587	700	15	24.7	742
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	1,620	10	13.9	1,676	600	10	31.0	621
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	1,060	7	12.8	1,081	420	7	30.5	428
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313
	66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313
	71歳 (S27.7.2～S28.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313
	72歳 (S26.7.2～S27.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313
	73歳 (S25.7.2～S26.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313
	74歳 (S24.7.2～S25.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313
	75歳 (S23.7.2～S24.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313
	76歳 (S22.7.2～S23.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313

## 意向確認【ご加入前のご確認】

ささえは、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

		本人							
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
A1	77歳 (S21.7.2～S22.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313
	78歳 (S20.7.2～S21.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313
	79歳 (S19.7.2～S20.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313
	80歳 (S18.7.2～S19.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313
A2	18～27歳 (H8.7.2～H18.7.1)	2,850	25	10.5	3,170	850	25	18.9	945
	28～35歳 (S63.7.2～H8.7.1)	2,890	25	10.7	3,215	850	25	18.9	945
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	2,790	20	12.6	3,030	720	20	19.5	782
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	3,110	20	14.0	3,377	650	20	17.6	706
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	2,440	15	14.3	2,587	550	15	19.4	583
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	1,620	10	13.9	1,676	450	10	23.2	465
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	1,060	7	12.8	1,081	320	7	23.3	326
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252
	66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252
	71歳 (S27.7.2～S28.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252
	72歳 (S26.7.2～S27.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252
	73歳 (S25.7.2～S26.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252
	74歳 (S24.7.2～S25.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252
	75歳 (S23.7.2～S24.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252
	76歳 (S22.7.2～S23.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252
	77歳 (S21.7.2～S22.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252
	78歳 (S20.7.2～S21.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252
	79歳 (S19.7.2～S20.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252
	80歳 (S18.7.2～S19.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252

本人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
A3	18～27歳 (H8.7.2～H18.7.1)	2,850	25	10.5	3,170	500	25	11.1	556
	28～35歳 (S63.7.2～H8.7.1)	2,890	25	10.7	3,215	500	25	11.1	556
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	2,790	20	12.6	3,030	500	20	13.5	543
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	3,110	20	14.0	3,377	400	20	10.8	434
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	2,440	15	14.3	2,587	350	15	12.3	371
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	1,620	10	13.9	1,676	300	10	15.5	310
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	1,060	7	12.8	1,081	250	7	18.2	255
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	310	5	5.2	313	200	5	20.2	202
	66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	310	5	5.2	313	200	5	20.2	202
	71歳 (S27.7.2～S28.7.1)	310	5	5.2	313	200	5	20.2	202
	72歳 (S26.7.2～S27.7.1)	310	5	5.2	313	200	5	20.2	202
	73歳 (S25.7.2～S26.7.1)	310	5	5.2	313	200	5	20.2	202
	74歳 (S24.7.2～S25.7.1)	310	5	5.2	313	200	5	20.2	202
	75歳 (S23.7.2～S24.7.1)	310	5	5.2	313	200	5	20.2	202
	76歳 (S22.7.2～S23.7.1)	310	5	5.2	313	200	5	20.2	202
	77歳 (S21.7.2～S22.7.1)	310	5	5.2	313	200	5	20.2	202
	78歳 (S20.7.2～S21.7.1)	310	5	5.2	313	200	5	20.2	202
	79歳 (S19.7.2～S20.7.1)	310	5	5.2	313	200	5	20.2	202
	80歳 (S18.7.2～S19.7.1)	310	5	5.2	313	200	5	20.2	202
	B1	18～27歳 (H8.7.2～H18.7.1)	1,720	25	6.3	1,913	1,150	25	25.5
28～35歳 (S63.7.2～H8.7.1)		1,790	25	6.6	1,991	1,110	25	24.7	1,235
36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)		2,140	20	9.6	2,324	1,210	20	32.8	1,314
41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)		2,390	15	14.0	2,534	890	15	31.4	943

本人										
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき								
		月額給付				ボーナス給付(年2回)				
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)	
B1	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	1,620	12	11.7	1,693	700	12	30.4	731	
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	1,060	10	9.1	1,097	600	10	31.0	621	
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	650	7	7.8	662	420	7	30.5	428	
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313	
	66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313	
	71歳 (S27.7.2～S28.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313	
	72歳 (S26.7.2～S27.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313	
	73歳 (S25.7.2～S26.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313	
	74歳 (S24.7.2～S25.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313	
	75歳 (S23.7.2～S24.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313	
	76歳 (S22.7.2～S23.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313	
	77歳 (S21.7.2～S22.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313	
	78歳 (S20.7.2～S21.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313	
	79歳 (S19.7.2～S20.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313	
	80歳 (S18.7.2～S19.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313	
	B2	18～27歳 (H8.7.2～H18.7.1)	1,720	25	6.3	1,913	850	25	18.9	945
		28～35歳 (S63.7.2～H8.7.1)	1,790	25	6.6	1,991	850	25	18.9	945
		36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	2,140	20	9.6	2,324	720	20	19.5	782
		41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	2,390	15	14.0	2,534	650	15	22.9	689
		46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	1,620	12	11.7	1,693	550	12	23.9	574
B1	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	1,060	10	9.1	1,097	450	10	23.2	465	
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	650	7	7.8	662	320	7	23.3	326	
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252	

本人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
B2	66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252
	71歳 (S27.7.2～S28.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252
	72歳 (S26.7.2～S27.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252
	73歳 (S25.7.2～S26.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252
	74歳 (S24.7.2～S25.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252
	75歳 (S23.7.2～S24.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252
	76歳 (S22.7.2～S23.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252
	77歳 (S21.7.2～S22.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252
	78歳 (S20.7.2～S21.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252
	79歳 (S19.7.2～S20.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252
80歳 (S18.7.2～S19.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252	
B3	18～27歳 (H8.7.2～H18.7.1)	1,720	25	6.3	1,913	500	25	11.1	556
	28～35歳 (S63.7.2～H8.7.1)	1,790	25	6.6	1,991	500	25	11.1	556
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	2,140	20	9.6	2,324	500	20	13.5	543
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	2,390	15	14.0	2,534	400	15	14.1	424
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	1,620	12	11.7	1,693	350	12	15.2	365
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	1,060	10	9.1	1,097	300	10	15.5	310
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	650	7	7.8	662	250	7	18.2	255
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	310	5	5.2	313	200	5	20.2	202
	66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	310	5	5.2	313	200	5	20.2	202
	71歳 (S27.7.2～S28.7.1)	310	5	5.2	313	200	5	20.2	202
	72歳 (S26.7.2～S27.7.1)	310	5	5.2	313	200	5	20.2	202
	73歳 (S25.7.2～S26.7.1)	310	5	5.2	313	200	5	20.2	202

本人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
B3	74歳 (S24.7.2～S25.7.1)	310	5	5.2	313	200	5	20.2	202
	75歳 (S23.7.2～S24.7.1)	310	5	5.2	313	200	5	20.2	202
	76歳 (S22.7.2～S23.7.1)	310	5	5.2	313	200	5	20.2	202
	77歳 (S21.7.2～S22.7.1)	310	5	5.2	313	200	5	20.2	202
	78歳 (S20.7.2～S21.7.1)	310	5	5.2	313	200	5	20.2	202
	79歳 (S19.7.2～S20.7.1)	310	5	5.2	313	200	5	20.2	202
	80歳 (S18.7.2～S19.7.1)	310	5	5.2	313	200	5	20.2	202
	18～27歳 (H8.7.2～H18.7.1)	1,160	20	5.2	1,259	1,150	20	31.2	1,249
28～35歳 (S63.7.2～H8.7.1)	1,040	20	4.7	1,129	1,110	20	30.1	1,205	
36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	1,150	15	6.7	1,219	1,210	15	42.7	1,283	
41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	1,100	10	9.4	1,138	890	10	46.0	921	
46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	820	10	7.0	848	700	10	36.2	724	
51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	540	7	6.5	550	600	7	43.7	611	
56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	310	5	5.2	313	420	5	42.4	424	
61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313	
66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313	
71歳 (S27.7.2～S28.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313	
72歳 (S26.7.2～S27.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313	
73歳 (S25.7.2～S26.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313	
74歳 (S24.7.2～S25.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313	
75歳 (S23.7.2～S24.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313	
76歳 (S22.7.2～S23.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313	
77歳 (S21.7.2～S22.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313	

本人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
C1	78歳 (S20.7.2～S21.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313
	79歳 (S19.7.2～S20.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313
	80歳 (S18.7.2～S19.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313
C2	18～27歳 (H8.7.2～H18.7.1)	1,160	20	5.2	1,259	850	20	23.0	923
	28～35歳 (S63.7.2～H8.7.1)	1,040	20	4.7	1,129	850	20	23.0	923
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	1,150	15	6.7	1,219	720	15	25.4	763
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	1,100	10	9.4	1,138	650	10	33.6	672
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	820	10	7.0	848	550	10	28.4	569
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	540	7	6.5	550	450	7	32.7	458
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	310	5	5.2	313	320	5	32.3	323
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252
	66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252
	71歳 (S27.7.2～S28.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252
	72歳 (S26.7.2～S27.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252
	73歳 (S25.7.2～S26.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252
	74歳 (S24.7.2～S25.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252
	75歳 (S23.7.2～S24.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252
	76歳 (S22.7.2～S23.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252
	77歳 (S21.7.2～S22.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252
	78歳 (S20.7.2～S21.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252
	79歳 (S19.7.2～S20.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252
	80歳 (S18.7.2～S19.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252
	C3	18～27歳 (H8.7.2～H18.7.1)	1,160	20	5.2	1,259	500	20	13.5

本人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
C3	28～35歳 (S63.7.2～H8.7.1)	1,040	20	4.7	1,129	500	20	13.5	543
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	1,150	15	6.7	1,219	500	15	17.6	530
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	1,100	10	9.4	1,138	400	10	20.7	414
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	820	10	7.0	848	350	10	18.1	362
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	540	7	6.5	550	300	7	21.8	305
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	310	5	5.2	313	250	5	25.2	252
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	310	5	5.2	313	200	5	20.2	202
	66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	310	5	5.2	313	200	5	20.2	202
	71歳 (S27.7.2～S28.7.1)	310	5	5.2	313	200	5	20.2	202
	72歳 (S26.7.2～S27.7.1)	310	5	5.2	313	200	5	20.2	202
	73歳 (S25.7.2～S26.7.1)	310	5	5.2	313	200	5	20.2	202
	74歳 (S24.7.2～S25.7.1)	310	5	5.2	313	200	5	20.2	202
	75歳 (S23.7.2～S24.7.1)	310	5	5.2	313	200	5	20.2	202
	76歳 (S22.7.2～S23.7.1)	310	5	5.2	313	200	5	20.2	202
	77歳 (S21.7.2～S22.7.1)	310	5	5.2	313	200	5	20.2	202
	78歳 (S20.7.2～S21.7.1)	310	5	5.2	313	200	5	20.2	202
	D1	18～27歳 (H8.7.2～H18.7.1)	2,250	25	8.3	2,503	1,150	25	25.5
28～35歳 (S63.7.2～H8.7.1)		2,300	25	8.5	2,558	1,110	25	24.7	1,235
36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)		2,300	25	8.5	2,558	1,210	25	26.9	1,346
41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)		2,690	20	12.1	2,921	890	20	24.1	966
46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)		2,700	15	15.9	2,863	700	15	24.7	742

本人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
D1	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	2,250	10	19.4	2,328	600	10	31.0	621
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	1,600	7	19.4	1,631	420	7	30.5	428
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	550	5	9.2	555	310	5	31.3	313
	66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	550	5	9.2	555	310	5	31.3	313
	71歳 (S27.7.2～S28.7.1)	550	5	9.2	555	310	5	31.3	313
	72歳 (S26.7.2～S27.7.1)	550	5	9.2	555	310	5	31.3	313
	73歳 (S25.7.2～S26.7.1)	550	5	9.2	555	310	5	31.3	313
	74歳 (S24.7.2～S25.7.1)	550	5	9.2	555	310	5	31.3	313
	75歳 (S23.7.2～S24.7.1)	550	5	9.2	555	310	5	31.3	313
	76歳 (S22.7.2～S23.7.1)	550	5	9.2	555	310	5	31.3	313
	77歳 (S21.7.2～S22.7.1)	550	5	9.2	555	310	5	31.3	313
	78歳 (S20.7.2～S21.7.1)	550	5	9.2	555	310	5	31.3	313
	79歳 (S19.7.2～S20.7.1)	550	5	9.2	555	310	5	31.3	313
	80歳 (S18.7.2～S19.7.1)	550	5	9.2	555	310	5	31.3	313
D2	18～27歳 (H8.7.2～H18.7.1)	2,250	25	8.3	2,503	850	25	18.9	945
	28～35歳 (S63.7.2～H8.7.1)	2,300	25	8.5	2,558	850	25	18.9	945
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	2,300	25	8.5	2,558	720	25	16.0	801
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	2,690	20	12.1	2,921	650	20	17.6	706
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	2,700	15	15.9	2,863	550	15	19.4	583
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	2,250	10	19.4	2,328	450	10	23.2	465
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	1,600	7	19.4	1,631	320	7	23.3	326
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	550	5	9.2	555	250	5	25.2	252
	66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	550	5	9.2	555	250	5	25.2	252

本人										
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき								
		月額給付				ボーナス給付(年2回)				
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)	
D2	71歳 (S27.7.2～S28.7.1)	550	5	9.2	555	250	5	25.2	252	
	72歳 (S26.7.2～S27.7.1)	550	5	9.2	555	250	5	25.2	252	
	73歳 (S25.7.2～S26.7.1)	550	5	9.2	555	250	5	25.2	252	
	74歳 (S24.7.2～S25.7.1)	550	5	9.2	555	250	5	25.2	252	
	75歳 (S23.7.2～S24.7.1)	550	5	9.2	555	250	5	25.2	252	
	76歳 (S22.7.2～S23.7.1)	550	5	9.2	555	250	5	25.2	252	
	77歳 (S21.7.2～S22.7.1)	550	5	9.2	555	250	5	25.2	252	
	78歳 (S20.7.2～S21.7.1)	550	5	9.2	555	250	5	25.2	252	
	79歳 (S19.7.2～S20.7.1)	550	5	9.2	555	250	5	25.2	252	
	80歳 (S18.7.2～S19.7.1)	550	5	9.2	555	250	5	25.2	252	
	D3	18～27歳 (H8.7.2～H18.7.1)	2,250	25	8.3	2,503	500	25	11.1	556
		28～35歳 (S63.7.2～H8.7.1)	2,300	25	8.5	2,558	500	25	11.1	556
36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)		2,300	25	8.5	2,558	500	25	11.1	556	
41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)		2,690	20	12.1	2,921	400	20	10.8	434	
46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)		2,700	15	15.9	2,863	350	15	12.3	371	
51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)		2,250	10	19.4	2,328	300	10	15.5	310	
56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)		1,600	7	19.4	1,631	250	7	18.2	255	
61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)		550	5	9.2	555	200	5	20.2	202	
66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)		550	5	9.2	555	200	5	20.2	202	
71歳 (S27.7.2～S28.7.1)		550	5	9.2	555	200	5	20.2	202	
72歳 (S26.7.2～S27.7.1)	550	5	9.2	555	200	5	20.2	202		
73歳 (S25.7.2～S26.7.1)	550	5	9.2	555	200	5	20.2	202		
74歳 (S24.7.2～S25.7.1)	550	5	9.2	555	200	5	20.2	202		

本人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
D3	75歳 (S23.7.2～S24.7.1)	550	5	9.2	555	200	5	20.2	202
	76歳 (S22.7.2～S23.7.1)	550	5	9.2	555	200	5	20.2	202
	77歳 (S21.7.2～S22.7.1)	550	5	9.2	555	200	5	20.2	202
	78歳 (S20.7.2～S21.7.1)	550	5	9.2	555	200	5	20.2	202
	79歳 (S19.7.2～S20.7.1)	550	5	9.2	555	200	5	20.2	202
	80歳 (S18.7.2～S19.7.1)	550	5	9.2	555	200	5	20.2	202
E1	18～27歳 (H8.7.2～H18.7.1)	3,850	25	14.2	4,283	1,150	25	25.5	1,279
	28～35歳 (S63.7.2～H8.7.1)	3,890	25	14.4	4,327	1,110	25	24.7	1,235
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	3,790	20	17.1	4,116	1,210	20	32.8	1,314
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	4,110	20	18.5	4,463	890	20	24.1	966
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	3,565	15	21.0	3,780	700	15	24.7	742
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	2,493	10	21.5	2,580	600	10	31.0	621
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	1,648	7	20.0	1,680	420	7	30.5	428
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313
	66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313
	71歳 (S27.7.2～S28.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313
	72歳 (S26.7.2～S27.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313
	73歳 (S25.7.2～S26.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313
	74歳 (S24.7.2～S25.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313
	75歳 (S23.7.2～S24.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313
	76歳 (S22.7.2～S23.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313
	77歳 (S21.7.2～S22.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313
	78歳 (S20.7.2～S21.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313

本人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
E1	79歳 (S19.7.2～S20.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313
	80歳 (S18.7.2～S19.7.1)	310	5	5.2	313	310	5	31.3	313
A	18～27歳 (H8.7.2～H18.7.1)	2,850	25	10.5	3,170	-	-	-	-
	28～35歳 (S63.7.2～H8.7.1)	2,890	25	10.7	3,215	-	-	-	-
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	2,790	20	12.6	3,030	-	-	-	-
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	3,110	20	14.0	3,377	-	-	-	-
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	2,440	15	14.3	2,587	-	-	-	-
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	1,620	10	13.9	1,676	-	-	-	-
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	1,060	7	12.8	1,081	-	-	-	-
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-
	66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-
	71歳 (S27.7.2～S28.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-
	72歳 (S26.7.2～S27.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-
	73歳 (S25.7.2～S26.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-
	74歳 (S24.7.2～S25.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-
	75歳 (S23.7.2～S24.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-
	76歳 (S22.7.2～S23.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-
	77歳 (S21.7.2～S22.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-
	78歳 (S20.7.2～S21.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-
	B	18～27歳 (H8.7.2～H18.7.1)	1,720	25	6.3	1,913	-	-	-
28～35歳 (S63.7.2～H8.7.1)		1,790	25	6.6	1,991	-	-	-	-

本人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
B	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	2,140	20	9.6	2,324	-	-	-	-
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	2,390	15	14.0	2,534	-	-	-	-
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	1,620	12	11.7	1,693	-	-	-	-
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	1,060	10	9.1	1,097	-	-	-	-
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	650	7	7.8	662	-	-	-	-
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-
	66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-
	71歳 (S27.7.2～S28.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-
	72歳 (S26.7.2～S27.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-
	73歳 (S25.7.2～S26.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-
	74歳 (S24.7.2～S25.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-
	75歳 (S23.7.2～S24.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-
	76歳 (S22.7.2～S23.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-
	77歳 (S21.7.2～S22.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-
	78歳 (S20.7.2～S21.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-
	79歳 (S19.7.2～S20.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-
80歳 (S18.7.2～S19.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-	
C	18～27歳 (H8.7.2～H18.7.1)	1,160	20	5.2	1,259	-	-	-	-
	28～35歳 (S63.7.2～H8.7.1)	1,040	20	4.7	1,129	-	-	-	-
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	1,150	15	6.7	1,219	-	-	-	-
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	1,100	10	9.4	1,138	-	-	-	-
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	820	10	7.0	848	-	-	-	-
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	540	7	6.5	550	-	-	-	-

本人										
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき								
		月額給付				ボーナス給付(年2回)				
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)	
C	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-	
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-	
	66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-	
	71歳 (S27.7.2～S28.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-	
	72歳 (S26.7.2～S27.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-	
	73歳 (S25.7.2～S26.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-	
	74歳 (S24.7.2～S25.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-	
	75歳 (S23.7.2～S24.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-	
	76歳 (S22.7.2～S23.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-	
	77歳 (S21.7.2～S22.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-	
	78歳 (S20.7.2～S21.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-	
	79歳 (S19.7.2～S20.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-	
	80歳 (S18.7.2～S19.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-	
	D	18～27歳 (H8.7.2～H18.7.1)	2,250	25	8.3	2,503	-	-	-	-
		28～35歳 (S63.7.2～H8.7.1)	2,300	25	8.5	2,558	-	-	-	-
		36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	2,300	25	8.5	2,558	-	-	-	-
41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)		2,690	20	12.1	2,921	-	-	-	-	
46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)		2,700	15	15.9	2,863	-	-	-	-	
51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)		2,250	10	19.4	2,328	-	-	-	-	
56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)		1,600	7	19.4	1,631	-	-	-	-	
61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	550	5	9.2	555	-	-	-	-		
66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	550	5	9.2	555	-	-	-	-		
71歳 (S27.7.2～S28.7.1)	550	5	9.2	555	-	-	-	-		

本人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
D	72歳 (S26.7.2～S27.7.1)	550	5	9.2	555	-	-	-	-
	73歳 (S25.7.2～S26.7.1)	550	5	9.2	555	-	-	-	-
	74歳 (S24.7.2～S25.7.1)	550	5	9.2	555	-	-	-	-
	75歳 (S23.7.2～S24.7.1)	550	5	9.2	555	-	-	-	-
	76歳 (S22.7.2～S23.7.1)	550	5	9.2	555	-	-	-	-
	77歳 (S21.7.2～S22.7.1)	550	5	9.2	555	-	-	-	-
	78歳 (S20.7.2～S21.7.1)	550	5	9.2	555	-	-	-	-
	79歳 (S19.7.2～S20.7.1)	550	5	9.2	555	-	-	-	-
	80歳 (S18.7.2～S19.7.1)	550	5	9.2	555	-	-	-	-
E	18～27歳 (H8.7.2～H18.7.1)	3,850	25	14.2	4,283	-	-	-	-
	28～35歳 (S63.7.2～H8.7.1)	3,890	25	14.4	4,327	-	-	-	-
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	3,790	20	17.1	4,116	-	-	-	-
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	4,110	20	18.5	4,463	-	-	-	-
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	3,565	15	21.0	3,780	-	-	-	-
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	2,493	10	21.5	2,580	-	-	-	-
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	1,648	7	20.0	1,680	-	-	-	-
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-
	66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-
	71歳 (S27.7.2～S28.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-
	72歳 (S26.7.2～S27.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-
	73歳 (S25.7.2～S26.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-
	74歳 (S24.7.2～S25.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-
	75歳 (S23.7.2～S24.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-

本人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
E	76歳 (S22.7.2～S23.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-
	77歳 (S21.7.2～S22.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-
	78歳 (S20.7.2～S21.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-
	79歳 (S19.7.2～S20.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-
	80歳 (S18.7.2～S19.7.1)	310	5	5.2	313	-	-	-	-
Z	18～35歳 (S63.7.2～H18.7.1)	100	-	-	-	-	-	-	-
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	100	-	-	-	-	-	-	-
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	100	-	-	-	-	-	-	-
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	100	-	-	-	-	-	-	-
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	100	-	-	-	-	-	-	-
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	100	-	-	-	-	-	-	-
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	100	-	-	-	-	-	-	-
	66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	100	-	-	-	-	-	-	-
	71歳 (S27.7.2～S28.7.1)	100	-	-	-	-	-	-	-
	72歳 (S26.7.2～S27.7.1)	100	-	-	-	-	-	-	-
	73歳 (S25.7.2～S26.7.1)	100	-	-	-	-	-	-	-
	74歳 (S24.7.2～S25.7.1)	100	-	-	-	-	-	-	-
	75歳 (S23.7.2～S24.7.1)	100	-	-	-	-	-	-	-
	76歳 (S22.7.2～S23.7.1)	100	-	-	-	-	-	-	-
	77歳 (S21.7.2～S22.7.1)	100	-	-	-	-	-	-	-
78歳 (S20.7.2～S21.7.1)	100	-	-	-	-	-	-	-	
79歳 (S19.7.2～S20.7.1)	100	-	-	-	-	-	-	-	
80歳 (S18.7.2～S19.7.1)	100	-	-	-	-	-	-	-	

- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者・子どもの保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者・子どもを本人の保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。
- ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

#### 年金の取り扱いについて

- 年金払特約により、保険金を年金で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

配偶者	
申込金額(万円)	死亡・高度障害のとき
	【死亡・高度障害保険金】(年金原資) (万円)
3,000	3,000
2,000	2,000
1,000	1,000
800	800
600	600
300	300
100	100

子ども	
申込金額(万円)	死亡・高度障害のとき
	【死亡・高度障害保険金】 (万円)
300	300
100	100

## 保険金のお支払いに関するご注意

- ⚠️ ご注意**
- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方、子どもの場合は主契約の被保険者です。
  - 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
- ※本人について定められた高度障害保険金支払われた場合、配偶者・子どもについても同時に脱退となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 [P.96](#)

- ⚠️ ご注意** 保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 [P.97](#)

## 掛金

### ◎掛金

記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人			
		月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
A1	18~27歳 (H8.7.2~H18.7.1)	2,808	1,839	6,429	4,129
	28~35歳 (S63.7.2~H8.7.1)	2,846	1,863	6,205	3,985
	36~40歳 (S58.7.2~S63.7.1)	3,476	2,946	8,603	7,260
	41~45歳 (S53.7.2~S58.7.1)	5,200	3,988	8,580	6,542
	46~50歳 (S48.7.2~S53.7.1)	5,834	4,419	9,674	7,287
	51~55歳 (S43.7.2~S48.7.1)	5,640	3,972	12,066	8,430
	56~60歳 (S38.7.2~S43.7.1)	5,336	3,312	12,201	7,484
	61~65歳 (S33.7.2~S38.7.1)	2,444	1,346	13,780	7,328
	66~70歳 (S28.7.2~S33.7.1)	3,575	1,780	20,432	9,880
	71歳 (S27.7.2~S28.7.1)	4,648	2,329	26,741	13,107
	72歳 (S26.7.2~S27.7.1)	5,131	2,583	29,583	14,601
	73歳 (S25.7.2~S26.7.1)	5,692	2,881	32,885	16,349
	74歳 (S24.7.2~S25.7.1)	6,343	3,209	36,710	18,284
	75歳 (S23.7.2~S24.7.1)	7,112	3,566	41,233	20,379
	76歳 (S22.7.2~S23.7.1)	8,017	3,969	46,556	22,748
	77歳 (S21.7.2~S22.7.1)	9,087	4,440	52,843	25,519
78歳 (S20.7.2~S21.7.1)	10,349	5,010	60,261	28,873	
79歳 (S19.7.2~S20.7.1)	11,806	5,699	68,829	32,919	
80歳 (S18.7.2~S19.7.1)	13,452	6,523	78,508	37,767	
A2	18~27歳 (H8.7.2~H18.7.1)	2,808	1,839	4,752	3,052
	28~35歳 (S63.7.2~H8.7.1)	2,846	1,863	4,752	3,052
	36~40歳 (S58.7.2~S63.7.1)	3,476	2,946	5,119	4,320

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
A2	41~45歳 (S53.7.2~S58.7.1)	5,200	3,988	6,266	4,778
	46~50歳 (S48.7.2~S53.7.1)	5,834	4,419	7,601	5,726
	51~55歳 (S43.7.2~S48.7.1)	5,640	3,972	9,050	6,323
	56~60歳 (S38.7.2~S43.7.1)	5,336	3,312	9,296	5,702
	61~65歳 (S33.7.2~S38.7.1)	2,444	1,346	11,113	5,910
	66~70歳 (S28.7.2~S33.7.1)	3,575	1,780	16,478	7,968
	71歳 (S27.7.2~S28.7.1)	4,648	2,329	21,565	10,570
	72歳 (S26.7.2~S27.7.1)	5,131	2,583	23,858	11,775
	73歳 (S25.7.2~S26.7.1)	5,692	2,881	26,520	13,185
	74歳 (S24.7.2~S25.7.1)	6,343	3,209	29,605	14,745
	75歳 (S23.7.2~S24.7.1)	7,112	3,566	33,253	16,435
	76歳 (S22.7.2~S23.7.1)	8,017	3,969	37,545	18,345
	77歳 (S21.7.2~S22.7.1)	9,087	4,440	42,615	20,580
	78歳 (S20.7.2~S21.7.1)	10,349	5,010	48,598	23,285
	79歳 (S19.7.2~S20.7.1)	11,806	5,699	55,508	26,548
	80歳 (S18.7.2~S19.7.1)	13,452	6,523	63,313	30,458
A3	18~27歳 (H8.7.2~H18.7.1)	2,808	1,839	2,795	1,795
	28~35歳 (S63.7.2~H8.7.1)	2,846	1,863	2,795	1,795
	36~40歳 (S58.7.2~S63.7.1)	3,476	2,946	3,555	3,000
	41~45歳 (S53.7.2~S58.7.1)	5,200	3,988	3,856	2,940
	46~50歳 (S48.7.2~S53.7.1)	5,834	4,419	4,837	3,644
	51~55歳 (S43.7.2~S48.7.1)	5,640	3,972	6,033	4,215
	56~60歳 (S38.7.2~S43.7.1)	5,336	3,312	7,263	4,455
	61~65歳 (S33.7.2~S38.7.1)	2,444	1,346	8,890	4,728
	66~70歳 (S28.7.2~S33.7.1)	3,575	1,780	13,182	6,374

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
A3	71歳 (S27.7.2~S28.7.1)	4,648	2,329	17,252	8,456
	72歳 (S26.7.2~S27.7.1)	5,131	2,583	19,086	9,420
	73歳 (S25.7.2~S26.7.1)	5,692	2,881	21,216	10,548
	74歳 (S24.7.2~S25.7.1)	6,343	3,209	23,684	11,796
	75歳 (S23.7.2~S24.7.1)	7,112	3,566	26,602	13,148
	76歳 (S22.7.2~S23.7.1)	8,017	3,969	30,036	14,676
	77歳 (S21.7.2~S22.7.1)	9,087	4,440	34,092	16,464
	78歳 (S20.7.2~S21.7.1)	10,349	5,010	38,878	18,628
	79歳 (S19.7.2~S20.7.1)	11,806	5,699	44,406	21,238
	80歳 (S18.7.2~S19.7.1)	13,452	6,523	50,650	24,366
	B1	18~27歳 (H8.7.2~H18.7.1)	1,734	1,149	6,429
28~35歳 (S63.7.2~H8.7.1)		1,801	1,192	6,205	3,985
36~40歳 (S58.7.2~S63.7.1)		2,689	2,283	8,603	7,260
41~45歳 (S53.7.2~S58.7.1)		4,020	3,088	8,580	6,542
46~50歳 (S48.7.2~S53.7.1)		3,907	2,967	9,674	7,287
51~55歳 (S43.7.2~S48.7.1)		3,725	2,633	12,066	8,430
56~60歳 (S38.7.2~S43.7.1)		3,311	2,070	12,201	7,484
61~65歳 (S33.7.2~S38.7.1)		2,444	1,346	13,780	7,328
66~70歳 (S28.7.2~S33.7.1)		3,575	1,780	20,432	9,880
B1	71歳 (S27.7.2~S28.7.1)	4,648	2,329	26,741	13,107
	72歳 (S26.7.2~S27.7.1)	5,131	2,583	29,583	14,601
	73歳 (S25.7.2~S26.7.1)	5,692	2,881	32,885	16,349
	74歳 (S24.7.2~S25.7.1)	6,343	3,209	36,710	18,284
	75歳 (S23.7.2~S24.7.1)	7,112	3,566	41,233	20,379
	76歳 (S22.7.2~S23.7.1)	8,017	3,969	46,556	22,748

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
B1	77歳 (S21.7.2~S22.7.1)	9,087	4,440	52,843	25,519
	78歳 (S20.7.2~S21.7.1)	10,349	5,010	60,261	28,873
	79歳 (S19.7.2~S20.7.1)	11,806	5,699	68,829	32,919
	80歳 (S18.7.2~S19.7.1)	13,452	6,523	78,508	37,767
B2	18~27歳 (H8.7.2~H18.7.1)	1,734	1,149	4,752	3,052
	28~35歳 (S63.7.2~H8.7.1)	1,801	1,192	4,752	3,052
	36~40歳 (S58.7.2~S63.7.1)	2,689	2,283	5,119	4,320
	41~45歳 (S53.7.2~S58.7.1)	4,020	3,088	6,266	4,778
	46~50歳 (S48.7.2~S53.7.1)	3,907	2,967	7,601	5,726
	51~55歳 (S43.7.2~S48.7.1)	3,725	2,633	9,050	6,323
	56~60歳 (S38.7.2~S43.7.1)	3,311	2,070	9,296	5,702
	61~65歳 (S33.7.2~S38.7.1)	2,444	1,346	11,113	5,910
	66~70歳 (S28.7.2~S33.7.1)	3,575	1,780	16,478	7,968
	71歳 (S27.7.2~S28.7.1)	4,648	2,329	21,565	10,570
	72歳 (S26.7.2~S27.7.1)	5,131	2,583	23,858	11,775
	73歳 (S25.7.2~S26.7.1)	5,692	2,881	26,520	13,185
	74歳 (S24.7.2~S25.7.1)	6,343	3,209	29,605	14,745
	75歳 (S23.7.2~S24.7.1)	7,112	3,566	33,253	16,435
	76歳 (S22.7.2~S23.7.1)	8,017	3,969	37,545	18,345
	77歳 (S21.7.2~S22.7.1)	9,087	4,440	42,615	20,580
	78歳 (S20.7.2~S21.7.1)	10,349	5,010	48,598	23,285
	79歳 (S19.7.2~S20.7.1)	11,806	5,699	55,508	26,548
	80歳 (S18.7.2~S19.7.1)	13,452	6,523	63,313	30,458
	B3	18~27歳 (H8.7.2~H18.7.1)	1,734	1,149	2,795
28~35歳 (S63.7.2~H8.7.1)		1,801	1,192	2,795	1,795

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
B3	36~40歳 (S58.7.2~S63.7.1)	2,689	2,283	3,555	3,000
	41~45歳 (S53.7.2~S58.7.1)	4,020	3,088	3,856	2,940
	46~50歳 (S48.7.2~S53.7.1)	3,907	2,967	4,837	3,644
	51~55歳 (S43.7.2~S48.7.1)	3,725	2,633	6,033	4,215
	56~60歳 (S38.7.2~S43.7.1)	3,311	2,070	7,263	4,455
	61~65歳 (S33.7.2~S38.7.1)	2,444	1,346	8,890	4,728
	66~70歳 (S28.7.2~S33.7.1)	3,575	1,780	13,182	6,374
	71歳 (S27.7.2~S28.7.1)	4,648	2,329	17,252	8,456
	72歳 (S26.7.2~S27.7.1)	5,131	2,583	19,086	9,420
	73歳 (S25.7.2~S26.7.1)	5,692	2,881	21,216	10,548
	74歳 (S24.7.2~S25.7.1)	6,343	3,209	23,684	11,796
	75歳 (S23.7.2~S24.7.1)	7,112	3,566	26,602	13,148
	76歳 (S22.7.2~S23.7.1)	8,017	3,969	30,036	14,676
	77歳 (S21.7.2~S22.7.1)	9,087	4,440	34,092	16,464
	78歳 (S20.7.2~S21.7.1)	10,349	5,010	38,878	18,628
	C1	79歳 (S19.7.2~S20.7.1)	11,806	5,699	44,406
80歳 (S18.7.2~S19.7.1)		13,452	6,523	50,650	24,366
18~27歳 (H8.7.2~H18.7.1)		1,202	808	6,429	4,129
28~35歳 (S63.7.2~H8.7.1)		1,088	734	6,205	3,985
36~40歳 (S58.7.2~S63.7.1)		1,492	1,273	8,603	7,260
41~45歳 (S53.7.2~S58.7.1)		1,904	1,475	8,580	6,542
46~50歳 (S48.7.2~S53.7.1)		2,027	1,551	9,674	7,287
51~55歳 (S43.7.2~S48.7.1)		1,947	1,391	12,066	8,430
56~60歳 (S38.7.2~S43.7.1)		1,631	1,039	12,201	7,484
61~65歳 (S33.7.2~S38.7.1)		2,444	1,346	13,780	7,328

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
C1	66~70歳 (S28.7.2~S33.7.1)	3,575	1,780	20,432	9,880
	71歳 (S27.7.2~S28.7.1)	4,648	2,329	26,741	13,107
	72歳 (S26.7.2~S27.7.1)	5,131	2,583	29,583	14,601
	73歳 (S25.7.2~S26.7.1)	5,692	2,881	32,885	16,349
	74歳 (S24.7.2~S25.7.1)	6,343	3,209	36,710	18,284
	75歳 (S23.7.2~S24.7.1)	7,112	3,566	41,233	20,379
	76歳 (S22.7.2~S23.7.1)	8,017	3,969	46,556	22,748
	77歳 (S21.7.2~S22.7.1)	9,087	4,440	52,843	25,519
	78歳 (S20.7.2~S21.7.1)	10,349	5,010	60,261	28,873
	79歳 (S19.7.2~S20.7.1)	11,806	5,699	68,829	32,919
80歳 (S18.7.2~S19.7.1)	13,452	6,523	78,508	37,767	
C2	18~27歳 (H8.7.2~H18.7.1)	1,202	808	4,752	3,052
	28~35歳 (S63.7.2~H8.7.1)	1,088	734	4,752	3,052
	36~40歳 (S58.7.2~S63.7.1)	1,492	1,273	5,119	4,320
	41~45歳 (S53.7.2~S58.7.1)	1,904	1,475	6,266	4,778
	46~50歳 (S48.7.2~S53.7.1)	2,027	1,551	7,601	5,726
	51~55歳 (S43.7.2~S48.7.1)	1,947	1,391	9,050	6,323
	56~60歳 (S38.7.2~S43.7.1)	1,631	1,039	9,296	5,702
	61~65歳 (S33.7.2~S38.7.1)	2,444	1,346	11,113	5,910
	66~70歳 (S28.7.2~S33.7.1)	3,575	1,780	16,478	7,968
	71歳 (S27.7.2~S28.7.1)	4,648	2,329	21,565	10,570
	72歳 (S26.7.2~S27.7.1)	5,131	2,583	23,858	11,775
	73歳 (S25.7.2~S26.7.1)	5,692	2,881	26,520	13,185
	74歳 (S24.7.2~S25.7.1)	6,343	3,209	29,605	14,745
	75歳 (S23.7.2~S24.7.1)	7,112	3,566	33,253	16,435

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
C2	76歳 (S22.7.2~S23.7.1)	8,017	3,969	37,545	18,345
	77歳 (S21.7.2~S22.7.1)	9,087	4,440	42,615	20,580
	78歳 (S20.7.2~S21.7.1)	10,349	5,010	48,598	23,285
	79歳 (S19.7.2~S20.7.1)	11,806	5,699	55,508	26,548
	80歳 (S18.7.2~S19.7.1)	13,452	6,523	63,313	30,458
	C3	18~27歳 (H8.7.2~H18.7.1)	1,202	808	2,795
28~35歳 (S63.7.2~H8.7.1)		1,088	734	2,795	1,795
36~40歳 (S58.7.2~S63.7.1)		1,492	1,273	3,555	3,000
41~45歳 (S53.7.2~S58.7.1)		1,904	1,475	3,856	2,940
46~50歳 (S48.7.2~S53.7.1)		2,027	1,551	4,837	3,644
51~55歳 (S43.7.2~S48.7.1)		1,947	1,391	6,033	4,215
56~60歳 (S38.7.2~S43.7.1)		1,631	1,039	7,263	4,455
61~65歳 (S33.7.2~S38.7.1)		2,444	1,346	8,890	4,728
66~70歳 (S28.7.2~S33.7.1)		3,575	1,780	13,182	6,374
71歳 (S27.7.2~S28.7.1)		4,648	2,329	17,252	8,456
72歳 (S26.7.2~S27.7.1)		5,131	2,583	19,086	9,420
73歳 (S25.7.2~S26.7.1)		5,692	2,881	21,216	10,548
74歳 (S24.7.2~S25.7.1)		6,343	3,209	23,684	11,796
75歳 (S23.7.2~S24.7.1)		7,112	3,566	26,602	13,148
76歳 (S22.7.2~S23.7.1)	8,017	3,969	30,036	14,676	
77歳 (S21.7.2~S22.7.1)	9,087	4,440	34,092	16,464	
78歳 (S20.7.2~S21.7.1)	10,349	5,010	38,878	18,628	
79歳 (S19.7.2~S20.7.1)	11,806	5,699	44,406	21,238	
80歳 (S18.7.2~S19.7.1)	13,452	6,523	50,650	24,366	
D1	18~27歳 (H8.7.2~H18.7.1)	2,238	1,473	6,429	4,129

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
D1	28~35歳 (S63.7.2~H8.7.1)	2,285	1,503	6,205	3,985
	36~40歳 (S58.7.2~S63.7.1)	2,883	2,446	8,603	7,260
	41~45歳 (S53.7.2~S58.7.1)	4,512	3,463	8,580	6,542
	46~50歳 (S48.7.2~S53.7.1)	6,445	4,879	9,674	7,287
	51~55歳 (S43.7.2~S48.7.1)	7,795	5,478	12,066	8,430
	56~60歳 (S38.7.2~S43.7.1)	8,004	4,948	12,201	7,484
	61~65歳 (S33.7.2~S38.7.1)	4,258	2,311	13,780	7,328
	66~70歳 (S28.7.2~S33.7.1)	6,266	3,081	20,432	9,880
	71歳 (S27.7.2~S28.7.1)	8,169	4,055	26,741	13,107
	72歳 (S26.7.2~S27.7.1)	9,027	4,506	29,583	14,601
	73歳 (S25.7.2~S26.7.1)	10,022	5,034	32,885	16,349
	74歳 (S24.7.2~S25.7.1)	11,177	5,617	36,710	18,284
	75歳 (S23.7.2~S24.7.1)	12,541	6,249	41,233	20,379
	76歳 (S22.7.2~S23.7.1)	14,147	6,964	46,556	22,748
	77歳 (S21.7.2~S22.7.1)	16,045	7,800	52,843	25,519
	78歳 (S20.7.2~S21.7.1)	18,283	8,812	60,261	28,873
79歳 (S19.7.2~S20.7.1)	20,868	10,033	68,829	32,919	
80歳 (S18.7.2~S19.7.1)	23,789	11,496	78,508	37,767	
D2	18~27歳 (H8.7.2~H18.7.1)	2,238	1,473	4,752	3,052
	28~35歳 (S63.7.2~H8.7.1)	2,285	1,503	4,752	3,052
	36~40歳 (S58.7.2~S63.7.1)	2,883	2,446	5,119	4,320
	41~45歳 (S53.7.2~S58.7.1)	4,512	3,463	6,266	4,778
	46~50歳 (S48.7.2~S53.7.1)	6,445	4,879	7,601	5,726
	51~55歳 (S43.7.2~S48.7.1)	7,795	5,478	9,050	6,323
	56~60歳 (S38.7.2~S43.7.1)	8,004	4,948	9,296	5,702

本人						
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)		
		男性	女性	男性	女性	
D2	61~65歳 (S33.7.2~S38.7.1)	4,258	2,311	11,113	5,910	
	66~70歳 (S28.7.2~S33.7.1)	6,266	3,081	16,478	7,968	
	71歳 (S27.7.2~S28.7.1)	8,169	4,055	21,565	10,570	
	72歳 (S26.7.2~S27.7.1)	9,027	4,506	23,858	11,775	
	73歳 (S25.7.2~S26.7.1)	10,022	5,034	26,520	13,185	
	74歳 (S24.7.2~S25.7.1)	11,177	5,617	29,605	14,745	
	75歳 (S23.7.2~S24.7.1)	12,541	6,249	33,253	16,435	
	76歳 (S22.7.2~S23.7.1)	14,147	6,964	37,545	18,345	
	77歳 (S21.7.2~S22.7.1)	16,045	7,800	42,615	20,580	
	78歳 (S20.7.2~S21.7.1)	18,283	8,812	48,598	23,285	
	79歳 (S19.7.2~S20.7.1)	20,868	10,033	55,508	26,548	
	80歳 (S18.7.2~S19.7.1)	23,789	11,496	63,313	30,458	
	D3	18~27歳 (H8.7.2~H18.7.1)	2,238	1,473	2,795	1,795
		28~35歳 (S63.7.2~H8.7.1)	2,285	1,503	2,795	1,795
36~40歳 (S58.7.2~S63.7.1)		2,883	2,446	3,555	3,000	
41~45歳 (S53.7.2~S58.7.1)		4,512	3,463	3,856	2,940	
46~50歳 (S48.7.2~S53.7.1)		6,445	4,879	4,837	3,644	
51~55歳 (S43.7.2~S48.7.1)		7,795	5,478	6,033	4,215	
56~60歳 (S38.7.2~S43.7.1)		8,004	4,948	7,263	4,455	
61~65歳 (S33.7.2~S38.7.1)		4,258	2,311	8,890	4,728	
D3	66~70歳 (S28.7.2~S33.7.1)	6,266	3,081	13,182	6,374	
	71歳 (S27.7.2~S28.7.1)	8,169	4,055	17,252	8,456	
	72歳 (S26.7.2~S27.7.1)	9,027	4,506	19,086	9,420	
	73歳 (S25.7.2~S26.7.1)	10,022	5,034	21,216	10,548	
	74歳 (S24.7.2~S25.7.1)	11,177	5,617	23,684	11,796	

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
D3	75歳 (S23.7.2~S24.7.1)	12,541	6,249	26,602	13,148
	76歳 (S22.7.2~S23.7.1)	14,147	6,964	30,036	14,676
	77歳 (S21.7.2~S22.7.1)	16,045	7,800	34,092	16,464
	78歳 (S20.7.2~S21.7.1)	18,283	8,812	38,878	18,628
	79歳 (S19.7.2~S20.7.1)	20,868	10,033	44,406	21,238
	80歳 (S18.7.2~S19.7.1)	23,789	11,496	50,650	24,366
E1	18~27歳 (H8.7.2~H18.7.1)	3,758	2,449	6,429	4,129
	28~35歳 (S63.7.2~H8.7.1)	3,796	2,473	6,205	3,985
	36~40歳 (S58.7.2~S63.7.1)	4,686	3,966	8,603	7,260
	41~45歳 (S53.7.2~S58.7.1)	6,840	5,238	8,580	6,542
	46~50歳 (S48.7.2~S53.7.1)	8,478	6,410	9,674	7,287
	51~55歳 (S43.7.2~S48.7.1)	8,626	6,058	12,066	8,430
	56~60歳 (S38.7.2~S43.7.1)	8,241	5,093	12,201	7,484
	61~65歳 (S33.7.2~S38.7.1)	2,444	1,346	13,780	7,328
	66~70歳 (S28.7.2~S33.7.1)	3,575	1,780	20,432	9,880
	71歳 (S27.7.2~S28.7.1)	4,648	2,329	26,741	13,107
	72歳 (S26.7.2~S27.7.1)	5,131	2,583	29,583	14,601
	73歳 (S25.7.2~S26.7.1)	5,692	2,881	32,885	16,349
	74歳 (S24.7.2~S25.7.1)	6,343	3,209	36,710	18,284
	75歳 (S23.7.2~S24.7.1)	7,112	3,566	41,233	20,379
	76歳 (S22.7.2~S23.7.1)	8,017	3,969	46,556	22,748
	77歳 (S21.7.2~S22.7.1)	9,087	4,440	52,843	25,519
	78歳 (S20.7.2~S21.7.1)	10,349	5,010	60,261	28,873
	79歳 (S19.7.2~S20.7.1)	11,806	5,699	68,829	32,919
80歳 (S18.7.2~S19.7.1)	13,452	6,523	78,508	37,767	

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
A	18~27歳 (H8.7.2~H18.7.1)	2,808	1,839	-	-
	28~35歳 (S63.7.2~H8.7.1)	2,846	1,863	-	-
	36~40歳 (S58.7.2~S63.7.1)	3,476	2,946	-	-
	41~45歳 (S53.7.2~S58.7.1)	5,200	3,988	-	-
	46~50歳 (S48.7.2~S53.7.1)	5,834	4,419	-	-
	51~55歳 (S43.7.2~S48.7.1)	5,640	3,972	-	-
	56~60歳 (S38.7.2~S43.7.1)	5,336	3,312	-	-
	61~65歳 (S33.7.2~S38.7.1)	2,444	1,346	-	-
	66~70歳 (S28.7.2~S33.7.1)	3,575	1,780	-	-
	71歳 (S27.7.2~S28.7.1)	4,648	2,329	-	-
	72歳 (S26.7.2~S27.7.1)	5,131	2,583	-	-
	73歳 (S25.7.2~S26.7.1)	5,692	2,881	-	-
	74歳 (S24.7.2~S25.7.1)	6,343	3,209	-	-
	75歳 (S23.7.2~S24.7.1)	7,112	3,566	-	-
	76歳 (S22.7.2~S23.7.1)	8,017	3,969	-	-
	77歳 (S21.7.2~S22.7.1)	9,087	4,440	-	-
	78歳 (S20.7.2~S21.7.1)	10,349	5,010	-	-
	79歳 (S19.7.2~S20.7.1)	11,806	5,699	-	-
80歳 (S18.7.2~S19.7.1)	13,452	6,523	-	-	
B	18~27歳 (H8.7.2~H18.7.1)	1,734	1,149	-	-
	28~35歳 (S63.7.2~H8.7.1)	1,801	1,192	-	-
	36~40歳 (S58.7.2~S63.7.1)	2,689	2,283	-	-
	41~45歳 (S53.7.2~S58.7.1)	4,020	3,088	-	-
	46~50歳 (S48.7.2~S53.7.1)	3,907	2,967	-	-
	51~55歳 (S43.7.2~S48.7.1)	3,725	2,633	-	-

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
B	56~60歳 (S38.7.2~S43.7.1)	3,311	2,070	-	-
	61~65歳 (S33.7.2~S38.7.1)	2,444	1,346	-	-
	66~70歳 (S28.7.2~S33.7.1)	3,575	1,780	-	-
	71歳 (S27.7.2~S28.7.1)	4,648	2,329	-	-
	72歳 (S26.7.2~S27.7.1)	5,131	2,583	-	-
	73歳 (S25.7.2~S26.7.1)	5,692	2,881	-	-
	74歳 (S24.7.2~S25.7.1)	6,343	3,209	-	-
	75歳 (S23.7.2~S24.7.1)	7,112	3,566	-	-
	76歳 (S22.7.2~S23.7.1)	8,017	3,969	-	-
	77歳 (S21.7.2~S22.7.1)	9,087	4,440	-	-
	78歳 (S20.7.2~S21.7.1)	10,349	5,010	-	-
	79歳 (S19.7.2~S20.7.1)	11,806	5,699	-	-
	80歳 (S18.7.2~S19.7.1)	13,452	6,523	-	-
	C	18~27歳 (H8.7.2~H18.7.1)	1,202	808	-
28~35歳 (S63.7.2~H8.7.1)		1,088	734	-	-
36~40歳 (S58.7.2~S63.7.1)		1,492	1,273	-	-
41~45歳 (S53.7.2~S58.7.1)		1,904	1,475	-	-
46~50歳 (S48.7.2~S53.7.1)		2,027	1,551	-	-
51~55歳 (S43.7.2~S48.7.1)		1,947	1,391	-	-
56~60歳 (S38.7.2~S43.7.1)		1,631	1,039	-	-
61~65歳 (S33.7.2~S38.7.1)		2,444	1,346	-	-
66~70歳 (S28.7.2~S33.7.1)		3,575	1,780	-	-
71歳 (S27.7.2~S28.7.1)		4,648	2,329	-	-
72歳 (S26.7.2~S27.7.1)		5,131	2,583	-	-
73歳 (S25.7.2~S26.7.1)		5,692	2,881	-	-

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
C	74歳 (S24.7.2~S25.7.1)	6,343	3,209	-	-
	75歳 (S23.7.2~S24.7.1)	7,112	3,566	-	-
	76歳 (S22.7.2~S23.7.1)	8,017	3,969	-	-
	77歳 (S21.7.2~S22.7.1)	9,087	4,440	-	-
	78歳 (S20.7.2~S21.7.1)	10,349	5,010	-	-
	79歳 (S19.7.2~S20.7.1)	11,806	5,699	-	-
	80歳 (S18.7.2~S19.7.1)	13,452	6,523	-	-
	D	18~27歳 (H8.7.2~H18.7.1)	2,238	1,473	-
28~35歳 (S63.7.2~H8.7.1)		2,285	1,503	-	-
36~40歳 (S58.7.2~S63.7.1)		2,883	2,446	-	-
41~45歳 (S53.7.2~S58.7.1)		4,512	3,463	-	-
46~50歳 (S48.7.2~S53.7.1)		6,445	4,879	-	-
51~55歳 (S43.7.2~S48.7.1)		7,795	5,478	-	-
56~60歳 (S38.7.2~S43.7.1)		8,004	4,948	-	-
61~65歳 (S33.7.2~S38.7.1)		4,258	2,311	-	-
66~70歳 (S28.7.2~S33.7.1)		6,266	3,081	-	-
71歳 (S27.7.2~S28.7.1)		8,169	4,055	-	-
72歳 (S26.7.2~S27.7.1)		9,027	4,506	-	-
73歳 (S25.7.2~S26.7.1)		10,022	5,034	-	-
74歳 (S24.7.2~S25.7.1)		11,177	5,617	-	-
75歳 (S23.7.2~S24.7.1)	12,541	6,249	-	-	
76歳 (S22.7.2~S23.7.1)	14,147	6,964	-	-	
77歳 (S21.7.2~S22.7.1)	16,045	7,800	-	-	
78歳 (S20.7.2~S21.7.1)	18,283	8,812	-	-	
79歳 (S19.7.2~S20.7.1)	20,868	10,033	-	-	

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
D	80歳 (S18.7.2~S19.7.1)	23,789	11,496	-	-
	18~27歳 (H8.7.2~H18.7.1)	3,758	2,449	-	-
E	28~35歳 (S63.7.2~H8.7.1)	3,796	2,473	-	-
	36~40歳 (S58.7.2~S63.7.1)	4,686	3,966	-	-
	41~45歳 (S53.7.2~S58.7.1)	6,840	5,238	-	-
	46~50歳 (S48.7.2~S53.7.1)	8,478	6,410	-	-
	51~55歳 (S43.7.2~S48.7.1)	8,626	6,058	-	-
	56~60歳 (S38.7.2~S43.7.1)	8,241	5,093	-	-
	61~65歳 (S33.7.2~S38.7.1)	2,444	1,346	-	-
	66~70歳 (S28.7.2~S33.7.1)	3,575	1,780	-	-
	71歳 (S27.7.2~S28.7.1)	4,648	2,329	-	-
	72歳 (S26.7.2~S27.7.1)	5,131	2,583	-	-
	73歳 (S25.7.2~S26.7.1)	5,692	2,881	-	-
	74歳 (S24.7.2~S25.7.1)	6,343	3,209	-	-
	75歳 (S23.7.2~S24.7.1)	7,112	3,566	-	-
	76歳 (S22.7.2~S23.7.1)	8,017	3,969	-	-
	77歳 (S21.7.2~S22.7.1)	9,087	4,440	-	-
	78歳 (S20.7.2~S21.7.1)	10,349	5,010	-	-
	79歳 (S19.7.2~S20.7.1)	11,806	5,699	-	-
80歳 (S18.7.2~S19.7.1)	13,452	6,523	-	-	
Z	18~35歳 (S63.7.2~H18.7.1)	195	161	-	-
	36~40歳 (S58.7.2~S63.7.1)	221	202	-	-
	41~45歳 (S53.7.2~S58.7.1)	264	225	-	-
	46~50歳 (S48.7.2~S53.7.1)	335	277	-	-
	51~55歳 (S43.7.2~S48.7.1)	442	339	-	-

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
Z	56~60歳 (S38.7.2~S43.7.1)	594	403	-	-
	61~65歳 (S33.7.2~S38.7.1)	856	502	-	-
	66~70歳 (S28.7.2~S33.7.1)	1,221	642	-	-
	71歳 (S27.7.2~S28.7.1)	1,567	819	-	-
	72歳 (S26.7.2~S27.7.1)	1,723	901	-	-
	73歳 (S25.7.2~S26.7.1)	1,904	997	-	-
	74歳 (S24.7.2~S25.7.1)	2,114	1,103	-	-
	75歳 (S23.7.2~S24.7.1)	2,362	1,218	-	-
	76歳 (S22.7.2~S23.7.1)	2,654	1,348	-	-
	77歳 (S21.7.2~S22.7.1)	2,999	1,500	-	-
	78歳 (S20.7.2~S21.7.1)	3,406	1,684	-	-
	79歳 (S19.7.2~S20.7.1)	3,876	1,906	-	-
	80歳 (S18.7.2~S19.7.1)	4,407	2,172	-	-

配偶者			
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)	
		男性	女性
3,000	18~35歳 (S63.7.2~H18.7.1)	2,850	1,830
	36~40歳 (S58.7.2~S63.7.1)	3,630	3,060
	41~45歳 (S53.7.2~S58.7.1)	4,920	3,750
	46~50歳 (S48.7.2~S53.7.1)	7,050	5,310
	51~55歳 (S43.7.2~S48.7.1)	10,260	7,170
	56~60歳 (S38.7.2~S43.7.1)	14,820	9,090
	61~65歳 (S33.7.2~S38.7.1)	22,680	12,060
	66~70歳 (S28.7.2~S33.7.1)	33,630	16,260
71歳 (S27.7.2~S28.7.1)	44,010	21,570	
72歳 (S26.7.2~S27.7.1)	48,690	24,030	

配偶者			
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)	
		男性	女性
3,000	73歳 (S25.7.2~S26.7.1)	54,120	26,910
	74歳 (S24.7.2~S25.7.1)	60,420	30,090
	75歳 (S23.7.2~S24.7.1)	67,860	33,540
	76歳 (S22.7.2~S23.7.1)	76,620	37,440
	77歳 (S21.7.2~S22.7.1)	86,970	42,000
	78歳 (S20.7.2~S21.7.1)	99,180	47,520
	79歳 (S19.7.2~S20.7.1)	113,280	54,180
	80歳 (S18.7.2~S19.7.1)	129,210	62,160
2,000	18~35歳 (S63.7.2~H18.7.1)	1,900	1,220
	36~40歳 (S58.7.2~S63.7.1)	2,420	2,040
	41~45歳 (S53.7.2~S58.7.1)	3,280	2,500
	46~50歳 (S48.7.2~S53.7.1)	4,700	3,540
	51~55歳 (S43.7.2~S48.7.1)	6,840	4,780
	56~60歳 (S38.7.2~S43.7.1)	9,880	6,060
	61~65歳 (S33.7.2~S38.7.1)	15,120	8,040
	66~70歳 (S28.7.2~S33.7.1)	22,420	10,840
	71歳 (S27.7.2~S28.7.1)	29,340	14,380
	72歳 (S26.7.2~S27.7.1)	32,460	16,020
	73歳 (S25.7.2~S26.7.1)	36,080	17,940
	74歳 (S24.7.2~S25.7.1)	40,280	20,060
	75歳 (S23.7.2~S24.7.1)	45,240	22,360
	76歳 (S22.7.2~S23.7.1)	51,080	24,960
	77歳 (S21.7.2~S22.7.1)	57,980	28,000
78歳 (S20.7.2~S21.7.1)	66,120	31,680	
79歳 (S19.7.2~S20.7.1)	75,520	36,120	

配偶者			
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)	
		男性	女性
2,000	80歳 (S18.7.2~S19.7.1)	86,140	41,440
1,000	18~35歳 (S63.7.2~H18.7.1)	950	610
	36~40歳 (S58.7.2~S63.7.1)	1,210	1,020
	41~45歳 (S53.7.2~S58.7.1)	1,640	1,250
	46~50歳 (S48.7.2~S53.7.1)	2,350	1,770
	51~55歳 (S43.7.2~S48.7.1)	3,420	2,390
	56~60歳 (S38.7.2~S43.7.1)	4,940	3,030
	61~65歳 (S33.7.2~S38.7.1)	7,560	4,020
	66~70歳 (S28.7.2~S33.7.1)	11,210	5,420
	71歳 (S27.7.2~S28.7.1)	14,670	7,190
	72歳 (S26.7.2~S27.7.1)	16,230	8,010
	73歳 (S25.7.2~S26.7.1)	18,040	8,970
	74歳 (S24.7.2~S25.7.1)	20,140	10,030
	75歳 (S23.7.2~S24.7.1)	22,620	11,180
	76歳 (S22.7.2~S23.7.1)	25,540	12,480
800	77歳 (S21.7.2~S22.7.1)	28,990	14,000
	78歳 (S20.7.2~S21.7.1)	33,060	15,840
	79歳 (S19.7.2~S20.7.1)	37,760	18,060
	80歳 (S18.7.2~S19.7.1)	43,070	20,720
	18~35歳 (S63.7.2~H18.7.1)	760	488
	36~40歳 (S58.7.2~S63.7.1)	968	816
	41~45歳 (S53.7.2~S58.7.1)	1,312	1,000
	46~50歳 (S48.7.2~S53.7.1)	1,880	1,416
	51~55歳 (S43.7.2~S48.7.1)	2,736	1,912
	56~60歳 (S38.7.2~S43.7.1)	3,952	2,424

配偶者			
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)	
		男性	女性
800	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	6,048	3,216
	66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	8,968	4,336
	71歳 (S27.7.2～S28.7.1)	11,736	5,752
	72歳 (S26.7.2～S27.7.1)	12,984	6,408
	73歳 (S25.7.2～S26.7.1)	14,432	7,176
	74歳 (S24.7.2～S25.7.1)	16,112	8,024
	75歳 (S23.7.2～S24.7.1)	18,096	8,944
	76歳 (S22.7.2～S23.7.1)	20,432	9,984
	77歳 (S21.7.2～S22.7.1)	23,192	11,200
	78歳 (S20.7.2～S21.7.1)	26,448	12,672
	79歳 (S19.7.2～S20.7.1)	30,208	14,448
	80歳 (S18.7.2～S19.7.1)	34,456	16,576
600	18～35歳 (S63.7.2～H18.7.1)	570	366
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	726	612
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	984	750
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	1,410	1,062
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	2,052	1,434
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	2,964	1,818
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	4,536	2,412
	66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	6,726	3,252
	71歳 (S27.7.2～S28.7.1)	8,802	4,314
	72歳 (S26.7.2～S27.7.1)	9,738	4,806
	73歳 (S25.7.2～S26.7.1)	10,824	5,382
	74歳 (S24.7.2～S25.7.1)	12,084	6,018
	75歳 (S23.7.2～S24.7.1)	13,572	6,708

配偶者			
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)	
		男性	女性
600	76歳 (S22.7.2～S23.7.1)	15,324	7,488
	77歳 (S21.7.2～S22.7.1)	17,394	8,400
	78歳 (S20.7.2～S21.7.1)	19,836	9,504
	79歳 (S19.7.2～S20.7.1)	22,656	10,836
	80歳 (S18.7.2～S19.7.1)	25,842	12,432
	300	18～35歳 (S63.7.2～H18.7.1)	285
36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)		363	306
41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)		492	375
46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)		705	531
51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)		1,026	717
56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)		1,482	909
61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)		2,268	1,206
66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)		3,363	1,626
71歳 (S27.7.2～S28.7.1)		4,401	2,157
72歳 (S26.7.2～S27.7.1)		4,869	2,403
73歳 (S25.7.2～S26.7.1)		5,412	2,691
74歳 (S24.7.2～S25.7.1)		6,042	3,009
75歳 (S23.7.2～S24.7.1)		6,786	3,354
76歳 (S22.7.2～S23.7.1)		7,662	3,744
77歳 (S21.7.2～S22.7.1)	8,697	4,200	
100	78歳 (S20.7.2～S21.7.1)	9,918	4,752
	79歳 (S19.7.2～S20.7.1)	11,328	5,418
	80歳 (S18.7.2～S19.7.1)	12,921	6,216
	18～35歳 (S63.7.2～H18.7.1)	95	61
300	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	121	102

配偶者			
申込金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)	
		男性	女性
100	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	164	125
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	235	177
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	342	239
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	494	303
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	756	402
	66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	1,121	542
	71歳 (S27.7.2～S28.7.1)	1,467	719
	72歳 (S26.7.2～S27.7.1)	1,623	801
	73歳 (S25.7.2～S26.7.1)	1,804	897
	74歳 (S24.7.2～S25.7.1)	2,014	1,003
	75歳 (S23.7.2～S24.7.1)	2,262	1,118
	76歳 (S22.7.2～S23.7.1)	2,554	1,248
	77歳 (S21.7.2～S22.7.1)	2,899	1,400
	78歳 (S20.7.2～S21.7.1)	3,306	1,584
	79歳 (S19.7.2～S20.7.1)	3,776	1,806
80歳 (S18.7.2～S19.7.1)	4,307	2,072	

子ども		
申込金額(万円)	月払掛金(円)	
300	210	年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律 3～22歳 (H13.7.2～R3.7.1)
100	70	

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 記載の掛金には、保険料に加えて右記の制度運営費が含まれています。本人：月払100円

## 保障内容等・掛金(本人)

記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。  
また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

### 【退職者専用コース】 加入対象者：本人

本人				
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	年金原資 (月額給付部分) 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	月払掛金(円)	
			男性	女性
3,000万円 コース	18～35歳 (S63.7.2～H18.7.1)	3,000	3,150	2,130
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)		3,930	3,360
2,000万円 コース	18～35歳 (S63.7.2～H18.7.1)	2,000	2,200	1,520
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)		2,720	2,340
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)		3,580	2,800
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)		5,000	3,840
1,000万円 コース	18～35歳 (S63.7.2～H18.7.1)	1,000	1,250	910
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)		1,510	1,320
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)		1,940	1,550
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)		2,650	2,070
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)		3,720	2,690
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)		5,240	3,330
300万円 コース	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	300	1,782	1,209
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)		2,568	1,506
	66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)		3,663	1,926
	71歳 (S27.7.2～S28.7.1)		4,701	2,457
	72歳 (S26.7.2～S27.7.1)		5,169	2,703
	73歳 (S25.7.2～S26.7.1)		5,712	2,991
	74歳 (S24.7.2～S25.7.1)		6,342	3,309
	75歳 (S23.7.2～S24.7.1)		7,086	3,654
200万円 コース	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	200	1,288	906
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)		1,812	1,104
	66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)		2,542	1,384
	71歳 (S27.7.2～S28.7.1)		3,234	1,738
	72歳 (S26.7.2～S27.7.1)		3,546	1,902
	73歳 (S25.7.2～S26.7.1)		3,908	2,094
	74歳 (S24.7.2～S25.7.1)		4,328	2,306
	75歳 (S23.7.2～S24.7.1)		4,824	2,536

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

・脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

※退職後の制度は、在職中に加入している制度の既得権を活かし、健康告知なしで加入できます。

※退職者専用コースの本人の掛金には、保険料に加えて月額300円の制度運営費が含まれています。

## 保障内容等・掛金(配偶者)

記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。  
また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

### 【退職者専用コース】 加入対象者：配偶者

配偶者				
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	年金原資 (月額給付部分) 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	月払掛金(円)	
			男性	女性
800万円 コース	18～35歳 (S63.7.2～H18.7.1)	800	760	488
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)		968	816
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)		1,312	1,000
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)		1,880	1,416
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)		2,736	1,912
300万円 コース	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	300	3,952	2,424
	18～35歳 (S63.7.2～H18.7.1)		285	183
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)		363	306
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)		492	375
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)		705	531
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)		1,026	717
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)		1,482	909
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)		2,268	1,206
	66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)		3,363	1,626
	71歳 (S27.7.2～S28.7.1)		4,401	2,157
	72歳 (S26.7.2～S27.7.1)		4,869	2,403
200万円 コース	73歳 (S25.7.2～S26.7.1)	200	5,412	2,691
	74歳 (S24.7.2～S25.7.1)		6,042	3,009
	75歳 (S23.7.2～S24.7.1)		6,786	3,354
	18～35歳 (S63.7.2～H18.7.1)		190	122
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)		242	204
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)		328	250
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)		470	354
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)		684	478
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)		988	606
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)		1,512	804
	66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)		2,242	1,084
	71歳 (S27.7.2～S28.7.1)		2,934	1,438
	72歳 (S26.7.2～S27.7.1)		3,246	1,602
73歳 (S25.7.2～S26.7.1)	3,608	1,794		
74歳 (S24.7.2～S25.7.1)	4,028	2,006		
75歳 (S23.7.2～S24.7.1)	4,524	2,236		

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

※退職後の制度は、在職中に加入している制度の既得権を活かし、健康告知なしで加入できます。



保険期間 令和6年1月1日(月)～令和6年12月31日(火)

加入対象者 **本人**

## 保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金として受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 重い障害が残った場合、障害保険金・障害初期給付金を受け取ることができ、不時の出費を補完することができます。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

本人					
申込 コース	死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき				障害年金1級、2級のとき
	年金原資 [死亡・高度障害・障害保険金] (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)	【障害初期給付金】 (万円)
A	100	5	1.6	101	10.0
B	300	5	5.0	303	30.0
C	500	7	6.0	509	50.0
D	800	10	6.9	828	80.0
E	1,000	10	8.6	1,035	100.0
F	1,500	10	12.9	1,552	150.0
G	2,000	15	11.7	2,121	200.0
H	2,500	20	11.3	2,715	250.0
I	3,000	25	11.1	3,337	300.0

- ・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- ・脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

## 年金の取り扱いについて

- ・年金払特約により、保険金を年金で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- ・この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

## 障害特約についての注意事項



- 障害保険金、障害初期給付金は64歳までが保障の対象となります。
- 障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。  
(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
- 死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
- 障害保険金を支払われた場合はこの保険は脱退となります。
- 障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
- 高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。
- 障害初期給付金を支払われた後に増額されても障害初期給付金は保障の対象となりません。

## 意向確認【ご加入前のご確認】

ささえロングは、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

## 保険金・給付金のお支払いに関するご注意



- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.96**



保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.97**

# 掛金

## ◎掛金

記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。  
また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

		本人								
申込 コース	性別	月払掛金(円)								
		年齢【保険年齢】(生年月日)								
		18~35歳 (S63.7.2 H18.7.1)	36~40歳 (S58.7.2 S63.7.1)	41~45歳 (S53.7.2 S58.7.1)	46~50歳 (S48.7.2 S53.7.1)	51~55歳 (S43.7.2 S48.7.1)	56~60歳 (S38.7.2 S43.7.1)	61~64歳 (S34.7.2 S38.7.1)	65歳 (S33.7.2 S34.7.1)	66~70歳 (S28.7.2 S33.7.1)
A	男性	236	263	301	368	483	657	923	862	1,208
	女性	211	250	267	316	384	462	568	526	659
B	男性	508	589	703	904	1,249	1,771	2,569	2,386	3,424
	女性	433	550	601	748	952	1,186	1,504	1,378	1,777
C	男性	780	915	1,105	1,440	2,015	2,885	4,215	3,910	5,640
	女性	655	850	935	1,180	1,520	1,910	2,440	2,230	2,895
D	男性	1,188	1,404	1,708	2,244	3,164	4,556	6,684	6,196	8,964
	女性	988	1,300	1,436	1,828	2,372	2,996	3,844	3,508	4,572
E	男性	1,460	1,730	2,110	2,780	3,930	5,670	8,330	7,720	11,180
	女性	1,210	1,600	1,770	2,260	2,940	3,720	4,780	4,360	5,690
F	男性	2,140	2,545	3,115	4,120	5,845	8,455	12,445	11,530	16,720
	女性	1,765	2,350	2,605	3,340	4,360	5,530	7,120	6,490	8,485
G	男性	2,820	3,360	4,120	5,460	7,760	11,240	16,560	15,340	22,260
	女性	2,320	3,100	3,440	4,420	5,780	7,340	9,460	8,620	11,280
H	男性	3,500	4,175	5,125	6,800	9,675	14,025	20,675	19,150	27,800
	女性	2,875	3,850	4,275	5,500	7,200	9,150	11,800	10,750	14,075
I	男性	4,180	4,990	6,130	8,140	11,590	16,810	24,790	22,960	33,340
	女性	3,430	4,600	5,110	6,580	8,620	10,960	14,140	12,880	16,870

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。  
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。  
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 記載の掛金には、保険料に加えて100円の制度運営費が含まれています。

		本人									
申込 コース	性別	月払掛金(円)									
		年齢【保険年齢】(生年月日)									
		71歳 (S27.7.2 S28.7.1)	72歳 (S26.7.2 S27.7.1)	73歳 (S25.7.2 S26.7.1)	74歳 (S24.7.2 S25.7.1)	75歳 (S23.7.2 S24.7.1)	76歳 (S22.7.2 S23.7.1)	77歳 (S21.7.2 S22.7.1)	78歳 (S20.7.2 S21.7.1)	79歳 (S19.7.2 S20.7.1)	80歳 (S18.7.2 S19.7.1)
A	男性	1,537	1,686	1,857	2,056	2,291	2,568	2,896	3,282	3,727	4,231
	女性	826	904	996	1,096	1,206	1,330	1,474	1,648	1,858	2,111
B	男性	4,411	4,858	5,371	5,968	6,673	7,504	8,488	9,646	10,981	12,493
	女性	2,278	2,512	2,788	3,088	3,418	3,790	4,222	4,744	5,374	6,133
C	男性	7,285	8,030	8,885	9,880	11,055	12,440	14,080	16,010	18,235	20,755
	女性	3,730	4,120	4,580	5,080	5,630	6,250	6,970	7,840	8,890	10,155
D	男性	11,596	12,788	14,156	15,748	17,628	19,844	22,468	25,556	29,116	33,148
	女性	5,908	6,532	7,268	8,068	8,948	9,940	11,092	12,484	14,164	16,188
E	男性	14,470	15,960	17,670	19,660	22,010	24,780	28,060	31,920	36,370	41,410
	女性	7,360	8,140	9,060	10,060	11,160	12,400	13,840	15,580	17,680	20,210
F	男性	21,655	23,890	26,455	29,440	32,965	37,120	42,040	47,830	54,505	62,065
	女性	10,990	12,160	13,540	15,040	16,690	18,550	20,710	23,320	26,470	30,265
G	男性	28,840	31,820	35,240	39,220	43,920	49,460	56,020	63,740	72,640	82,720
	女性	14,620	16,180	18,020	20,020	22,220	24,700	27,580	31,060	35,260	40,320
H	男性	36,025	39,750	44,025	49,000	54,875	61,800	70,000	79,650	90,775	103,375
	女性	18,250	20,200	22,500	25,000	27,750	30,850	34,450	38,800	44,050	50,375
I	男性	43,210	47,680	52,810	58,780	65,830	74,140	83,980	95,560	108,910	124,030
	女性	21,880	24,220	26,980	29,980	33,280	37,000	41,320	46,540	52,840	60,430

# 先進型医療サポート



保険期間 令和6年1月1日(月)～令和6年12月31日(火)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

## 保障内容等(契約概要部分)

- 病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払いします。

【基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約】

・「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

### 支援給付金

保障内容		本人・配偶者・子ども	
		1万円	
基本保障	<b>病気・ケガで入院したとき</b> (1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降30日ごとに1回) <治療支援給付特約> [入院支援給付金]	支援給付金額 <b>1万円</b>	
基本保障	<b>「入院を伴わない」手術を受けたとき</b> (診療報酬点数合計2,000点以上) <治療支援給付特約> [外来手術給付金]	手術1回につき 支援給付金額 <b>1万円</b>	
基本保障	<b>「入院を伴わない」放射線治療を受けたとき</b> <治療支援給付特約> [外来放射線治療給付金]	放射線治療1回につき 支援給付金額 <b>1万円</b>	
基本保障	<b>先進医療による療養を受けたとき</b> (入院を伴わない場合も対象) <先進医療給付特約> [先進医療給付金]	<b>先進医療の技術にかかわる費用と同額</b>	

●給付金の受取人は次の通りです。

各給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.101**



保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.103**

## 加入取扱いに関するご注意



●本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・子どもは同時に特約から脱退となります。

### 意向確認【ご加入前のご確認】

先進型医療サポートは、病気・ケガを直接の原因とする入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

## 掛金

◎月額掛金 (単位：円)

<基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約>

記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。  
 加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。  
 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

<支援給付金額1万円>

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者		年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者	
	基本保障			基本保障	
	男性	女性		男性	女性
	1万円	1万円		1万円	1万円
18～20歳 (H15.7.2～H18.7.1)	173	151	77歳 (S21.7.2～S22.7.1)	889	716
21～25歳 (H10.7.2～H15.7.1)	158	190	78歳 (S20.7.2～S21.7.1)	923	744
26～30歳 (H5.7.2～H10.7.1)	161	238	79歳 (S19.7.2～S20.7.1)	965	777
31～35歳 (S63.7.2～H5.7.1)	168	260	<b>子ども</b> <b>基本保障</b> 1万円	197	
36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	192	256			
41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	221	251			
46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	269	269			
51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	330	295			
56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	428	336			
61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	555	403			
66～69歳 (S29.7.2～S33.7.1)	634	492			
70歳 (S28.7.2～S29.7.1)	675	538			
71歳 (S27.7.2～S28.7.1)	699	562			
72歳 (S26.7.2～S27.7.1)	725	586			
73歳 (S25.7.2～S26.7.1)	753	609			
74歳 (S24.7.2～S25.7.1)	785	635			
75歳 (S23.7.2～S24.7.1)	818	660			
76歳 (S22.7.2～S23.7.1)	849	686			

# 就業不能サポート

保険期間 令和6年1月1日(月)~令和6年12月31日(火)  
加入対象者 **本人**



## 保障内容等(契約概要部分)

- 病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続した場合、給付金をお支払いします。
- 入院だけではなく医師の指示による自宅療養や所定の精神障害による就業不能状態もお支払いします。
- 初期支援給付特約で、就業不能開始後の初期の出費にも備えることができます。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

【基本保障：主契約・特定精神障害給付特約、オプション保障：初期支援給付特約】

保障内容	10万円コース	5万円コース
<b>基本保障</b> 病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続したとき (毎月の支払基準日(注)まで継続するごとに1回、最大18回) <主契約> [就業不能給付金]	基準給付金月額 <b>10万円</b>	基準給付金月額 <b>5万円</b>
所定の精神障害による就業不能状態が20日を超えて継続したとき (毎月の支払基準日(注)まで継続するごとに1回、最大18回) <特定精神障害給付特約> [特定精神障害給付金]		
<b>オプション保障</b> 第1回就業不能給付金または第1回特定精神障害給付金が支払われるとき <初期支援給付特約> [初期支援給付金]	<b>5万円</b>	<b>2.5万円</b>

(注) 第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日を第1回支払基準日とし、2回目以降は、翌月以降の第1回支払基準日の応当日となります。ただし、2回目以降は、直前の支払基準日から各支払基準日まで就業不能状態が継続していた場合にお支払いの対象となります。(特定精神障害給付金の場合、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」と読み替えます。) 就業不能給付金と特定精神障害給付金は、重複して支払われません。

### 意向確認【ご加入前のご確認】

就業不能サポートは、病気やケガで就業不能状態になった場合に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入に当たっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等をご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

### 給付イメージ

【例】 基準給付金月額10万円で、4月1日から就業不能状態が継続し、12月1日に職場復帰した場合



## 給付金のお支払いに関するご注意



給付金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 給付金のお支払いは、加入日以降に発生した就業不能状態に限ります。
- 給付金のお支払限度は以下の通りです。

給付金名	お支払限度回数	通算
		36回
就業不能給付金	1つの継続した就業不能状態につき18回	36回
特定精神障害給付金	1つの継続した就業不能状態につき18回	18回

- 給付金の受取人は次の通りです。  
給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.104**



給付金のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.107**

## 加入取扱いに関するご注意



- 就業不能給付金の支払われる回数が36回の通算支払限度に達した場合には、この契約は消滅します。
- 特定精神障害給付金の支払われる回数が18回の通算支払限度に達した場合には、特定精神障害給付特約は消滅します。

## 掛金

### ◎月額掛金 (単位：円)

<基本保障：主契約・特定精神障害給付特約、オプション保障：初期支援給付特約>

記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。  
また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

男 性				
基準給付金月額 (申込コース)	10万円 (10万円コース)		5万円 (5万円コース)	
	基本保障	オプション 保障	基本保障	オプション 保障
年齢【保険年齢】 (生年月日)				
18～20歳 (H15.7.2～H18.7.1)	1,020	175	510	88
21～25歳 (H10.7.2～H15.7.1)	1,050	170	525	85
26～30歳 (H5.7.2～H10.7.1)	1,060	170	530	85
31～35歳 (S63.7.2～H5.7.1)	1,190	195	595	98
36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	1,290	200	645	100
41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	1,400	215	700	108
46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	1,690	255	845	128
51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	2,180	325	1,090	163
56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	3,120	485	1,560	243
61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	4,500	805	2,250	403

女 性				
基準給付金月額 (申込コース)	10万円 (10万円コース)		5万円 (5万円コース)	
	基本保障	オプション 保障	基本保障	オプション 保障
年齢【保険年齢】 (生年月日)				
18～20歳 (H15.7.2～H18.7.1)	1,110	245	555	123
21～25歳 (H10.7.2～H15.7.1)	1,100	215	550	108
26～30歳 (H5.7.2～H10.7.1)	1,340	250	670	125
31～35歳 (S63.7.2～H5.7.1)	1,510	265	755	133
36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	1,550	260	775	130
41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	1,780	270	890	135
46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	2,080	310	1,040	155
51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	2,250	345	1,125	173
56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	2,770	415	1,385	208
61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	3,690	615	1,845	308

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。  
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

# 重病克服支援制度

保険期間 令和6年1月1日(月)～令和6年12月31日(火)

加入対象者 **本人** **配偶者**



意向確認【ご加入前のご確認】

重病克服支援制度は、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

## 保障内容等(契約概要部分)

「健康情報活用商品」には **健活** のマークがついています。詳細は「健康情報活用商品について」のページをご参照ください。

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
- 7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。  
※特約の付加により保障内容が異なります。
- 健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。

保障区分	保障内容	本人・配偶者	
		300万円	100万円
主契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき</li> <li>● 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき</li> <li>● 急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき</li> </ul>	300万円	100万円
	[特定疾病保険金] (※1)		
7大疾病保障特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 死亡・所定の高度障害状態のとき</li> </ul>	150万円	50万円
	[7大疾病保険金] (※2)		
がん・上皮内新生物保障特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき</li> </ul>	30万円	10万円
	[がん・上皮内新生物保険金] (※2)		



(※1) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。  
(※2) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

保険金ごとの保障イメージ <お申込金額300万円の場合>

保険金種類	お支払事由				
	死亡・高度障害	特定疾病			その他の4疾病
		悪性新生物(がん) (※)	急性心筋梗塞	脳卒中	重度の糖尿病 重度の高血圧性疾患 慢性腎不全 肝硬変
主契約 特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で <b>300万円</b>				
特約 7大疾病保険金	お支払事由のいずれかに該当で <b>150万円</b>				
特約 がん・上皮内新生物保険金	← お支払事由のいずれかに該当で <b>30万円</b> →				
お支払事由ごとの保険金額合計	300万円	480万円	450万円	150万円	30万円

(※) 特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。  
がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含まれます。

- 保険金受取人は次の通りです。  
死亡保険金：被保険者が指定した方  
上記以外の保険金：被保険者

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。  
ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

### 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項



- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

## 保険金のお支払いに関するご注意

 **被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。**  
 ご注意

保険金種類とお支払対象の疾病	お支払事由	お支払対象と ならない疾病例 <sup>*1</sup>
<b>特定疾病保険金</b>  <b>7 大疾病保険金</b> <small>※13</small>	<b>●悪性新生物 (がん)</b> 加入日前を含めてはじめて <sup>*2</sup> 悪性新生物と診断確定 <sup>*3</sup> されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 <sup>*4</sup> ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	<b>●急性心筋梗塞</b> 加入日以後に発病した疾病 <sup>*5</sup> を原因として、急性心筋梗塞を発病 <sup>*5</sup> し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 <sup>*6</sup> が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 <sup>*7</sup> を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	<b>●脳卒中 (くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)</b> 加入日以後に発病した疾病 <sup>*5</sup> を原因として、脳卒中を発病 <sup>*5</sup> し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 <sup>*7</sup> を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
	<b>●重度の糖尿病</b> 加入日以後に発病した疾病 <sup>*5</sup> を原因として、糖尿病を発病 <sup>*5</sup> し、医師が必要と認める日常のかつ継続的なインスリン療法 <sup>*8</sup> を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	<b>●重度の高血圧性疾患 (高血圧性網膜症)</b> 加入日以後に発病した疾病 <sup>*5</sup> を原因として、高血圧性疾患を発病 <sup>*5</sup> し、その疾病により高血圧性網膜症 <sup>*9</sup> であると医師によって診断されたとき	
	<b>●慢性腎不全</b> 加入日以後に発病した疾病 <sup>*5</sup> を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 <sup>*10</sup> を開始したとき	
	<b>●肝硬変</b> 加入日以後に発病した疾病 <sup>*5</sup> を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき <sup>*11</sup>	
<b>がん・上皮内新生物保険金</b> 加入日前を含めてはじめて <sup>*12</sup> 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 <sup>*3</sup> されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき		
<b>死亡保険金</b> 死亡されたとき		
<b>高度障害保険金</b> 加入日以後に発生した傷害または疾病 <sup>*5</sup> により所定の高度障害状態になられたとき		

- ※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時含まれます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限り、ります。
- ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。  **P.95**

 **ご注意** 約款規定については、参照ページをご確認ください。  **P.116**

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。  **P.111**

## 掛金

◎月額掛金 (単位：円) <保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額300万円・100万円>

記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。  
また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

男性						
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者					
	300万円			100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	300万円	150万円	30万円	100万円	50万円	10万円
18～20歳 (H15.7.2～ H18.7.1)	474	195	39	158	65	13
21～25歳 (H10.7.2～ H15.7.1)	627	210	39	209	70	13
26～30歳 (H5.7.2～ H10.7.1)	642	240	42	214	80	14
31～35歳 (S63.7.2～ H5.7.1)	789	315	48	263	105	16
36～40歳 (S58.7.2～ S63.7.1)	1,062	405	60	354	135	20
41～45歳 (S53.7.2～ S58.7.1)	1,464	585	90	488	195	30
46～50歳 (S48.7.2～ S53.7.1)	2,433	1,020	141	811	340	47
51～55歳 (S43.7.2～ S48.7.1)	4,026	1,620	216	1,342	540	72
56～60歳 (S38.7.2～ S43.7.1)	6,294	2,760	372	2,098	920	124
61～65歳 (S33.7.2～ S38.7.1)	9,801	4,395	681	3,267	1,465	227
66～70歳 (S28.7.2～ S33.7.1)	14,502	6,345	1,044	4,834	2,115	348
71歳 (S27.7.2～ S28.7.1)	18,246	7,815	1,245	6,082	2,605	415

女性						
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者					
	300万円			100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	300万円	150万円	30万円	100万円	50万円	10万円
18～20歳 (H15.7.2～ H18.7.1)	399	195	45	133	65	15
21～25歳 (H10.7.2～ H15.7.1)	474	225	75	158	75	25
26～30歳 (H5.7.2～ H10.7.1)	597	300	96	199	100	32
31～35歳 (S63.7.2～ H5.7.1)	843	435	135	281	145	45
36～40歳 (S58.7.2～ S63.7.1)	1,230	660	183	410	220	61
41～45歳 (S53.7.2～ S58.7.1)	1,788	1,095	240	596	365	80
46～50歳 (S48.7.2～ S53.7.1)	2,250	1,425	300	750	475	100
51～55歳 (S43.7.2～ S48.7.1)	2,937	1,815	309	979	605	103
56～60歳 (S38.7.2～ S43.7.1)	3,615	2,415	357	1,205	805	119
61～65歳 (S33.7.2～ S38.7.1)	5,124	2,865	483	1,708	955	161
66～70歳 (S28.7.2～ S33.7.1)	6,762	3,825	543	2,254	1,275	181
71歳 (S27.7.2～ S28.7.1)	8,388	4,350	594	2,796	1,450	198

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。  
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。  
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 65歳以下の方が、特約を新規付加することができます。

# 新医療保障 (医療保障 + 充実プラン)

保険期間 令和6年1月1日(月)~令和6年12月31日(火)



## 保障内容等 (契約概要部分)

### 医療保障

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

- この保険は、病気・ケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

保障内容	本人・配偶者		本人・配偶者・子ども	
	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円
病気やケガで、継続して2日以上入院したとき [入院給付金]	日額10,000円 ×入院日数	日額8,000円 ×入院日数	日額5,000円 ×入院日数	日額3,000円 ×入院日数

● 給付金の受取人は次の通りです。  
入院給付金：主契約の被保険者

保険金・給付金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 **P.100**

**!** 保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.101**  
ご注意

### 意向確認【ご加入前のご確認】

医療保障は、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。  
充実プランは、所定の病気により入院したり手術を受けたとき等の補償の確保を主な目的とする損害保険です。  
ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

### 充実プラン

加入対象者 **本人** **配偶者** **本人・配偶者の親(親介護特約のみ)**

- 所定の病気により入院した場合、入院保険金を1日目からお支払いします。
- 病気やケガにより所定の手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。
- 所定の要介護状態になった場合、介護保険金をお支払いします。

保障内容	本人・配偶者			
	10,000円 1・1Wコース	8,000円 8・8Wコース	5,000円 5・5Wコース	3,000円 3・3Wコース
三大疾病・所定の生活習慣病の治療を目的として1日以上入院したとき [三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病入院保険金]	日額10,000円 ×入院日数	日額8,000円 ×入院日数	日額5,000円 ×入院日数	日額3,000円 ×入院日数
病気やケガの治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき [疾病・傷害手術保険金]	手術の種類に応じて 10・20・40万円	手術の種類に応じて 8・16・32万円	手術の種類に応じて 5・10・20万円	手術の種類に応じて 3・6・12万円
三大疾病・所定の生活習慣病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき [三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病手術保険金]	手術の種類に応じて 10・20・40万円	手術の種類に応じて 8・16・32万円	手術の種類に応じて 5・10・20万円	手術の種類に応じて 3・6・12万円
所定の要介護状態になったとき [介護保険金]	100万円 (1回を限度)	100万円 (1回を限度)	100万円 (1回を限度)	100万円 (1回を限度)

女性のみのみ	保障内容	1Wコース	8Wコース	5Wコース	3Wコース
	女性疾病の治療を目的として1日以上入院したとき [女性疾病入院保険金]	日額10,000円 ×入院日数	日額8,000円 ×入院日数	日額5,000円 ×入院日数	日額3,000円 ×入院日数
	女性疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき [女性疾病手術保険金]	手術の種類に応じて 10・20・40万円	手術の種類に応じて 8・16・32万円	手術の種類に応じて 5・10・20万円	手術の種類に応じて 3・6・12万円
	女性が特定障害の治療を直接の目的として所定の形成術等を受けたとき [女性疾病手術保険金]	手術の種類に応じて 20・40万円	手術の種類に応じて 16・32万円	手術の種類に応じて 10・20万円	手術の種類に応じて 6・12万円

親介護特約をセットすることができます。

親介護特約	保障内容	Kコース
	親が所定の要介護状態になったとき [親介護保険金]	親介護保険金額 100万円 (1回を限度)

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 **P.109**

## 掛金

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。  
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 掛金は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

### 医療保障

#### ◎月額掛金 (単位：円)

記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。  
また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者			
	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円
18～20歳 (H15.7.2～H18.7.1)	2,380	1,904	1,190	714
21～25歳 (H10.7.2～H15.7.1)	2,960	2,368	1,480	888
26～30歳 (H5.7.2～H10.7.1)	3,340	2,672	1,670	1,002
31～35歳 (S63.7.2～H5.7.1)	3,480	2,784	1,740	1,044
36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	3,530	2,824	1,765	1,059
41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	3,920	3,136	1,960	1,176
46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	4,590	3,672	2,295	1,377
51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	5,850	4,680	2,925	1,755
56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	7,580	6,064	3,790	2,274
61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	10,400	8,320	5,200	3,120
66～69歳 (S29.7.2～S33.7.1)	14,670	11,736	7,335	4,401

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	子ども	
	5,000円	3,000円
3～22歳 (H13.7.2～R3.7.1)	1,220	732

- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

### 充実プラン

#### ◎月額掛金 (単位：円)

<入院保険金日額・手術基準日額：10,000円・8,000円・5,000円・3,000円、介護保険金額：全コース一律100万円>

掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性				女性			
	本人・配偶者				本人・配偶者			
	10,000円 1コース	8,000円 8コース	5,000円 5コース	3,000円 3コース	10,000円 1Wコース	8,000円 8Wコース	5,000円 5Wコース	3,000円 3Wコース
18～20歳 (H15.7.2～H18.7.1)	1,010	820	520	320	1,620	1,310	830	500
21～25歳 (H10.7.2～H15.7.1)	1,050	840	540	340	1,740	1,390	890	540
26～30歳 (H5.7.2～H10.7.1)	1,170	950	610	370	2,170	1,750	1,110	670
31～35歳 (S63.7.2～H5.7.1)	1,240	1,000	630	380	2,100	1,690	1,070	640
36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	1,270	1,010	630	380	2,190	1,750	1,090	650
41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	1,340	1,070	680	420	2,480	1,980	1,260	760
46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	1,570	1,260	800	490	2,990	2,390	1,510	910
51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	2,550	2,040	1,290	810	4,180	3,350	2,110	1,300
56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	3,760	3,030	1,940	1,220	5,600	4,500	2,860	1,770
61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	5,570	4,510	2,930	1,880	7,470	6,030	3,880	2,450
66～69歳 (S29.7.2～S33.7.1)	7,860	6,420	4,250	2,820	9,790	7,960	5,220	3,400

#### 親介護特約

(単位：円) <親介護保険金額：100万円>

親の年齢 【保険年齢】 (生年月日)	41～45歳 (S53.7.2 S58.7.1)	46～50歳 (S48.7.2 S53.7.1)	51～55歳 (S43.7.2 S48.7.1)	56～60歳 (S38.7.2 S43.7.1)	61～65歳 (S33.7.2 S38.7.1)	66～70歳 (S28.7.2 S33.7.1)	71～75歳 (S23.7.2 S28.7.1)	76～80歳 (S18.7.2 S23.7.1)
100万円 Kコース	20	30	70	150	310	650	1,380	2,940

## 医療プラン



保険期間 令和6年1月1日(月)～令和6年12月31日(火)

加入対象者 **本人** **配偶者**

### 保障内容等(契約概要部分)

- 病気で継続して5日以上入院した場合、入院給付金を5日目からお支払いします。
- 三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合は、お支払日数の限度はありません。
- 所定の手術や集中治療室管理を受けられたときにも、それぞれ給付金をお支払いします。

[疾病入院特約(2001)、入院給付金日額4,000円・3,000円・2,000円・1,000円]

保障内容	本人・配偶者			
	4,000円	3,000円	2,000円	1,000円
病気で継続して5日以上入院のとき [入院給付金] <<疾病入院特約(2001)より>>	日額 <b>4,000円</b> ×(入院日数-4日)	日額 <b>3,000円</b> ×(入院日数-4日)	日額 <b>2,000円</b> ×(入院日数-4日)	日額 <b>1,000円</b> ×(入院日数-4日)
所定の集中治療室管理を受けられたとき [集中治療給付金] <<疾病入院特約(2001)より>>	日額 <b>4,000円</b> ×集中治療室管理日数	日額 <b>3,000円</b> ×集中治療室管理日数	日額 <b>2,000円</b> ×集中治療室管理日数	日額 <b>1,000円</b> ×集中治療室管理日数
災害や病気で所定の手術を受けられたとき [手術給付金] <<疾病入院特約(2001)より>>	手術の種類に応じて <b>4・8・16万円</b>	手術の種類に応じて <b>3・6・12万円</b>	手術の種類に応じて <b>2・4・8万円</b>	手術の種類に応じて <b>1・2・4万円</b>
給付倍率40倍の 手術給付金の支払われる手術を受け、 手術の日から継続して30日以上入院したとき [手術後療養給付金] <<疾病入院特約(2001)より>>	1回の手術につき <b>4万円</b>	1回の手術につき <b>3万円</b>	1回の手術につき <b>2万円</b>	1回の手術につき <b>1万円</b>
死亡・高度障害のとき [死亡・高度障害保険金] <<無配当定期保険(Ⅱ型)より>>	<b>50万円</b>	<b>37.5万円</b>	<b>25万円</b>	<b>12.5万円</b>

- 疾病の発生(発病)には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時含まれます。
  - 保険金・給付金の受取人は次の通りです。  
死亡保険金：被保険者が指定した方  
高度障害保険金および各給付金：被保険者
- ※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。  
ただし、高度障害保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

そのほかにも保険金・給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.107**

**!** 約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.116**  
ご注意

### 意向確認【ご加入前のご確認】

医療プランは、病気による入院・手術等に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

### 掛金

#### ◎月額掛金 (単位：円)

<保険期間1年、集団扱月払>

<疾病入院特約(2001)、入院給付金日額4,000円・3,000円・2,000円・1,000円>

記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者							
	男性				女性			
	4,000円	3,000円	2,000円	1,000円	4,000円	3,000円	2,000円	1,000円
18～20歳 (H15.7.2～H18.7.1)	1,060	795	530	265	1,048	786	524	262
21～25歳 (H10.7.2～H15.7.1)	1,112	834	556	278	1,092	819	546	273
26～30歳 (H5.7.2～H10.7.1)	1,172	879	586	293	1,160	870	580	290
31～35歳 (S63.7.2～H5.7.1)	1,224	918	612	306	1,212	909	606	303
36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	1,304	978	652	326	1,292	969	646	323
41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	1,428	1,071	714	357	1,404	1,053	702	351
46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	1,756	1,317	878	439	1,716	1,287	858	429
51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	1,996	1,497	998	499	1,924	1,443	962	481
56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	2,392	1,794	1,196	598	2,256	1,692	1,128	564
61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	3,240	2,430	1,620	810	2,992	2,244	1,496	748
66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	4,620	3,465	2,310	1,155	4,228	3,171	2,114	1,057
71歳 (S27.7.2～S28.7.1)	5,380	4,035	2,690	1,345	4,880	3,660	2,440	1,220

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

## ライフガード(主)



保険期間 令和6年1月1日(月)~令和6年12月31日(火)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

### 保障内容等(契約概要部分)・掛金

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。
- 日常生活における様々なリスクに対応します。

掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

(単位：円)

補償概要・補償項目	本人	配偶者	子ども
	1コース	2コース	3コース
<b>傷害により、入院した場合</b> (事故発生の日からその日を含めて180日以内の入院について) [入院保険金]	日額 <b>3,200円</b>	日額 <b>3,400円</b>	日額 <b>3,400円</b>
<b>傷害により、所定の手術を受けた場合</b> (ただし、1事故につき手術1回が限度)〈状況により〉 [手術保険金]	<b>1.6</b> または <b>3.2万円</b>	<b>1.7</b> または <b>3.4万円</b>	<b>1.7</b> または <b>3.4万円</b>
<b>傷害により、通院し医師の治療を受けた場合</b> (事故発生の日からその日を含めて180日以内の通院について、90日限度) [通院保険金]	日額 <b>1,600円</b>	日額 <b>1,600円</b>	日額 <b>1,600円</b>
<b>自宅の外において、偶然な事故により携行品に損害が生じた場合</b> 〈免責3,000円〉 [携行品損害保険金]	<b>10万円</b>	<b>10万円</b>	<b>10万円</b>
<b>他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の賠償責任を負った場合</b> [賠償責任保険金]	<b>10,000万円</b> (注)	—	—
<b>レンタル用品の損壊・盗取により、法律上の賠償責任を負った場合</b> 〈免責3,000円以上〉 [レンタル用品賠償責任保険金]	<b>30万円</b> (注)	—	—
<b>死亡・入院により、サービスの予約をキャンセルし、キャンセル費用を負担した場合</b> 〈免責1,000円以上〉 [キャンセル費用保険金]	<b>10万円</b>	<b>10万円</b>	<b>10万円</b>
<b>被保険者の行方不明・遭難等により、救援者費用等を負担した場合</b> [救援者費用等保険金]	<b>150万円</b>	<b>150万円</b>	<b>150万円</b>
<b>月 額 掛 金</b>	870	790	790

### 意向確認【ご加入前のご確認】

ライフガード(主)は、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

(注) 賠償責任・レンタル用品賠償責任保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含まれます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります)。

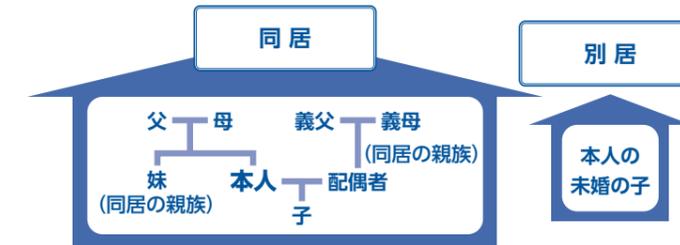
- ・ 配偶者
- ・ 本人またはその配偶者の同居の親族 ※介護保険施設等へ入所され、主たる住居が施設の場合は、被保険者の対象外となります。
- ・ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子

なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。

また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 **P.97**

### ● 本人の加入により、賠償責任・レンタル用品賠償責任保険金の補償対象となる方の例



### ● 保険金のご請求について

ご請求内容により必要書類等が異なります。  
(例：携行品損害保険金のご請求時⇒損害状況が分かる損害品の写真など)

事故発生時は、ご請求に必要な書類等をご案内させていただきますので、別添の事故連絡票をご提出ください。(⇒P119、120)

# ライフガード(特)

保険期間 令和6年1月1日(月)～令和6年12月31日(火)

加入対象者 **本人**



## 意向確認【ご加入前のご確認】

ライフガード(特)は、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

## 保障内容等(契約概要部分)・掛金

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。
- ケガの他、住宅内生活用動産も補償します。

掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

(単位：円)

補償概要・補償項目		本人
		4コース
傷 害	傷害により、入院した場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の入院について) [入院保険金]	日額 1,000円
	傷害により、所定の手術を受けた場合 (ただし、1事故につき手術1回が限度)〈状況により〉 [手術保険金]	0.5または 1万円
	傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の通院について、90日限度) [通院保険金]	日額 500円
偶然な事故により、住宅内生活用動産に 損害が生じた場合(免責3,000円) [住宅内生活用動産保険金]		30万円
月 額 掛 金		570

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.97

※介護保険施設等へ入所され、主たる住居が施設の場合は、被保険者の対象外となります。

## 長期療養収入補償制度



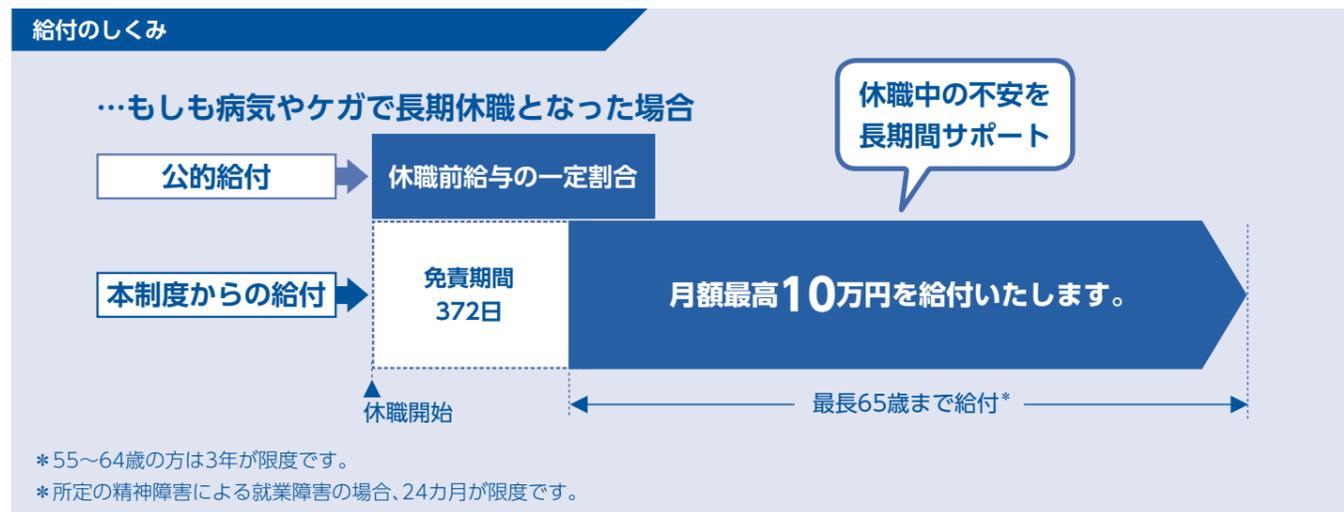
保険期間 令和6年1月1日(月)～令和6年12月31日(火)

加入対象者 **本人**

### 保障内容等(契約概要部分)・掛金

- 病気やケガにより免責期間を超えて就業障害となった場合、保険金をお支払いします。
- 就業障害が継続する限り、補償対象期間を限度に、長期にわたって保険金をお支払いします。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。

#### 給付のしくみ



#### 意向確認【ご加入前のご確認】

長期療養収入補償制度は、傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業障害となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

#### ◎月額掛金 (単位：円)

掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

年齢 【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	男 性	女 性
			保険金月額 10万円 5コース	保険金月額 10万円 5コース
18～24歳 (H11.1.2～H17.12.31)	372日	65歳	879	598
25～29歳 (H6.1.2～H11.1.1)			917	770
30～34歳 (S64.1.2～H6.1.1)			997	1,046
35～39歳 (S59.1.2～S64.1.1)			1,228	1,535
40～44歳 (S54.1.2～S59.1.1)			1,863	2,484
45～49歳 (S49.1.2～S54.1.1)			2,741	3,604
50～54歳 (S44.1.2～S49.1.1)			3,942	4,831
55～59歳 (S39.1.2～S44.1.1)	3年		2,554	2,697
60～64歳 (S34.7.2～S39.1.1)			4,416	4,131

- 記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 掛金は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 **P.113**

## 短期休職補償制度

保険期間 令和6年1月1日(月)～令和6年12月31日(火)

加入対象者 **本人**

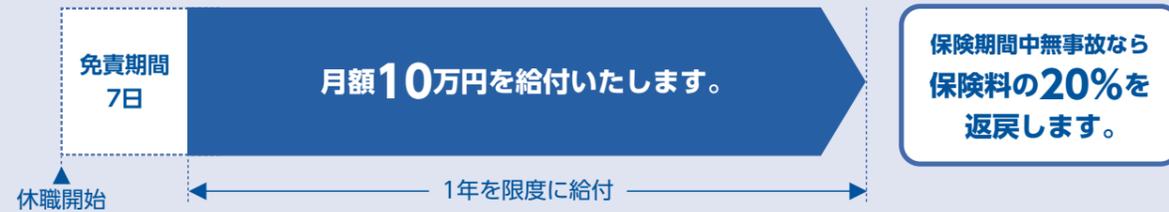


### 保障内容等(契約概要部分)・掛金

- 病気やケガにより免責期間を超えて就業不能となった場合、就業不能が継続する限り、補償対象期間を限度に、保険金をお支払いします。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。
- 保険期間中に就業不能にならなかった場合、無事故戻しとして保険料の20%を返れいします。

#### 給付のしくみ

…もしも病気やケガで休職となった場合



#### 意向確認【ご加入前のご確認】

短期休職補償制度は、傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業不能となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

#### ◎月額掛金 (単位：円)

掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

年齢 【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	保険金月額 10万円 6コース
18～19歳 (H16.1.2～H17.12.31)	7日	1年	570
20～24歳 (H11.1.2～H16.1.1)			830
25～29歳 (H6.1.2～H11.1.1)			940
30～34歳 (S64.1.2～H6.1.1)			1,160
35～39歳 (S59.1.2～S64.1.1)			1,460
40～44歳 (S54.1.2～S59.1.1)			1,830
45～49歳 (S49.1.2～S54.1.1)			2,160
50～54歳 (S44.1.2～S49.1.1)			2,500
55～59歳 (S39.1.2～S44.1.1)			2,670
60～64歳 (S34.7.2～S39.1.1)			2,810

- 記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。  
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 掛金は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 [P.112](#)

## 健康づくりサポート



加入対象者 **本人**

※健康づくりサポートのみの加入はできません。必ずささえとセットでご加入ください。

### サービス概要

健康なんてあまり興味がないなあ・・・そんな、あなた自身の健康実現を応援するサービスです。

健康づくりサポートは健康・医療・メンタルヘルスなどのさまざまなサービスメニューを提供することで、ご加入者とそのご家族の健康づくりをサポートするサービスです。充実したメニューをいつでもどこでもご家族でご利用いただけます。

病気やけがをした場合を保障する「保険制度」と心と体の健康づくりを応援する「健康づくりサポート」の両輪でサポートしてまいります。

### サービスメニュー

疾病予防の考え方に基づいた7つのメニューをご利用いただけます。

疾病予防の考え方

#### 一次予防「健康増進」

生活習慣等の見直し・改善により  
病気そのものの発生を予防

#### 二次予防「早期発見」

早期発見・早期治療により、  
病気が進行しないうちに治療

#### 三次予防「再発防止」

必要な治療等により、  
機能の維持・回復を図る

#### 一次予防に対応したサービスメニュー

① 気づき

**聴** 季刊誌「健康情報」  
お届け(年4回)

健康的な食事・運動、リラクゼーションや最新の医学情報まで幅広い情報を満載。性別・年代を問わず楽しめる内容の情報誌。(日経ヘルス編集)【自宅もしくは職場へ】  
表紙のサンプル

② 行動

**ヘルシーファミリー倶楽部**  
ご利用はWebで

最新の健康情報から、病気・薬・病院の検索まで、健康に関するあらゆる情報を提供。健康関連書籍を中心に200冊以上が無料で読み放題の電子図書館や病院検索、くすり検索などさまざまなコンテンツで健康をサポート。  
イメージ画像

**相談ダイヤル**  
お電話で

日常生活における様々な不安や悩みについて、お気軽に相談いただくことができる専門の窓口をご用意。健康全般、病気や育児、メンタルヘルスに介護・・・ご相談には専門スタッフ(看護師、保健師、管理栄養士、薬剤師、医師、臨床心理士、ケアマネジャー等)が責任を持って対応。  
※メンタルヘルス面接相談はひとり年間5回まで無料。

#### 二次・三次予防に対応したサービスメニュー

行動

**テレセカンド<sup>®</sup>**  
お電話で

病院に受診することなく、名医(\*)による電話相談が可能。セカンドオピニオンの必要性、治療法や診断についての疑問にお応え。  
●臨床経験を積んだ看護師がご相談に応じる医師を検索し、相談日時を設定  
●看護師が三者通話で電話相談に立会いしっかりとサポート

**ホスピサーチ<sup>®</sup>**  
お電話で

名医が在籍する医療機関の情報(「医療機関名」及び「診療科」)をスピーディにお伝えするサービス。急いで名医の在籍する医療機関の情報を知りたいというニーズにお応え。  
●お電話ですぐに情報をお伝えすることが可能  
●確定診断でなくとも「疑い」状態でもご利用が可能

\*名医とは専門医同士の相互評価に基づいて選ばれた優秀な専門医を指します。また、対象となる疾患は広義のがん、心臓疾患、脳動脈瘤、膠原病などです。テレセカンド、ホスピサーチは米国及びその他の国におけるBest Doctors, Inc.の商標です。

③ 増進

**WELBOX(ウェルボックス)**  
ご利用はWebで

国内約42,000以上の宿泊施設や育児、介護、健康、自己開発、グルメ、スポーツ、エンタメなど暮らしのさまざまなシーンで利用できる多彩なメニューが会員価格でご利用可能。  
イメージ画像

**CLUB FUJITA**  
お電話で

会員制リゾートホテル施設ウイスタリアンライフクラブ(全国7施設)を優待料金で利用可能。  
・神奈川県箱根2、静岡県熱海・宇佐美、三重県鳥羽、長野県野尻湖・車山高原

### 健康づくりサポートの取扱い

加入期間	加入期間1年間(令和6年1月1日~令和6年12月31日)で以後毎年更新します(自動更新)。所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえご提出ください。継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。
運営費	加入者は、当社に対し所定の期日に運営費200円(月額、消費税を含む)をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかんを問わず返還いたしません。(※健康づくりサポートの運営費は、生命保険料控除の対象とはなりません。)

### 個人情報に関する取扱いについて

- 個人情報の利用目的**  
取得した個人情報は、健康づくりサポート加入者規約に定めるサービスの提供を行なうために利用します。
- 個人情報の取扱いの委託について**  
利用目的の達成に必要な範囲内において、取得した個人情報の全部または一部を委託する場合があります。その場合には、個人情報の管理水準が、明治安田生命保険相互会社(以下、当社といいます。 )が設定する基準を満たす企業を選定し、適切な管理、監督を行ないます。
- 保有個人データの開示等および問い合わせ窓口について**  
当社が保有する開示対象個人情報について、開示・訂正・削除・利用停止のご依頼があった場合には、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由がない限り回答・訂正等の対応をいたします。  
【お問い合わせ先】明治安田ライフプランセンター(株)(事務委託先)  
団体サービス部 生活・健康サービスグループ  
03-5952-5069
- 個人情報提供の任意性**  
氏名・住所・電話番号を提供いただけない場合、本サービスを提供できない場合があります。健康づくりサポート加入申込書の提出をもちまして、個人情報の取扱いに同意いただいたものとさせていただきます。

### 健康づくりサポート加入者規約

- 第1条(目的)**  
健康づくりサポートとは、明治安田生命保険相互会社(以下、当社といいます)が健康づくりサポートの加入申込みをされた方(以下、加入者といいます)に向けて継続的に健康生活を応援するサービスです。加入者がより健康増進に邁進できるように具体的な健康情報の提供をすることで、豊かなクオリティ・オブ・ライフに貢献することを目的といたします。
- 第2条(加入資格等)**  
1. 加入資格は、団体の所属員で団体と当社の合意した範囲に該当する方が有します。  
2. 加入者とは、本規約を承認のうえ申込みをされ、当社が加入を認めた方をいいます。
- 第3条(運営費)**  
加入者は、当社に対し所定の期日に所定の方法により運営費として当社が定める金額(消費税を含む)をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかんを問わず返還いたしません。
- 第4条(加入者証の付与)**  
加入者証の発行はありません。当社が定め通知した加入者管理番号をもって加入者番号とします。当社への電話照会等の際は、原則として加入者番号を告知いただきます。
- 第5条(健康情報の提供)**  
加入者は、当社及び当社の指定する会社等から、第6条のサービスの内容を含めた各種情報提供があることに予め同意するものとします。
- 第6条(サービスの内容)**  
1. サービスとは、以下のものを指します。  
① 健康情報に関するサービス  
(1) 健康情報誌等による各種健康情報の提供  
(2) 電話による健康相談・メンタルヘルスカウンセリング・介護相談  
(3) その他  
② 当社と提携する健康増進関連の企業が提供する健康情報や商品等のご紹介  
この場合、加入者が商品等を購入し何らかの損害を被った場合または購入した商品に瑕疵があった場合、当社は一切責任を負わないものとします。  
2. 当社が第1条の目的に沿って提供するすべての情報提供は、あくまで健康に関する一般的な情報提供及びアドバイスを加入者の責任で活用していただくものであり、情報を活用したことによって加入者及び加入者のご家族等が何らかの損害を被った場合でも当社は一切責任を負うことはありません。  
3. 予告なくサービス内容を追加・変更することがあります。
- 第7条(届出事項の変更)**  
1. 加入者は、当社に届け出た住所・氏名等について変更があった場合には、所定の方法にて速やかに当社に通知していただきます。  
2. 前項の変更事項についての通知がなく、当社からの送付物等が延着し、または到着しなかったときでも、当社は責任を負いません。ただし、前項の届け出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りではありません。
- 第8条(脱退ならびに加入資格の喪失の場合の取扱い)**  
1. 加入者は、自己の都合により脱退を希望するときは、所定の手続きをすることで、脱退することができます。  
2. 何らかの理由で運営費が支払われなかった場合は、いずれも特別な申し出がない限りは自動的に加入資格を喪失します。  
3. 加入者が本規約に違反した場合、または加入者として不適当な行動が認められる場合等で当社が加入者として不適当と認めた場合は、当社は加入者資格を取り消すことがあります。  
4. 第2条に定める加入者資格を喪失した場合ならびに前2項の場合、契約は終了します。
- 第9条(加入期間)**  
1. 加入者が、当社からサービス提供を受けることができる期間は1年です。サービスの開始月日と終了月日は加入者が所属する団体と当社との間で決定した期間となります。  
2. 特に申し出のない場合、加入期間は1年毎に自動的に更新されます。
- 第10条(データ保護)**  
当社が保有する加入者個人のデータは厳正に管理・運用します。
- 第11条(規約の変更)**  
本規約については、今後変更することがあります。その場合、これを速やかに加入者に告知します。変更日以降は、変更後の規約に従い取扱うものとします。
- 第12条(契約の終了)**  
1. 本契約は所属する団体が当社の保険商品の採用を中止した場合、同時に終了します。  
2. 本契約は加入者が所属する団体と当社との間のサービスの運営にかかる「健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書」が終了した場合、同時に終了します。

この制度は下記会社と締結した健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書及び健康づくりサポート加入者規約に基づいて運営します。

サービス提供会社：明治安田生命保険相互会社  
事務委託会社：明治安田ライフプランセンター株式会社

サービス内容等に関するお問い合わせ先 健康づくりサポート事務局：0120-567-074(平日9:00~17:00)

# ご注意ください



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

## 「約款」と細部のお取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

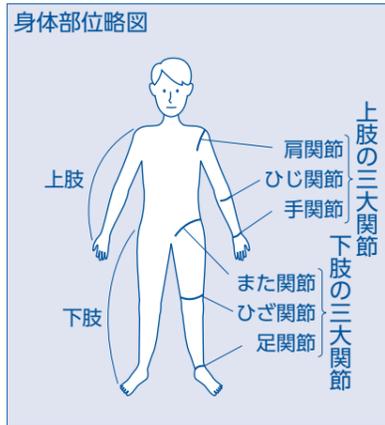
高度障害状態について	95
保険金・給付金をお支払いできない場合について	96
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について	96
ささえ・ささえロング	96
ライフガード(主)	97
ライフガード(特)	97
新医療保障<医療保障>	100
先進型医療サポート	101
就業不能サポート	104
医療プラン	107
新医療保障<充実プラン>	109
重病克服支援制度	111
短期休職補償制度	112
長期療養収入補償制度	113
その他	114

## 高度障害状態について 高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

### ささえ・ささえロング・医療プラン・重病克服支援制度

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。  
【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
  2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
  3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの\*
  4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。



1. 眼の障害(視力障害)
  - (1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
  - (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
  - (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
  - (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
    - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
    - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
    - ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
  - (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 上・下肢の障害
 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

## 保険金・給付金をお支払いできない場合について

ささえ・ささえロング・ライフガード(主)・ライフガード(特)・新医療保障<医療保障>・先進型医療サポート・就業不能サポート・医療プラン・新医療保障<充実プラン>・重病克服支援制度・短期休職補償制度・長期療養収入補償制度

- 次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
  - 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由\*に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
  - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき(注生命保険商品のみ)
  - 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
    - \*告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなることがあります。(注生命保険商品のみ)
  - 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
    - \*重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取る目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があったとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき(注短期休職補償制度・長期療養収入補償制度を除く)、●その他上記と同等の事由があったとき
- 「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

## 保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

### ささえ・ささえロング

#### 保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障害保険金	加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合	高度障害保険金額
障害保険金(ささえロングのみ)	この特約の加入日以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合	障害保険金額(死亡保険金額と同額)
障害初期給付金(ささえロングのみ)	この特約の加入日以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級もしくは2級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合	障害初期給付金額(死亡保険金額の1割相当) ※更新前の保険期間を含めて1回を限度とします。

#### 【障害保険金・障害初期給付金】(障害特約について)

- ※保険期間中の発症でも受給権の取得年月が保険期間終了後の場合は保障の対象となりません。
- ※公的障害年金制度に関する法律等の改正が行なわれた場合には、当会社は、主務官庁の認可を得て、支払事由、保険料その他のこの特約の内容を変更することがあります。
- ※特約の締結時(特約が更新された場合は最後の更新時)における公的障害年金に関する法律等に連動した給付を行います。
- ※重い障害が残っているものの、所定の要件を満たさず障害基礎年金もしくは障害厚生年金のいずれかの受給権を取得できない場合(具体的には、次の①から③のいずれかに該当する場合)については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」等に基づき、対象となる障害状態に該当するかを当社にて判断いたします。
  - ①初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間に3分の1以上の保険料滞納期間がある場合
  - ②初診日が60歳以上65歳未満、かつ公的年金の被保険者でない場合で、老齢年金の繰上げ受給後に障害認定日が来る場合
  - ③社会保障協定が締結され、年金の二重加入防止が図られている国の外国人で、一時的な派遣(通常5年まで)のために日本の年金制度への加入が免除となる場合

#### 障害保険金・障害初期給付金の対象となる障害状態とは

- 障害年金1級(「対象となる障害状態」については、パンフレット作成時点の国民年金法施行令に基づき記載しております。)
1. 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
  2. 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
  3. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
  4. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
  5. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
  6. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
  7. 両上肢のすべての指を欠くもの
  8. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
  9. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
  10. 両下肢を足関節以上で欠くもの
  11. 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
  12. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
  13. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
  14. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

ご注意ください

**障害初期給付金の対象となる障害状態とは**

障害年金2級(「対象となる障害状態」については、パンフレット作成時点の国民年金法施行令に基づき記載しております。)

1. 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
2. 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
3. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
4. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
5. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
6. 平衡機能に著しい障害を有するもの
7. そしゃくの機能を欠くもの
8. 音声または言語機能に著しい障害を有するもの
9. 両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの
10. 両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
11. 1上肢の機能に著しい障害を有するもの
12. 1上肢のすべての指を欠くもの
13. 1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
14. 両下肢のすべての指を欠くもの
15. 1下肢の機能に著しい障害を有するもの
16. 1下肢を足関節以上で欠くもの
17. 体幹の機能に歩くことのできない程度の障害を有するもの
18. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
19. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
20. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

**保険金・給付金のお支払いできない場合について**

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。)</li> <li>●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき</li> <li>●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ul>
高度障害保険金 障害保険金 障害初期給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者の故意によるとき</li> <li>●契約者または高度障害保険金受取人等の故意によるとき</li> <li>●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ul>

**約款規定について**

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

**ライフガード(主)・ライフガード(特)**

**保険金・給付金のお支払いについて**

下表では、ライフガード(主)・ライフガード(特)で設定された項目(保険金)の全部を記載しております。したがって、ご加入のコースによっては対象とならないものがありますので、ご加入のコースに設定されている項目(保険金)は、各制度の契約概要のページをご確認ください。

項目	お支払いする場合	お支払内容
全項目共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの	
入院保険金	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院が対象
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 *ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じて定める倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額
通院保険金	傷害により、通院(往診を含みます。)し医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日まで

携行品損害保険金	被保険者が所有している身の回り品について、自宅の敷地外で携行していたときに、偶然な事故によって損害が発生した場合	損害物の時価額(☆)を基準にして算定した損害額の合計から3,000円を差し引いた額 (乗車券や通貨等は損害額合計で5万円、その他は1個、1組、1対について損害額10万円が限度。また、保険期間を通じて合計で携行品損害保険金額が限度) (★)
賠償責任保険金 (◎)	次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合 ●被保険者である本人が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故	被害者に支払うべき損害賠償金の額 (1事故について賠償責任保険金額が限度) (★) *国内示談交渉サービス付(○)
レンタル用品賠償責任保険金 (◎)	日本国内でレンタル業者より賃借(期間6カ月以内)したものが、損壊したり盗取されたことにより、レンタル業者に対して法律上の賠償責任を負った場合	支払うべき損害賠償金の額(損害物の時価額(☆)限度)から3,000円または損害賠償金の20%の額のうち高い方を差し引いた額 (保険期間を通じてレンタル用品賠償責任保険金額が限度) (★)
キャンセル費用保険金	被保険者やその配偶者または1親等以内の親族が死亡または入院したことにより、被保険者が予約していたサービス*をキャンセルし、キャンセル費用を負担した場合 *入院開始もしくは死亡の日から31日以内に受ける予定であった旅行・興行・宿泊・パーティー等のサービスを指します。	キャンセル費用の額から1,000円またはキャンセル費用の20%の額のうち高い方を差し引いた額 (保険期間を通じてキャンセル費用保険金額が限度) (★)
救護者費用等保険金	被保険者が下記の事由に該当し、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担する費用が発生した場合 ●航空機や船舶の行方不明、遭難 ●事故により緊急な捜索・救護活動が必要だと警察が確認した場合 ●自宅外でケガをして事故の日から180日以内に死亡したり14日以上継続入院した場合	●捜索救助費用 ●現地への交通費(2名分限度) ●現地宿泊料(2名分かつ1人14日分限度) ●現地からの移送費 ●諸雑費(20万円まで。ただし国内の場合は3万円まで) (保険期間を通じて救護者費用等保険金額が限度) (★)
住宅内生活用動産保険金	日本国内における偶然な事故により、被保険者の居住の用に供される住宅内に所在する被保険者または被保険者と生計を共にする親族が所有する生活用動産に損害が生じた場合	損害物の時価額(☆)を基準にして算定した損害額の合計から3,000円を差し引いた額 (乗車券や通貨等は損害額合計で5万円、宝石・貴金属等は1個、1組について損害額30万円が限度。また、保険期間を通じて合計で住宅内生活用動産保険金額が限度) (★)

- 「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒を含みます。
  - ・「急激かつ偶然な外来の事故」としては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などが挙げられます。
  - ・外反母趾、靴ずれ、野球肩、テニス肘など「長期的、習慣的、継続的」な事由が原因のものは対象外です。
- 保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限り、
- 入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
- 傷害保険では、医師が必要であると認め、医師が行なう治療を受けることが保険金支払の条件となります。医師とは、医師法でいう医師を指します(鍼灸・マッサージ・指圧・整体・柔道整復師等の医業類似行為は医師の治療には該当しません)。
- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)への通院は、医師による診断が骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷の場合に限り、傷害の部位や程度に応じて認定を行ない、保険金をお支払いします。ただし、ご申告の傷病名を裏付ける明らかな事故があり、医学上妥当な通院回数であれば、医師への受診がなくても保険金をお支払いする場合があります。
- 医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- 被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・靭(じん)帯損傷等の傷害を被った特定の部位\*を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギプスシーネ・ギプスシャーレ・シーネその他これらと同程度に固定することができるもの(胸部固定帯、胸骨固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、サポーター等は含みません。)を常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。
  - ※1. 長管骨または脊柱    2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(ただし、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限り、)
  - 3. 肋骨・胸骨(ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限り、)
- 既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
- 所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。
- 救護者費用等保険金の保険金受取人は被保険者または費用負担者となります。その他の保険金の保険金受取人は被保険者本人です。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

1) 任意で加入できる

- ◎：賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談いただきながらおすすめてください。事前の相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- ：日本国内で発生したお支払対象となる賠償事故については示談交渉サービスが利用できます。ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者に損害賠償責任がない場合等は、示談交渉サービスを利用できません。
- ★：他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。なお、被保険者またはそのご家族が既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。
- ☆：事故日時点で同等品を再取得した場合の金額から使用期間に応じた消耗分を差し引いた金額(現在の価値)のことです。

**保険金・給付金のお支払いできない場合について**

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●戦争・暴動(テロ行為を除く)による事故</li> <li>●ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと(注)</li> <li>・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと</li> <li>・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと</li> <li>・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
入院保険金 手術保険金 通院保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故</li> <li>●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの</li> <li>●山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハングライダー搭乗などの危険な運動中の事故</li> <li>●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故</li> <li>●妊娠・出産・早産・流産による傷害</li> <li>●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害</li> <li>●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害</li> <li>●自殺行為・闘争行為による傷害</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
携行品損害保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故</li> <li>●置き忘れまたは紛失</li> <li>●有価証券、自転車・ハングライダー・自動車等およびこれらの付属品、コンタクトレンズなどに生じた損害</li> <li>●塗料のはがれ、キズ等単なる外観の損傷</li> <li>●自然の消耗、さび、かび、ねずみ食い</li> <li>●自殺行為・闘争行為による損害</li> <li>●地震・噴火またはこれらによる津波による事故</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
賠償責任保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者の故意による事故</li> <li>●工作上的事故</li> <li>●同居の親族に対する賠償責任</li> <li>●船舶や自動車などの所有、使用または管理に起因する事故</li> <li>●他人から借りた物または預かった物に対して損害を与えた場合</li> <li>●地震・噴火またはこれらによる津波による事故</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
レンタル用品賠償責任保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者の故意による事故</li> <li>●職務の用に供されている間の損壊・盗取</li> <li>●自動車、不動産、通貨、有価証券、貴金属など</li> <li>●レンタル用品を返還した後に発見された損壊または一部盗取</li> <li>●レンタル用品の置き忘れ、紛失</li> <li>●山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハングライダー搭乗などの危険な運動の用具</li> <li>●自殺行為・闘争行為による事故</li> <li>●地震・噴火またはこれらによる津波による事故</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
キャンセル費用保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故</li> <li>●予約日や提供日が明確でないサービス</li> <li>●職務遂行に係るサービス</li> <li>●妊娠・出産・早産・流産による入院</li> <li>●自殺行為・闘争行為による事故</li> <li>●地震・噴火またはこれらによる津波による事故</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

救護者費用等保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故</li> <li>●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの</li> <li>●山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハングライダー搭乗などの危険な運動中の事故</li> <li>●妊娠・出産・早産・流産による事故</li> <li>●法令に定める酒気帯び運転や無免許運転による事故</li> <li>●自殺行為・闘争行為による事故</li> <li>●地震・噴火またはこれらによる津波による事故</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
住宅内生活用動産保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故</li> <li>●置き忘れまたは紛失</li> <li>●有価証券、自転車・ハングライダー・自動車等およびこれらの付属品、コンタクトレンズなど</li> <li>●塗料のはがれ、キズなど単なる外観の損傷</li> <li>●修理、加工、調整作業に起因する損害</li> <li>●自然の消耗、さび、かび、ねずみ食い</li> <li>●自殺行為・闘争行為による事故</li> <li>●地震・噴火またはこれらによる津波による事故</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

(注)告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

**新医療保障<医療保障>**

**保険金・給付金のお支払いについて**

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院給付金	加入日以後に発生した同一の不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院につき、124日分、通算700日分がお支払限度です。

**【入院について】**入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- 加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。  
(注)被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入日以後の原因によるものとみなします。
- 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。  
(注)治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は「治療を目的とする入院」に該当しません。
- 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。  
医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)または、同等の日本国外にある医療施設  
(注)・分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。  
・治療処置を伴わない人間ドック、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)等による入院は給付金支払の対象となりません。

**【転入院または再入院された場合】**

- 入院給付金のお支払いについて、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。

**【2回以上入院された場合】**

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。

**【入院中に保険期間が満了した場合】**

- 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。

**【1回の入院開始の原因が複数である場合】**

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。
  - ①その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき
  - ②その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

ご注意ください

## 保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失</li> <li>●その被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、薬物依存</li> <li>●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故</li> <li>●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故</li> <li>●地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ul>

## 約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性がります。

## 先進型医療サポート

### 給付金のお支払いについて

●各給付金のお支払いは、加入日以後に発生した傷害または発病した疾病を原因とする場合に限りです。

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院支援給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上入院をしたとき	入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。(1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回) ※1入院について5回、通算して36回がお支払限度です。
外来手術給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により、公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした手術(※)を保険期間中に入院を伴わずに受け、かつ、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が2,000点以上であるとき (※)悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術を除く	手術1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
外来放射線治療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした放射線治療を保険期間中に入院を伴わずに受けたとき	放射線治療1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
先進医療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術に係る費用と同額をお支払いします。 ※通算して2,000万円がお支払限度です。

### <給付金に関するご注意>

#### 【入院支援給付金・外来手術給付金・外来放射線治療給付金・先進医療給付金 共通事項】

●加入日前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする場合でも、加入日から起算して2年経過した後に入院を開始したとき・手術等を受けたときは該当する給付金をお支払いする場合があります。

#### 【入院支援給付金について】

- 「入院」とは、「別表1 入院」に定められたものとします。
- 入院支援給付金のお支払いは、1入院について5回、通算して36回を限度とします。なお、第2回以降の入院支援給付金の支払事由は、第1回の入院支援給付金の支払事由に該当することとなった入院の日数が、入院を開始した日から起算して、31日、61日、91日、または121日に達したときとします。
- 被保険者が入院支援給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院を開始した直接の原因となった傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、それらの入院を1回の入院とみなし、各入院日数を合算して取り扱います。
- 入院支援給付金が支払われることとなった前回の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなし、入院日数を合算する取り扱いはしません。
- 傷害または疾病が併発している期間について入院支援給付金を重複して支払いません。
- 美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、正常分娩(自然頭位分娩など)、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院は、入院支援給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は入院支援給付金のお支払対象となります。

#### 【外来手術給付金について】

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における手術であることを要します。
- 外来手術給付金のお支払いは、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって手術料が算定される手術がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の手術を受けた場合に、手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術については、第1回目の手術のみを受けたものとして取り扱います。

- 手術を受けたにもかかわらず、診療報酬点数が算定されないために支払事由に該当しない場合でも、その手術が診療報酬点数表によって手術料が1,000点以上算定される手術のときは、外来手術給付金をお支払いします。
- 「手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数」には、病院または診療所に通院した際に発行された処方せんに基づき、薬局にて薬を処方された場合の調剤報酬点数も含まれます。
- 「別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物」の(1)に定められた悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術はお支払対象となりません。
- 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術などは、外来手術給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は外来手術給付金のお支払対象となります。

#### 【外来放射線治療給付金について】

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における放射線治療であることを要します。
- 外来放射線治療給付金のお支払いは、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって放射線治療料が算定される放射線治療がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の放射線治療を受けた場合に、放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療については、第1回目の放射線治療のみを受けたものとして取り扱います。

#### 【先進医療給付金について】

- 先進医療とは、「別表4 先進医療」に定められたものとします。
- 「先進医療の技術に係る費用」とは、被保険者が受けた先進医療の技術に対する被保険者の負担額として、その先進医療を受けた病院または診療所によって定められた額をいい、次の費用などは含まれません。
  - ・「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる費用(自己負担部分を含む)
  - ・先進医療以外の評価療養のための費用
  - ・選定療養のための費用
  - ・食事療養のための費用
  - ・生活療養のための費用
- 治療を受けた時点で、次の1～3すべてに該当していない場合はお支払対象となりません。
  1. 厚生労働大臣が認める「医療技術」
  2. その医療技術ごとの「適応症」
  3. 所定の基準を満たす「医療機関」での治療
 上記1～3は随時見直しされますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。
- 先進医療給付特約は、お支払いの限度額の範囲内で先進医療の技術にかかる費用と同額を保障しますので、他に先進医療の保障に加入している場合は、上乘せの加入が必要であるかご確認ください。
- 医療技術名が同じでも、治療方法や症例等によっては「先進医療」に該当しない場合があります。該当するか否かは、治療を受ける前に実施する医療機関にご確認ください。

## 給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院支援給付金 外来手術給付金 外来放射線治療給付金 先進医療給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●契約者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>●その被保険者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>●その被保険者の犯罪行為によるとき</li> <li>●その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき</li> <li>●その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき</li> <li>●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき</li> <li>●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき</li> <li>●地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> <li>●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ul>

●入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。

### 別表1 入院

1. 入院とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
2. 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
  - ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
  - ②①の場合と同等の日本国外にある医療施設

### 別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物

1. 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の範囲は、以下の(1)および(2)をいいます。
  - (1)平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、表1の分類コードに規定される内容によるもので、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 - 腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが表2にあたるもの

表1 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の分類コード

分類項目	分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D09
性状不詳または不明の新生物①	D37-D48
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害②	D50-D89

備考

- ①たとえば、真正赤血球増加症<多血症>(D45)、骨髄異形成症候群(D46)、慢性骨髄増殖性疾患(D47.1)、本態性(出血性)血小板血症(D47.3)です。
- ②たとえば、ランゲルハンス細胞組織球症(D76.0)です。

表2 対象となる新生物の性状を表す第5桁コード

新生物の性状を表す第5桁コード
/ 2...上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性
/ 3...悪性、原発部位
/ 6...悪性、転移部位
悪性、続発部位
/ 9...悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(2)平成31年4月2日以降に診断確定された子宮頸部、膣部、外陰部および肛門部の中等度異形成

(注)国際対がん連合(UICC)の「TNM分類」が「T0」のものは、対象となる悪性新生物・上皮内新生物に含みません。

別表3 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- 健康保険法
- 国民健康保険法
- 国家公務員共済組合法
- 地方公務員等共済組合法
- 私立学校教職員共済法
- 船員保険法
- 高齢者の医療の確保に関する法律

別表4 先進医療

「先進医療」とは、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

就業不能サポート

給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
就業不能給付金	<第1回> 被保険者が所定の就業不能状態に該当し、その所定の就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時まで、不支給期間(注1)を超えて継続したとき <第2回以降> 被保険者の保険期間満了時まで到来する第2回以降の各支払基準日において、直前の支払基準日から所定の就業不能状態が継続していたとき	基準給付金月額をお支払いします。 ※毎月の支払基準日まで継続するごとに1回、最大18回
特定精神障害給付金	<第1回> 被保険者が特定就業不能状態に該当し、その特定就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時まで、不支給期間(注1)を超えて継続したとき <第2回以降> 被保険者の保険期間満了時まで到来する第2回以降の各特定支払基準日において、直前の特定支払基準日から特定就業不能状態が継続していたとき	基準給付金月額をお支払いします。 ※毎月の特定支払基準日まで継続するごとに1回、最大18回
初期支援給付金	傷害または発病した疾病により、保険期間満了時まで第1回就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態に該当したとき 特定精神障害により、保険期間満了時まで第1回特定精神障害給付金が支払われる特定就業不能状態に該当したとき	基準給付金月額の2分の1をお支払いします。

(注1)「不支給期間」とは

「不支給期間」とは、所定の就業不能状態が開始した日以降、その状態が継続した期間で、かつ、就業不能給付金の支払いの対象とならない期間をいい、その期間として日数をこの保険契約締結の際に引受保険会社の定める範囲内で保険契約者と引受保険会社が協議により定めます。

【就業不能給付金について】

- 「就業不能状態」とは、傷害または疾病により、病院(注2)もしくは診療所(注2)への治療を目的とした入院(注3)(注4)または医師の指示による自宅療養(注5)をしており、かつ、保険契約者と当社との協議にもとづいて締結される協定書に記載された業務に全く従事できない状態をいいます。
- 「所定の就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。
  - ①その被保険者についての加入日(増額日)以後の就業不能状態であること
  - ②その被保険者についての加入日(増額日)以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする就業不能状態であること
  - ③その被保険者についての保険期間の満了時まで開始した就業不能状態であること
- 「支払基準日」とは、以下と定義します。
  - ①第1回支払基準日  
第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日(第1回就業不能給付金が支払われる場合に限り、)
  - ②第2回以降の支払基準日  
第1回支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回支払基準日の応当日(応当日のない月の場合は、その月の末日とします。)

(注2)病院、診療所

「病院」および「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

- (1)医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
- (2)上記(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

(注3)入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(注4)治療を目的とした入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療を伴わない人間ドック検査などのための入院は、「治療を目的とした入院」に該当しません。

(注5)自宅療養

「自宅療養」とは、傷害または疾病により、日常生活が制限を受けるかまたは制限を加えることを必要とするため、病院または診療所への通院などの最低限必要な外出を除き、活動範囲が家屋内に限られている状態をいいます。

【特定精神障害給付金について】

- 「特定精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。

111注意したやつ

対象となる特定精神障害の分類コード

分類項目	分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F00～F09(ただし、F00、F01、F02およびF03を除く)
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20～F29
気分[感情]障害	F30～F39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40～F48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F50～F59(ただし、F52、F54およびF55を除く)
成人の人格及び行動の障害	F60～F69
心理的発達障害	F80～F89(ただし、F80、F81、F82およびF83を除く)
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F90～F98(ただし、F93、F94およびF98を除く)

●「特定就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。

- ①その被保険者についてのこの特約の加入日(増額日)以後の就業不能状態であること
- ②その被保険者についてのこの特約の加入日(増額日)以後に発生した特定精神障害を直接の原因とする就業不能状態であること
- ③その被保険者についてのこの特約の保険期間の満了時まで開始した就業不能状態であること

●「特定支払基準日」とは、以下と定義します。

- ①第1回特定支払基準日  
第1回の特定精神障害給付金の支払事由に該当した日(第1回の特定精神障害給付金が支払われる場合に限り、)
- ②第2回以降の特定支払基準日  
第1回の特定支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回特定支払基準日の応当日(応当日のない月の場合は、その月の末日とします。)

【初期支援給付金について】

●初期支援給付金を以下の場合にお支払いします。

- この特約の被保険者が、その被保険者のこの特約の保険期間満了時まで次のすべてを満たす所定の就業不能状態に該当したとき
  - ①その被保険者のこの特約の加入日(増額日)以後の所定の就業不能状態であること
  - ②その被保険者のこの特約の加入日(増額日)以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする所定の就業不能状態であること
  - ③その被保険者のこの特約の保険期間満了時まで開始した所定の就業不能状態であること
  - ④その被保険者について第1回の就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態であること
- この特約の被保険者が、その被保険者のこの特約の保険期間満了時まで次のすべてを満たす特定就業不能状態に該当したとき
  - ①その被保険者のこの特約の加入日(増額日)以後の特定就業不能状態であること
  - ②その被保険者のこの特約の加入日(増額日)以後に発生した特定精神障害を直接の原因とする特定就業不能状態であること
  - ③その被保険者のこの特約の保険期間満了時まで開始した特定就業不能状態であること
  - ④その被保険者について第1回の特定精神障害給付金が支払われる特定就業不能状態であること

＜給付金のお支払いに関するご注意＞

●被保険者が、就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態(以下「先発就業不能状態」といいます。)に該当し、その状態が終了した後、所定の就業不能状態(以下「後発就業不能状態」といいます。)に再び該当した場合で、次の①、②および③のいずれも満たすときには、先発就業不能状態および後発就業不能状態をあわせて1つの継続した所定の就業不能状態とみなします。なお、この場合、先発就業不能状態の終了日の翌日以降の支払基準日は、先発就業不能状態の第2回以降の支払基準日のうち後発就業不能状態に該当した日以降に到来する支払基準日とします(先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて後発就業不能状態に該当した日の前日までの期間については、就業不能給付金はお支払いできません。)

- ①先発就業不能状態および後発就業不能状態のそれぞれに該当する直接の原因となった傷害または疾病が、同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めるとき
- ②先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて180日以内、かつ、この保険契約の保険期間満了時まで、後発就業不能状態に該当したとき
- ③後発就業不能状態に該当した日からその日を含めて10日以上所定の就業不能状態が継続したとき

※なお、特定精神障害給付金については、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」、先発就業不能状態を「先発特定就業不能状態」、後発就業不能状態を「後発特定就業不能状態」、支払基準日を「特定支払基準日」、直接の原因となった傷害または疾病を「直接の原因となった特定精神障害」と読み替えます。

●就業不能給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、就業不能給付金は重複してお支払いできません。

●特定精神障害給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、特定精神障害給付金は重複してお支払いできません。

●就業不能給付金の支払事由が生じた場合でも、その支払基準日の属する月と同月内に特定精神障害給付金の支払事由が生じているとき(特定精神障害給付金が支払われる場合に限り、)には、就業不能給付金をお支払いできません。また、就業不能給付金の支払事由が生じたにもかかわらず就業不能給付金が支払われない場合、その支払事由の発生は、就業不能給付金の支払われる回数に算入しません。

●保険契約者と当社の協議に基づき、被保険者が所定の就業不能状態に該当後、その状態が継続している間に次の①から③の事由のうちいずれかが発生した場合、それらの事由の発生以後に継続している所定の就業不能状態は、この保険契約(または特約)が有効中の所定の就業不能状態とみなす場合があります。

- ①この保険契約(または特約)の保険期間が満了し、保険契約(または特約)が更新されないとき
- ②この保険契約(または特約)が解約されたとき
- ③その被保険者が加入資格を欠き、この保険契約から脱退したとき

※なお、特定精神障害給付金については、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」と読み替えます。

給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金をお支払いできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
就業不能給付金	①契約者の故意または重大な過失 ②その被保険者の故意または重大な過失 ③その被保険者の犯罪行為 ④その被保険者の精神障害(注1) ⑤その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ⑦その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑧その被保険者の薬物依存(注2) ⑨その被保険者の妊娠、出産(注3) ⑩頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいづれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。) ⑪地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ⑫戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
特定精神障害給付金(注4)	①契約者の故意または重大な過失 ②その被保険者の故意または重大な過失 ③その被保険者の犯罪行為 ④地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ⑤戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
初期支援給付金	第1回就業不能給付金または第1回特定精神障害給付金をお支払いできない場合

(注1)精神障害

「精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。(\*1)

分類項目	分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F00～F09(ただし、F00、F01、F02およびF03を除く)
精神作用物質使用による精神及び行動の障害(*2)	F10～F19
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20～F29
気分[感情]障害	F30～F39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40～F48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F50～F59(F54を除く)
成人の人格及び行動の障害	F60～F69
知的障害<精神遅滞>	F70～F79
心理的発達障害	F80～F89
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F90～F98
詳細不明の精神障害	F99

(\*1)分類コードF00(アルツハイマー病の認知症)、F01(血管性認知症)、F02(他に分類されるその他の疾患(パーキンソン病等)の認知症)、F03(詳細不明の認知症)およびF54(他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因)に規定される内容は、免責事由に該当しません。

(\*2)薬物依存に該当するものを除きます。

(注2)薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

(注3)妊娠、出産

「妊娠、出産」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち分類コードO00からO99までに規定される内容によるものとします。

(注4)下表の分類コードに該当するものは、特定精神障害には含まれず、特定精神障害給付金の支払対象とはなりません。

分類項目	分類コード
アルツハイマー病の認知症	F00
血管性認知症	F01
他に分類されるその他の疾患(パーキンソン病等)の認知症	F02
詳細不明の認知症	F03
他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因	F54
性機能不全, 器質性障害又は疾病によらないもの	F52
依存を生じない物質の乱用	F55
会話及び言語の特異的発達障害	F80
学習能力の特異的発達障害	F81
運動機能の特異的発達障害	F82
混合性特異的発達障害	F83
小児<児童>期に特異的に発症する情緒障害	F93
小児<児童>期及び青年期に特異的に発症する社会的機能の障害	F94
小児<児童>期及び青年期に通常発症するその他の行動及び情緒の障害	F98

### 約款規定について

給付金のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

### 医療プラン

#### 保険金・給付金のお支払いについて

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。
- 入院給付金、集中治療給付金、手術給付金、手術後療養給付金のお支払いは、加入日以後に発生した不慮の事故または発病した疾病を原因とする場合に限ります。

#### <主契約からの給付>

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に、加入日以後に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金額

#### <特約(疾病入院特約(2001))からの給付>

加入日以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害により、その特約の保険期間中に被保険者がつぎの「お支払いする場合」に該当したときは、給付金をお支払いします。

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院給付金 (疾病入院特約(2001)より)	病気で継続して5日以上入院されたとき	入院給付金日額×(入院日数-4日)をお支払いします。 ※1回の入院は120日分、通算1,095日分がお支払限度です。ただし、三大疾病の治療を目的とする入院はお支払限度の対象外です。
集中治療給付金 (疾病入院特約(2001)より)	病気または不慮の事故による傷害で所定の集中治療室管理を受けられたとき	集中治療室管理1日につき、入院給付金日額と同額をお支払いします。 ※お支払日数を通算して120日分がお支払限度です。
手術給付金 (疾病入院特約(2001)より)	病気または不慮の事故による傷害で所定の手術を受けられたとき	手術1回につき、入院給付金日額×(対象となる手術の種類に対する給付倍率)をお支払いします。 ※お支払回数には限度がありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。
手術後療養給付金 (疾病入院特約(2001)より)	給付倍率40倍の手術給付金の支払われる手術を受けられ、手術の日から継続して30日以上入院されたとき	手術1回につき、手術を受けた日の入院給付金日額×10をお支払いします。 ※お支払回数には限度がありません。

- 次の3つの入院は、疾病入院特約(2001)による入院給付金のお支払対象となります。
  - ①加入日以後に発生した、不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院
  - ②加入日以後に発生した、不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
  - ③加入日以後に開始した、異常分娩のための入院
- 【入院について】【転入院または再入院された場合】【2回以上入院された場合】については、新医療保障<医療保障>の記載を参照ください。
  - 【入院中に保険期間が満了した場合】
    - 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了(高度障害で保険期間が満了した場合を含む)し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。
  - 【三大疾病】「所定の集中治療室管理」「所定の手術」については、「ご契約のしおり 約款」をご参照ください。

### <ご注意>

#### 【三大疾病の治療を目的とした入院について】

- 三大疾病の治療を目的とした入院については、入院給付金のお支払制限(1入院120日、通算1,095日)はありません。対象となる三大疾病にはつぎのような事例があります。

悪性新生物・上皮内新生物(がん・上皮内がん)	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 2. 消化器の悪性新生物 3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 4. 骨および関節軟骨の悪性新生物 5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 6. 中皮および軟部組織の悪性新生物 7. 乳房の悪性新生物 8. 女性生殖器の悪性新生物 9. 男性生殖器の悪性新生物 10. 腎尿路の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物 16. 上皮内新生物 17. 真正赤血球増加症<多血症>、骨髄異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症 18. ランゲルハンス細胞組織球症
急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞 20. 再発性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症
脳卒中	22. くも膜下出血 23. 脳内出血 24. 脳梗塞	25. くも膜下出血の続発・後遺症 26. 脳内出血の続発・後遺症 27. 脳梗塞の続発・後遺症

- 対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症・合併症・後遺症であると引受保険会社が認めたものはその対象に含まれます。
- 「集中治療室管理」とは、所定の施設において、内科系、外科系を問わず、呼吸、循環、代謝その他の重篤な急性機能不全の患者に対して、医師の必要と認める治療看護を強力かつ集中的に行うことをいいます。(総合周産期特定集中治療室や新生児特定集中治療室における集中治療室管理は対象とはなりません。)

#### 保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。)</li> <li>●契約者の故意によるとき</li> <li>●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。)</li> <li>●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ul>
高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき</li> <li>●契約者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>●被保険者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ul>
疾病入院特約(2001)の給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●入院給付金、集中治療給付金、手術給付金、手術後療養給付金に関しては、被保険者の薬物依存または自殺行為による</li> <li>●とき</li> <li>●契約者または被保険者の故意または重大な過失による</li> <li>●とき</li> <li>●被保険者の犯罪行為による</li> <li>●とき</li> <li>●被保険者の精神障害の状態を原因とする事故による</li> <li>●とき</li> <li>●被保険者の泥酔の状態を原因とする事故による</li> <li>●とき</li> <li>●被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故による</li> <li>●とき</li> <li>●被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故による</li> <li>●とき</li> <li>●地震、噴火または津波による</li> <li>●とき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> <li>●戦争その他の変乱による</li> <li>●とき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> <li>●入院給付金、集中治療給付金に関しては、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のない</li> <li>●とき</li> </ul>

**新医療保障<充実プラン>**

◎この医療保険契約には下記の特約がセットされています。

三大疾病入院特約、三大疾病手術特約、糖尿病・高血圧入院特約、糖尿病・高血圧手術特約、腎臓病・肝臓病入院特約、腎臓病・肝臓病手術特約、女性疾病入院特約、女性疾病手術特約、介護特約、親介護特約、疾病手術特約、傷害手術特約

**保険金・給付金のお支払いについて**

項目	お支払いする場合	お支払内容
三大疾病入院保険金	三大疾病の治療を目的として入院したとき	入院保険金日額×入院日数(日数制限なし)
糖尿病・高血圧入院保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を目的として入院したとき	入院保険金日額×入院日数 *1回の入院に対し365日、通算700日が限度
腎臓病・肝臓病入院保険金	腎臓病・肝臓病の治療を目的として入院したとき	
女性疾病入院保険金	女性疾病の治療を目的として入院したとき	
疾病手術保険金	疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	手術の種類に応じて、手術基準日額の10倍、20倍、40倍 *お支払回数に限度はありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。
三大疾病手術保険金	三大疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
糖尿病・高血圧手術保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
腎臓病・肝臓病手術保険金	腎臓病・肝臓病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
女性疾病手術保険金	女性疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき 女性が特定障害の治療を直接の目的として所定の形成術等を受けたとき	
傷害手術保険金	傷害の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	介護保険金額 *1回を限度とします。
介護保険金	公的介護保険要介護2以上の認定がなされたとき、または保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続したとき	
親介護保険金	被保険者の親が公的介護保険要介護2以上の認定がなされたとき、または被保険者の親が保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続したとき	親介護保険金額 *1回を限度とします。

●入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院・手術等はお支払いの対象となりません。

●保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等はお支払いの対象となりません(注)。ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術等につきましては保険金をお支払いいたします。

(注)したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。

●お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。

- ①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
- ②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額

●被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。  
●被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

●被保険者が、所定の手術を受けた場合に、手術保険金をお支払いします。ただし、骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術(抜釘(ばってい)術)や単なる皮膚の縫合術などは、手術保険金のお支払対象になりません。

●同一の特約について、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払いします。  
●保険金受取人は被保険者本人になります。

●介護保険金・親介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただけます。  
●保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

●三大疾病入院保険金および三大疾病手術保険金における三大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)には、次のような事例があります。

悪性新生物・ 上皮内新生物 (がん・上皮内がん)	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物
	2. 消化器の悪性新生物	12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物
	3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物
	4. 骨および関節軟骨の悪性新生物	14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物
	5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物
	6. 中皮および軟部組織の悪性新生物	16. 上皮内新生物
	7. 乳房の悪性新生物	17. 真正赤血球増加症<多血症>、骨髄異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症
	8. 女性生殖器の悪性新生物	18. ランゲルハンス細胞組織球症
	9. 男性生殖器の悪性新生物	
	10. 腎尿路の悪性新生物	
急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症
	20. 再発性心筋梗塞	
脳卒中	22. くも膜下出血	25. くも膜下出血の続発・後遺症
	23. 脳内出血	26. 脳内出血の続発・後遺症
	24. 脳梗塞	27. 脳梗塞の続発・後遺症

※対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症、合併症、後遺症を含みます。

●糖尿病・高血圧入院保険金および糖尿病・高血圧手術保険金における糖尿病・高血圧性疾患の範囲は次のとおりです。

糖尿病	1. 糖尿病
高血圧性疾患	2. 高血圧性疾患

●腎臓病・肝臓病入院保険金および腎臓病・肝臓病手術保険金における腎臓病・肝臓病の範囲は次のとおりです。

腎臓病	1. 糸球体疾患	4. 尿路結石症
	2. 腎尿細管間質性疾患	5. 腎および尿管のその他の障害
	3. 腎不全	
肝臓病	6. ウイルス肝炎	
	7. 肝疾患	

●女性疾病入院保険金および女性疾病手術保険金における女性疾病の範囲は次のとおりです。

悪性新生物	1. 乳房の悪性新生物	
	2. 女性生殖器の悪性新生物※上皮内がんは含みません	
乳房および 女性生殖器の疾患	3. 乳房の障害	5. 女性生殖器の非炎症性障害
	4. 女性骨盤臓器の炎症性疾患	6. 女性生殖器の先天奇形
妊娠、分娩および 産褥の合併症	7. 流産に終わった妊娠	11. 分娩の合併症
	8. 妊娠、分娩および産褥における浮腫、蛋白尿および高血圧性障害	12. 分娩(自然頭位分娩、自然分娩、単胎自然分娩は除く)
	9. 主として妊娠に関連するその他の母体障害	13. 主として産褥に関連する合併症
	10. 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	14. その他の産科的病態、他に分類されないもの
乳房または女性生殖器の 良性新生物、性状不詳 または不明の新生物	15. 乳房の良性新生物	19. その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物
	16. 子宮平滑筋腫	20. 女性生殖器の性状不詳または不明の新生物
	17. 子宮のその他の良性新生物	21. 乳房の性状不詳または不明の新生物
	18. 卵巣の良性新生物	

●女性疾病手術保険金における特定障害の治療を直接の目的とする形成術等は次のとおりです。

癬痕(はんこん)の原因と なった傷害または疾病	1. 癬痕(はんこん)に対する植皮術
	2. 癬痕(はんこん)形成術(非観血手術を除く)
足指の後天性変形	3. 足指の後天性変形に対する形成術(非観血手術を除く)
乳房切除の原因と なった傷害または疾病	4. 乳房切除術(生検を除く)

●介護保険金および親介護保険金における所定の要介護状態は次のとおりです。

- ①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合
- ②保険期間中に以下の状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合

寝たきりにより 介護が必要な状態	終日就床(介護なしでは終日ベッド周辺での生活に限定される状態をいいます。)しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。
	イ. 歩行の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること ロ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)食事 (ロ)排せつ (ハ)入浴 (ニ)衣類の着脱

認知症により 介護が必要な状態	<p>認知症(正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。)であり、かつ、認知症により次のいずれかに該当する状態をいいます。</p> <p>イ、次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること          (イ)歩行 (ロ)食事 (ハ)排せつ (ニ)入浴 (ホ)衣類の着脱</p> <p>ロ、次に掲げる通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動またはそれらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること          (イ)徘徊をする、または迷子になる。 (ロ)過食、拒食または異食をする。          (ハ)所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をする。 (ニ)乱暴行為または破壊行為をする。          (ホ)興奮し騒ぎ立てる。 (ヘ)火の不始末をする。 (ト)物を盗む、またはむやみに物を集める。</p>
--------------------	---

**保険金・給付金のお支払いできない場合について**

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
入院保険金 手術保険金 (三大疾病入院保険金、 三大疾病手術保険金を 除く)	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存(傷害手術保険金を除きます。) ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱 ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。 <span style="float: right;">など</span>
介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ④被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。 <span style="float: right;">など</span>
親介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の親の故意または重大な過失 ③被保険者の親の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④被保険者の親が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ⑤被保険者の親の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。 ただし、②③④については、親介護保険金を支払わないのはその被保険者の親に生じた要介護状態に限ります。 <span style="float: right;">など</span>

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いができません。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできません。

**重病克服支援制度**

**保険金・給付金のお支払いできない場合について**

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

- 過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。
- 告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

**短期休職補償制度**

**保険金・給付金のお支払いについて**

項目	お支払いする場合
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業不能が、免責期間を超えて継続したとき

**【補償対象期間について】**  
 就業不能が続いた場合、免責期間終了後(8日目)から1年を限度として、保険金が支払われます。また、一度就業不能が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業不能となったとき、後の就業不能は前の就業不能と同一とみなします。

**【就業不能の定義について】**  
 就業不能とは、被保険者が身体障害を被り、次のいずれかに該当する事由により業務に全く従事できない状態をいいます。  
 (イ)その身体障害の治療のため、入院していること  
 (ロ)イ以外で、その身体障害につき医師の治療を受けていること

**【お支払いする保険金の額について】**  
 補償対象期間中の就業不能である期間1カ月について、保険金月額をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業不能開始日の属する月の直前12カ月の平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額のお支払いとなります。  
 また、補償対象期間中の就業不能である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月=30日とした日割計算でお支払いします。  
 ※初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業不能の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後に就業不能になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。  
 ①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額  
 ②被保険者が就業不能になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額  
 ※他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

**【無事故戻しについて】**  
 保険期間中に保険金を支払うべき就業不能が発生しなかった場合は、無事故戻し返れい金としてお支払いいただいた保険料の20%を保険契約者にお返しします。  
 ただし、無事故戻し返れい金をお返しした後に、その保険期間中に開始した就業不能に対し、保険金をお支払いする場合は、お支払いする保険金と無事故戻し返れい金を精算させていただきます。

**【保険金のお支払いに関する注意について】**  
 ●保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業不能が開始したときに限ります。  
 ●保険期間開始日より前に被った身体障害による就業不能はお支払いの対象となりません(注)。  
 ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業不能につきましては保険金をお支払いいたします。  
 (注)したがって、保険期間開始日より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。  
 ●退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業不能は、お支払いの対象となりません。  
 ●保険金は身体の障害によって、所定の就業不能が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできません。  
 ●保険金受取人は被保険者本人になります。  
 ●保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできません。

**保険金・給付金のお支払いできない場合について**

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
  - ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
  - ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
  - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
  - ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 次のいずれかに該当する就業不能については保険金をお支払いできません。

項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	●故意または重大な過失により被った身体障害による就業不能 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業不能 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業不能 ●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業不能 ●戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業不能 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業不能 ●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業不能 ●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ●脱退後に開始した就業不能 <span style="float: right;">など</span>

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができません。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできません。

## 長期療養収入補償制度

### 保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間を超えて継続したとき

#### 【補償対象期間について】

加入日(継続加入の場合は更新日)現在の年齢	補償対象期間開始	補償対象期間終了
満54歳以下の方	免責期間終了後(373日目)	満65歳に達した日*
満55歳以上の方		3年を限度*

※ただし、所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

●一度就業障害が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。

#### 【就業障害の定義について】

就業障害とは、下記の状態をいいます。

- 身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合
  - その身体障害の治療のため、入院していること
  - (i)以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合
  - (i)(ii)以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること
- 免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合

#### 【お支払いする保険金の額について】

補償対象期間中の就業障害である期間1カ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12カ月の平均月間所得額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります\*。

また、補償対象期間中の就業障害である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月=30日とした日割計算でお支払いします。

なお、所得喪失率は、

$$1 - \frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

で算出されます。

病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。

\*初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後、に就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。

- 被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
- 被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

\*他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

#### 【保険金のお支払いに関する注意について】

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません(注)。  
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。  
(注)したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体の障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

### 保険金・給付金のお支払いできない場合について

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
  - ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
  - ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
  - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
  - ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いできません。

項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害</li> <li>●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害</li> <li>●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害</li> <li>●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害</li> <li>●戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業障害</li> <li>●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被った身体障害による就業障害</li> <li>●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害</li> <li>●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害</li> <li>●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください。)</li> <li>●脱退後に開始した就業障害</li> </ul>
	など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害(アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害を除きます。)を被保険者が被り、これを原因として生じた就業障害に対して、保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険金の支払いは、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24カ月を限度とします。

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害  
F00~F09、F20~F99  
例)統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、強迫性障害(強迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害、認知症、知的障害、特異的発達障害、多動性障害など

## その他

### 補償の重複について

#### ライフガード(主)・ライフガード(特)・短期休職補償制度・長期療養収入補償制度

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。(注)

(注)1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

#### 【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

	今回ご加入いただく補償項目	補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
普通傷害保険	各種賠償責任補償特約	各種賠償責任補償特約
	携行品損害補償特約	携行品損害補償特約
	住宅内生活用動産補償特約	住宅内生活用動産補償特約 家財を対象とした火災保険
	所得補償保険 団体長期障害所得補償保険	所得補償保険 団体長期障害所得補償保険

### リビング・ニーズ特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

#### 重病克服支援制度

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

## 先進型医療サポート・就業不能サポート

- 給付金受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情<sup>注</sup>があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金を請求することができます。  
<sup>注</sup>「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。
- 指定代理請求者は、給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。
  1. 被保険者の戸籍上の配偶者
  2. 被保険者の直系血族
  3. 被保険者の兄弟姉妹
  4. 被保険者の3親等内の親族
  5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、給付金受取人のために給付金を請求する適切な関係があると引受保険会社が認められた方に限ります。
    - A. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
    - I. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人を除く)
- お支払いした給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。
- 給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
- ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
- 指定代理請求者に給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。
  - \*給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者からのご請求はできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
  - \*給付金の支払い事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。
- 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

## 医療プラン・重病克服支援制度

- 代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情<sup>注</sup>がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。  
<sup>注</sup>「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。
- 指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。
  1. 被保険者の戸籍上の配偶者
  2. 被保険者の直系血族
  3. 被保険者の兄弟姉妹
  4. 被保険者の3親等内の親族
  5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当会社が認められた方に限ります。
    - A. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
    - I. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)
  - \*保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
  - \*保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。
- 死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。
- お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。
- 保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
- ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
- 指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。
- 指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。
- 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

## ライフガード(主)・ライフガード(特)・新医療保障<充実プラン>・短期休職補償制度・長期療養収入補償制度

- ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいなときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。
- ①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
  - ②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
  - ③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
- または上記②以外の3親等内の親族
- \*代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

## 保険金・給付金のご請求について

### ささえ・ささえロング・新医療保障<医療保障>・先進型医療サポート・就業不能サポート・医療プラン・重病克服支援制度

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

## ライフガード(主)・ライフガード(特)・新医療保障<充実プラン>・短期休職補償制度・長期療養収入補償制度

- 保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日<sup>注</sup>からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。
- 正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。
- <sup>注</sup>下線部分について
- 【ライフガード(主)・ライフガード(特)】の場合は「事故が発生したときは、事故の発生の日」
- 【長期療養収入補償制度】の場合は「就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日」
- 【短期休職補償制度】の場合は「就業不能が開始したときは、就業不能の開始の日」
- となります。

## 社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

## 告知の大切さに関するご案内について

### 新医療保障<充実プラン>・短期休職補償制度・長期療養収入補償制度

- 告知の大切さについて、ご確認ください。
- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出てください(告知義務)があります。
  - ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
  - 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時<sup>\*</sup>からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時<sup>\*</sup>から1年を経過していても、保険期間開始時<sup>\*</sup>からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。
    - \*継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取扱いします。
  - ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
  - ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認ください。ご確認させていただく場合があります。
  - 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等することを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただけます。
  - 新たなご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。特に親介護特約については、対象となる方の現在の健康状態等について必ずご確認ください。
  - 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9：00～17：00)までご連絡ください。

## 約款規定について

### 医療プラン・重病克服支援制度

約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性がります。

## ライフガード(主)・ライフガード(特)・新医療保障<充実プラン>・短期休職補償制度・長期療養収入補償制度

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。

## 保険契約の解除について

### ライフガード(主)・ライフガード(特)・新医療保障<充実プラン>・短期休職補償制度・長期療養収入補償制度

#### 【重大事由による解除について】

保険金を取得する目的で事故や就業障害、就業不能、保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

#### 【被保険者による保険契約の解除請求について】

被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

## ご照会・ご相談窓口について

### ささえ・ささえロング・新医療保障<医療保障>・先進型医療サポート・就業不能サポート・医療プラン・重病克服支援制度

#### 【ご照会・ご相談窓口】

- 制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。
- この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス「<https://www.seiho.or.jp/>」)

- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## ライフガード(主)・ライフガード(特)・新医療保障<充実プラン>・短期休職補償制度・長期療養収入補償制度

### 【制度内容等に関するご照会・ご相談窓口】

制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。

### 【引受損害保険会社の苦情・相談窓口】

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社 お客様相談室

0120-255-400(フリーダイヤル(無料))

受付時間：午前9時～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

### 【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】<保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)>

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022808(ナビダイヤル(有料))

※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。

受付時間：午前9時15分～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

## 保護機構について

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス[<https://www.seihohogo.jp/>]をご覧ください。

### 【ライフガード(主)・ライフガード(特)】

- 引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3カ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返れい金等は、原則として80%まで補償されます。

### 【新医療保障<充実プラン>・短期休職補償制度・長期療養収入補償制度】

- 引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

## 「医療保障保険契約内容登録制度」について ～あなたのご契約内容が登録されます～

### 新医療保障<医療保障>・先進型医療サポート

明治安田生命保険相互会社(以下、「明治安田生命」といいます。)、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。))とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型・個人型)契約(以下「医療保障保険契約」といいます。))のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、明治安田生命の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険契約のお申込みがあった場合、明治安田生命は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただきます。また、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただきます期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

明治安田生命の医療保障保険契約に関する登録事項については、明治安田生命が管理責任を負います。契約者または被保険者は、明治安田生命の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、明治安田生命の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、明治安田生命コミュニケーションセンター(電話 0120-662-332)にお問い合わせください。

- 【登録事項】 (1)被保険者の氏名、生年月日および性別 (2)保険契約の種類(無配当団体医療保険、医療保障保険(団体型・個人型))  
(3)治療給付率 (4)入院給付金日額または基準給付金額  
(5)保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型)の場合、契約者名  
(6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、契約者の住所(市・区・郡までとします。) (7)契約日

※その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

## 取扱代理店

### ライフガード(主)・ライフガード(特)・新医療保障<充実プラン>

有限会社香川互助サービス 電話番号：087-863-4138

明治安田生命保険相互会社 電話番号：087-821-6811

### 短期休職補償制度・長期療養収入補償制度

有限会社香川互助サービス 電話番号：087-863-4138

(明治安田損害保険株式会社・損害保険ジャパン株式会社委託代理店)

明治安田生命保険相互会社 電話番号：087-821-6811

(明治安田損害保険株式会社委託代理店)

明治安田損害保険株式会社 所得補償保険サービスグループ 行
事故連絡票 (FAX 03-3257-3288)

※該当する項目に☑をお願いします。 ※姓と名の間は1種空けて、濁点は1種を使用して記入してください。

団体名、団体番号、商品名

被保険者情報: 現住所、フリガナ、氏名、所属、職種、勤務先TEL、性別、生年月日

被保険者番号、保険期間

請求者情報: 被保険者との続柄

事故日: 年、月、日、午前・午後、時、分

休業開始日: 年、月、日

事故場所: 都道府県、請求項目

事故の原因状況: 復傷(見込み)日

傷病の内容: 傷病名、症状、初診日、入院、通院、手術

医療機関: 名称、所在地、受診科、担当医師、他契約

【個人情報の利用目的】 保険金請求にあたり、ご報告いただくお客様の個人情報につきましては、契約者が保険契約を締結する損害保険会社に提供し、保険引受の判断、保険事故への対応...

【会社使用欄】 受付欄、保険会社、明治安田生命、代碼

受付日:
ご担当者:
TEL:

明治安田損害保険株式会社
傷害・火災・新種保険サービスグループ 行

団体名、団体番号、更新月、商品名、所得補償、退職者

加入者: 氏名、フリガナ、生年月日、性別、所属、職種

被保険者: 氏名、フリガナ、生年月日、性別、加入者からの関係、電話番号

現住所: 都道府県、〒、事故状況等確認のため、お電話にて確認させていただく場合がございます。

労働申請: 有、無、他社契約、無・不明、有

請求項目: 死亡、後遺障害、入院、通院、手術、物損、レンタル賠償、キャンセル費用

事故日: 年、月、日、時、分

事故の内容: 事故地、事故状況(何をしている時、何が起きて、どうなったのか)

傷害: 傷病名、部位、症状、初診日、治療見込み、医療機関

物損: 損害品名、購入金額、購入年月、修理状況、修理代、損害区分



## 個人情報に関するご注意

### 契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社：<https://www.meijiyasuda.co.jp/> 明治安田損害保険株式会社：<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

### ー死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご注意くださいー

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

### 【重病克服支援制度】

「健康情報活用商品」において提出いただいた健康診断に関する情報の取扱いは、上記の「個人情報に関する取扱い」と異なります。

健康診断に関する情報の取扱いおよび加入者からの健診情報収集のサポート機能の取扱いは「健康情報活用商品について」のページの「健診情報の取扱いについて」を必ずご確認ください。 ▶ P.21

## お申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

## お問い合わせ先

### ◎制度内容に関するお問い合わせ

香川県庁消費生活協同組合

**087-832-3822**

〒760-0017 香川県高松市番町四丁目1-10

### ◎その他お問い合わせ

明治安田生命保険相互会社 四国公法人営業推進部

**087-821-6811**

〒760-0017 香川県高松市番町1-7-5 明治安田生命高松ビル  
2階